

官報

号外 昭和三十七年五月四日

○第四十回参議院會議錄第二十号

昭和三十七年五月四日(金曜日)

午後零時十分開議

議事日程 第十九号

昭和三十七年五月四日

午前十時開議

第一 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 災害対策基本法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 市の合併の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 新産業都市建設促進法案(内閣提出、衆議院送付)

第六 木船運送法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律案(衆議院提出)

第九 国土調査促進特別措置法案(衆議院提出)

第一〇 財政法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一一 農地開発機械公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一二 石油業法案(内閣提出、衆議院送付)

第一三 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一四 不当景品類及び不当表示防止法案(内閣提出、衆議院送付)

第一五 ばい煙の排出の規制等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一六 恩給法案の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一七 昭和三十七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法案の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一八 外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一九 国土調査促進特別措置法案(衆議院提出)

第二〇 旧軍港市国有財産処理審議会委員の任命に関する件

第二一 旧軍港市国有財産処理審議会委員の任命に関する件

第二二 旧軍港市国有財産処理審議会委員の任命に関する件

第二三 旧軍港市国有財産処理審議会委員の任命に関する件

第一、米国の核実験再開に対する政府の態度とその対策に関する緊急質問

第二、日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

第三、特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

第四、日程第一 地方自治法の一部を改正する法律案

第五、日程第二 災害対策基本法等の一部を改正する法律案

第六、日程第三 道路交通法の一部を改正する法律案

第七、日程第四 市の合併の特例に関する法律案

第八、日程第五 新産業都市建設促進法案

第九、日程第六 木船運送法の一部を改正する法律案

第十、日程第七 戦傷病者戦没者遺族等援護法案の一部を改正する法律案

第十一、日程第八 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律案

第十二、日程第九 国土調査促進特別措置法案

第十三、日程第十 財政法の一部を改正する法律案

第十四、日程第十一 農地開発機械公団法の一部を改正する法律案

第十五、日程第十二 石油業法案

第十六、日程第十三 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

第十七、日程第十四 不当景品類及び不当表示防止法案

第十八、日程第十五 ばい煙の排出の規制等に関する法律案

第十九、日程第十六 恩給法案の一部を改正する法律案

第二十、日程第十七 昭和三十七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法案の規定による年金の額の改定に関する法律案

第二十一、日程第十八 外務省設置法の一部を改正する法律案

第二十二、日程第十九 国土調査促進特別措置法案(衆議院提出)

第二十三、日程第二十 旧軍港市国有財産処理審議会委員の任命に関する件

第二十四、日程第二十一 旧軍港市国有財産処理審議会委員の任命に関する件

第二十五、日程第二十二 旧軍港市国有財産処理審議会委員の任命に関する件

第二十六、日程第二十三 旧軍港市国有財産処理審議会委員の任命に関する件

同日議長において、左の通り指名した。

同日議長において、左の通り指名した。

同日議長において、左の通り指名した。

同日議長において、左の通り指名した。

同日議長において、左の通り指名した。

同日議長において、左の通り指名した。

同日議長において、左の通り指名した。

同日議長において、左の通り指名した。

同日議長において、左の通り指名した。

同日議長において、左の通り指名した。

同日議長において、左の通り指名した。

同日議長において、左の通り指名した。

同日議長において、左の通り指名した。

同日議長において、左の通り指名した。

同日議長において、左の通り指名した。

同日議長において、左の通り指名した。

同日議長において、左の通り指名した。

同日議長において、左の通り指名した。

同日議長において、左の通り指名した。

同日議長において、左の通り指名した。

同日議長において、左の通り指名した。

同日議長において、左の通り指名した。

同日議長において、左の通り指名した。

同日議長において、左の通り指名した。

同日議長において、左の通り指名した。

同日議長において、左の通り指名した。

同日議長は、左の議員提出案を商工委員会に付託した。

中小企業基本法案(永末英一君発議)
同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

中小企業省設置法案(松平忠久君外二十六名提出) 内閣委員会に付託
中小企業基本法案(松平忠久君外二十六名提出) 松平忠久君外二十六名提出

中小企業組織法案(松平忠久君外二十六名提出)
中小企業基本法案(宮澤胤勇君外二百六十二名提出) 商工委員会に付託

同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。

電波法の一部を改正する法律案
首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案

首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案
船舶職員法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

原子力委員会設置法の一部を改正する法律案
国民年金法の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案
産炭地域振興事業団法案

鉱山保安法の一部を改正する法律案
国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案
大蔵省設置法の一部を改正する法律案
同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

原子力委員会設置法の一部を改正する法律

国民年金法の一部を改正する法律
石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律

産炭地域振興事業団法案
鉱山保安法の一部を改正する法律
国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律

大蔵省設置法の一部を改正する法律
去る四月二十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 山口 重彦君
法務委員 千葉 信君

外務委員 森 元治郎君
農林水産委員 戸田 光光君

同 田畑 栄光君
同 佐多 忠隆君

同 吉田 法晴君
同 加藤 正人君

同 谷口 慶吉君
同 奥 むめお君

同 谷村 貞治君
同 下村 定君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 下村 定君
決算委員 谷村 貞治君

同日委員会において当選した理事は左の通りである。

法務委員会 理事 井川 伊平君(井川伊平君の補欠)
理事 亀田 得治君(亀田得治君の補欠)

社会労働委員会 理事 村山 道雄君(村山道雄君の補欠)

同日衆議院から左の議案が提出された。よって議長は即日これを建設委員会に付託した。

国土調査促進特別措置法案
同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。

道路交通法の一部を改正する法律案
地方行政委員会に付託

ばい煙の排出の規制等に関する法律案
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

行政事件訴訟法案
行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

法務委員会に付託
海外技術協力事業団法案

外務委員会に付託
自動車保管場所の確保等に関する法律案
同日衆議院から予備審査のため左の議案を送付された。よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

同日委員長から左の報告書が提出された。

地方自治法の一部を改正する法律案
可決報告書

災害対策基本法案の一部を改正する法律案
可決報告書

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
可決報告書

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律案
可決報告書

国土調査促進特別措置法案
可決報告書

財政法の一部を改正する法律案
可決報告書

農地開発機械公団法の一部を改正する法律案
可決報告書

同日衆議院から、左の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。

産業と雇用の適正配置に関する法律案(井手以誠君外十八名提出)

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

工業用水法の一部を改正する法律
輸出保険法の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

新産業都市建設促進法案

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

栄養土法等の一部を改正する法律案(石原幹市郎君外二十四名発議)

同日委員長から左の報告書が提出された。

市の合併の特例に関する法律案可決報告書

道路交通法の一部を改正する法律案可決報告書

石油業法案可決報告書

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案可決報告書

恩給法等の一部を改正する法律案可決報告書

昭和三十七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案可決報告書

不当景品類及び不当表示防止法案可決報告書

ばい煙の排出の規制等に関する法律案可決報告書

同日議員から左の質問主意書が提出された。

中央卸売市場法改正に関する質問主意書(北村暢君提出)

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

家庭用品品質表示法案

道路運送車両法等の一部を改正する法律案

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案

家庭用品品質表示法案

道路運送車両法等の一部を改正する法律案

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の議案が提出された。よって議長は即日これを商工委員会に付託した。

商店街振興組合法案

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

郵政省設置法の一部を改正する法律案

公職選挙法等の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案

同日左の質問主意書を内閣に転送した。

中央卸売市場法改正に関する質問主意書(北村暢君提出)

同日衆議院事務局長から本院事務局長宛、左の内閣提出案は農業災害補償法の一部を改正する法律案修正議決の結果議決を要しないものとなった旨の通告書を受領した。

農業保険事業団法案

同日内閣から、左記の者を肥料審議会委員に任命致したいので、国会法第三十九条但書の規定に基づき本院の議決を求める旨の要求書を受領した。

同日衆議院から左の議案が提出された。よって議長は即日これを商工委員会に付託した。

同日衆議院から左の議案が提出された。よって議長は即日これを商工委員会に付託した。

同日衆議院から左の議案が提出された。よって議長は即日これを商工委員会に付託した。

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長はこれを内閣委員会に付託した。

害は与えないんだ、万一損害があったときには、具体的要求があったときにはこれを検討する、あるいは公海の自由に反しない、自由国家群を守るためにやむを得ないんだ、あるいはソ連が実験したから、やむを得ずこれを実験するんだ、こういう私どもとしては理由にならない理由をもつて強行されることは、断じて許すことはできないのでございませう。(拍手)まして今回の実験は、従来と違ひまして、秘密主義をとつております。記者団をも入れないという事でございませう。内容も発表いたしてございませう。

そこで、私は政府にお伺いをいたしたいと思ひます。今回の実験が声明されましますや、一応政府としては反対の申し入れをなさいます。抗議もなさいました。しかし、新聞の報ずるところによりましますと、まことに軽くあしらわれた。私は、抗議はしたが、取り上げなければ仕方がないのだといつてすましてはいられないと思ひます。

国民は、やるだけやつたのだから仕方がない、申しわけない抗議だと受け取つておられます。私は、具体的に損害があつたら補償するとか、公海の自由は侵してないとか、こういうことで断じて引き下がるはならないと思ひます。紙の上の抗議ならば、幾らやつても問題にされない。新聞もこの間報じておりましたが、しゃべるだけならばオウムにまかしておいてもいいのだ、こういう記事が載つておりました。私は、この際、池田さんをお願いしたいと思ひます。日本国民のみならず、各国がこれに反対しているこの死の兵器に對しては、損害よりも何よりも、まず第一に、これを禁止させなければならぬ、停止させなければならぬと思ひます。したがらぬ、池田さんが、この際、広島、長崎の人

人、あるいは全国の盛り上がる反対の運動を考へましますとき、超党派的に、あなたの總裁であるところの自民党も、超党派的に国民の反対運動に立たれるべきだと思ひます。

それと、いま一つ、盛り上がる議論を背景といたしまして、この際、あなたが直接アメリカへ行つてほしいのです。直接アメリカへ行かれました、被災国、ただ一つの被災国民としての、この日本の国民の意思を率直にひとつケネディに進言して、何が何でも実験を阻止してもらわなければ自分自身は歸れない、こういう強い意思で交渉してほしいと思ひますが、そうしたお考えはございませうか。各国の代表も、こうした問題に對しましては、アメリカに渡つてケネディと話し合ひをいたしておられます。私は、日本の總理がアメリカへ出かけて、強い反対の申し入れをいたしますことは当然の措置であると考えますが、池田總理のお考えを伺いたいと思ひます。

さらに、アメリカでは繰り返して申しておりますけれども、公海の自由は侵してないのだ、これは先例もある、こういうことを言つておられます。けれども、私は、アメリカの言う公海自由というものは、数十年前の太平洋艦隊の演習のことを指していると思ひます。大砲の打ち合ひや艦隊の行動、こうしたときの問題、そういうものと、今日の人類を絶滅させる、こういうようなおそろむべき死の兵器の実験とは、同一に論ずるわけには参りませう。論より証、日航機はどれだけの航行を続けておりましたか。そうした、これは実験を高度でやります場合には、航行禁止と、そのつど通知をして、二日ぐらいは航行を禁止すると発表されておられます。私は、その上に日本人をいたしましては、蛋白質を海

に求めております。ここを働き場所として漁民の立場は、一体どうなるか。さらにおそろむべきことは、高度で実験いたしました場合、宇宙のパン・アレン帯が吹き飛ばされ、これがもとに返るまでには一世紀もかかるのではなからうかというようなことを新聞に報せられておられます。非常な不安を人類に与えておられます。私は、一國のこうしたわがままを許しておくわけにはいかないと思ひます。

せんだつて、羽生委員の外務委員会における質問に對しまして、小坂外務大臣は、アメリカのこれに対する口上書はまことに不満であります、まことに遺憾でございませう、こういうことを答えておいてはなりません。けれども、国民をいたしましては、遺憾である、あるいはまた、不満であるとかでは納得がいかないのではございませう。これに對してどのような措置をとらうかとしておいでになるか、この際、明らかにしたいだかなければなりません。

私も、直ちに、対策をいたしましては、国連に提訴するとか、あるいは緊急総会を求めるとか、あるいは、ただいま開かれておりますところのジュネーブの核停委員会に強く強く訴えろとか、いろいろ方法はあろうかと存じます。外務大臣をいたしまして、この重大な問題に對しまして、いかなる方法をとらうかとしておいでになるか。私は、この点もあわせて伺わなければなりません。

私は、ソ連であれ、アメリカであれ、こうしたわがままなことは断じて許せないのです。これは、あなたもそのようにお考えであらうと思ひますが、ただ、外交上の問題は話せぬ、という事で、じぜん日を送つておられますことは、いかなる結果を招来するかを考へましますとき、至急に具体的な措置に出られ、世界人類の不安を一掃する、こういう態度に出られますことを強く要望してやみません。生命を守り、平和を守ることが、まず政治担当者としていたしましては、最優先すべき問題と思ひます。

さらにまた、私が伺ひたいと存じますのは、政府は、外交権は政府にあるのだ、こういうことをしばしば言つておいてはなりません。けれども、今のこの非常事態に際しましては、ただ、それだけにゆだねるわけにもいきませうまい。何とかして核実験を禁止したい、阻止したい、この悲願は全国民のものでございませう。したがって、首相がアメリカへおいでになるのみでなく、超党派的に、私は、抗議の使節団を派遣すべきだと思ひます。こうした意思はおありになるかどうか。さらにまた、野党、各種民主団体が、抗議のためにアメリカへ行きたい、アメリカへ行って抗議をしたい、こういう希望を持っております。こういう際、時節柄、入国等におきましていろいろの問題があるかと思ひます。私は、こうしたときに、政府は率先してこれに協力して、少なくともこの目的の達成されるように努力されるべきだと思ひますが、これに對してのお考えも伺わなければなりません。

私は、アメリカにおきまして、非常に反対運動が盛り上がりつていてと報告されております。そしてまた、アメリカの国民は、道徳的、政治的な敗北である、こういう決意を持って反対運動を展開していると聞きます。私はこの際、世界におけるただ一つの被災国をいたしまして、ことに、いかなる場合にも最優先して被害を受けます女性の立場から、私は、このことを強く政府に要望する。科学的な問題に無知な

国民は、非常に不安に思つて、いろいろな点につきまして、具体的に、政府のお考え、対策、お覚悟を伺わしていただきたいと思ひるのでございませう。以上、私は、再質問を留保いたしまして、質問を終わることにいたします。(拍手)

(國務大臣池田勇人君登壇、拍手)
○國務大臣(池田勇人君) 答へ申し上げます。

核実験停止につきましては、これは絶対に停止しなければならぬというところは、われわれ全国民の悲願であります。したがって、いかなる国がこれを停止すべきことを、私は、各関係国のみならず、一般世界に對しまして声明しておるのであります。したがって、関係国に抗議をいたすのみならず、軍縮会議あるいは国連の場を通じて、あらゆる機会にこのことを提唱いたしておるのであります。

幸いにいたしまして、ジュネーブの会議におきまして、核兵器実験停止のための提案をし、アメリカ、ソ連も、交渉の基礎とするということに同意いたしました。したがって、私は、ジュネーブの会議を通じて、査察問題を中心としてこの停止が実現されるよう、格段の努力をただいまも続けおるのでございませう。私が渡米いたしました、ケネディ大統領にこれを申し出るといふことは、昨年の六月、私は口をきわめて実験停止を申し出ておるのであります。したがって、今、私が自分から渡米するといふことは、考へておりませんが、お話のとおり、民間の方々が盛り上がる気持で米國にあるいはソ連においでになることにつきましては、政府はこれにつきましても便宜を与へることは当然でございませう。私は、官民こそつてこの問題につきま

して実効のあるより、努力を今後続けていきたいと考えております。

公海自由の原則につきましても、お話をとおし、軍事演習のごとく、短期間に限られた地域で行なわれることは自由でございましょう。しかし、今回のごとく、長きにわたって広範囲において人類に害のあるといわれる核兵器の実験をするということは、私は不当であると考えております。国際法につきましても問題はございまいし、少くとも、この不当なことにつきましても、いち早くやめるべきことを今後とも主張して参りたいと考えております。(拍手)

「國務大臣小坂善太郎君登壇、拍手」

○國務大臣(小坂善太郎君) 今回のアメリカの核実験につきましても、これが停止を要求するために、国連の緊急総会開催を提案してみたらどうか、あるいは国連への提訴を考えてみたらどうかという点について申し上げたいと存じますが、これは御承知のように、昨年十二月二十日、米ソ兩國の共同提案といたしまして、ジュネーブにおける十八カ国の軍縮委員会において、六月一日までにその結果を報告するようになり、こゝろに決議が採択されてきた現在のジュネーブの軍縮委員会でございますから、ここにおきまして、四月十四日、八カ国案が提案されました、米ソ兩國がこの提案を交渉の基礎とするという点を決定いたしましたしておりますので、われわれといたしましては、この作業が進みまして、核実験停止協定が成立するように、この場を最も有効に利用するといふところが、むしろ緊急総会開催といふことよりも、この核実験停止について有効ではなからうか、かように考えまして、その方向

で努力をいたしている次第でございます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、日本国に対する戦後の経済援助の処理に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求める件、特別四問題の解決に關する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求める件、

(いずれも衆議院送付)
以上兩件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長長の報告を求めます。外務委員長井上清一君。

「審査報告書は都合により追録に掲載」

日本国に対する戦後の経済援助の処理に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月六日

衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平殿

日本国に対する戦後の経済援助の処理に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件
日本国に対する戦後の経済援助の処理に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について、日

本國憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めらる。

日本国に対する戦後の経済援助の処理に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定
アメリカ合衆国政府(以下「合衆国政府」といふ)は、千九百四十五年九月二日から千九百五十二年四月二十八日まで間に、日本国政府に對し、経済援助を提供したので、この援助は、日本国における民生の安定及び日本国の經濟に寄与したので、

日本国政府及び合衆国政府は、この經濟援助に關し日本国政府が合衆国政府に對して行なう支払の額及び條件を單一の協定で定めることを希望して、衡平なかつ双方にとつて満足な了解に到達したので、
よつて、兩政府は、次のとおり協定した。

第一条

1 日本国政府は、第六條に定義する戦後の經濟援助の提供から生じ又はこれになんらかの関連があるすべての懸案となつてゐる問題の最終的處理として、合衆国政府に對し、ここに四億九千万合衆国ドル(四九〇,〇〇〇,〇〇〇ドル)の額の債務を負ふものとする。

2 日本国政府は、ここに、四億九千万合衆国ドル(四九〇,〇〇〇,〇〇〇ドル)の元金の額及びこの協定の効力發生の日以後の随時の未払元金殘高につき年二分五厘の率で半年ごとに支払われるべき利子を支払ふことを約束する。この

協定の効力發生の日から六箇月後に始まり、その後半年ごとに、最初の二十四回は各二一、九五九、一五五ドルの賦払金を、次の六回は各八、七〇一、六九〇ドルの賦払金を支払ふものとする。これらの賦払金は、まず、生じた利子に充當し、その殘額は、元金に充當するものとする。

3 元金及び利子は、ワシントン・D・Cの財務省又はニュー・ヨーク連邦準備銀行に合衆国の法貨により支払ふ。

4 日本国政府は、いつでも、この協定上の未払元金の全部又は一部の支払を繰り上げることができ、合衆国政府に對して行なういづれの前払金の支払も、合衆国ドルによらなければならない。この前払金は、期限の到来後未払となつてゐる利子又は元金がある場合には、まずその支払金に充當するものとし、その他の場合には、元金のすべての未払賦払金に均等の割合で充當するものとする。

5 元金又は利子のいづれかの賦払金の迅速なかつ全額の支払が履行されなかつた場合において、合衆国政府が選択するときは、この協定上の未払元金の全部及びその支払が行なわれる日までのこれに對する利子は、期限が到来し、かつ、支払すべきものとなる。いづれかの特定の不履行に關してこの權利を行使しないことは、当該不履行又は他の不履行に關してこの權利を放棄することとはならない。

第二条

兩政府は、不利な經濟事情又は他の理由により、利子若しくは元金の賦払を延期し若しくはその延期を取り止め、又は利子若しくは元金の支払に關するこの協定のいづれかの規定を変更し若しくはその変更を取り止めることをいづれかの政府の同意による相互の合意により、これらの延期又は変更を取り止めることができる。

第三条

1 第六條に定義する戦後の經濟援助の提供から生じたアメリカ合衆国及びその國民に對する日本国及びその國民のいかなる請求權も、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和條約第十九條(a)の規定によつて放棄されてゐることが了解され、かつ、合意される。

2 日本国政府は、連合國最高司令官と大韓民國との間の清算協定で千九百五十年四月一日前に存したものの殘高及び連合國最高司令官と琉球との間の清算協定の殘高に關し、今後はいかなる請求權をも合衆国政府に對し提起しないことに同意する。

第四条

合衆国政府は、ここに、第六條に定義する戦後の經濟援助の提供から生じた日本国政府及び日本國民に對する合衆国政府のすべての請求權を、それらの請求權が日本国政府に對し第一條に定める額より多額の支払を行なうこと又は同條に定める期限前に支払を行なうことを要求する限度において、放棄する。

第五条

1 合衆国政府が日本国の通貨を日本国における合衆国政府のいづれ

かの又はすべての支出の支払の用に供することを希望するときは、合衆国政府は、日本国政府に対し、総額二千五百万合衆国ドル（二五、〇〇〇、〇〇〇ドル）をこえない額を限度として、いずれかの賦払金若しくはその一部又は第一条の規定に基づき日本国政府が支払ういづれかの前払金を合衆国政府又は合衆国政府が指定する者若しくは機関に日本国の通貨により支払うよう要請することができ、この条の条件に基づき日本国の通貨の支払が行なわれる場合には、支払われた額の合衆国ドルの等価額が、合衆国政府が日本国の通貨による支払を要請した賦払金又は前払金に充てられるものとする。

2 1の規定に基づく支払に関して用いられる為替相場は、法定の複數為替相場がない限り、日本国政府が設定し、かつ、国際通貨基金との間で合意された平価で、その支払の日に適用されているものによるものとする。

第六条 この協定の適用上「戦後の経済援助」とは、占領地域の行政及び救済に適用される合衆国輸出法の規定によつて認められた計画に基づく経済援助並びに他のすべての経済援助（ある種の余剰物資を含む。）で、合衆国政府が千九百四十五年九月二日から千九百五十二年四月二十八日までとの間に日本国政府又は日本国民に対して提供したものをいう。

第七條 この協定は、それぞれの政府がこの協定の効力発生のための国内法上のすべての要件を満たした旨の文書による通告が両政府の間で交換された日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名の代表者は、各自の政府からこのために正当な委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十二年一月九日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
小坂善太郎

アメリカ合衆国政府のために
エドウィン・O・ライシャウアー

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年四月六日

衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平殿

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件
特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定
日本国及びタイは、

「特別円問題」に関連するすべての問題を解決し、両国間の伝統的友好関係及び経済協力関係を強化するため、千九百五十五年七月九日にバンコックで署名された特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定第二条及び第四条の規定に代わる新たな協定を締結することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

日本国政府は、次のとおり、九十六億円（九、六〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額を日本国の通貨で八回の年賦払によりタイ政府に対し支払うものとする。

千九百六十二年から千九百六十八年まで毎年の五月に各十億円（一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）
千九百六十九年五月に二十六億円（二、六〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）

第二条

1 タイ政府は、日本国の法律に基づき外国為替公認銀行として認可されたいづれかの日本国及びタイの銀行と取極を行ない（以下「指定銀行」という）、自己の名称で又はその財務代理人の名称で特別勘定を開設するものとする。この取極は、第一条に定める日本国政府からの支払の受領及び第四条にいう契約の当事者に対する支払を指定銀行に授けられ、並びにその他の銀行業務に関する事項を定めるものとし、その内容は、この協定及び日本国の関係法令の規定に合致するものであるかどにかんづいて確認を受けるため、指定銀行により日本国政府に提出されるものとする。

合致するものであるかどにかんづいて確認を受けるため、指定銀行により日本国政府に提出されるものとする。

第三条

1 第一条の規定に従つて支払われる金額は、資本財及び設備を主とする日本国の生産物並びに日本国民及び日本国民の支配する日本国の法人の役務のタイ政府による調達により生ずる経費の支払のために使用されるものとする。

2 1にいう調達は、日本国の関係法令に定める手続及び方式で通常の商業、貿易及び役務の取引に適用されるもの以外の制限又は規制を受けないものとする。

1 タイ政府は、この協定に基づいて生産物及び役務の調達を行なうため、日本国民又は日本国民の支配する日本国の法人と日本円で契約を締結するものとする。

第四条

2 1にいう契約（これらの契約の変更を含む。）は、この協定の規定に合致するものでなければならぬ。これらの契約は、この基準に合致するものであるかどにかんづいて確認を受けるため、指定銀行により日本国政府に提出されるものとする。

第五条

両政府は、必要なときは、この協定実施のための追加の手続細目を取りきめるため、相互に緊密に協議するものとする。

第六条

千九百五十五年七月九日にバンコックで署名された特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定第二条及び第四条の規定は、この協定が効力を生ずる日に廃棄される。

第七条

この協定は、日本国及びタイによりそれぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する公文の交換の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、それぞれの政府から正当に委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十二年一月三十一日にバンコックで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
大江晃

タイのために
T・コーマン

〔井上清一君登壇、拍手〕

○井上清一君 ただいま議題となりました「日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件」並びに「特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のあ

る規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件」につき、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

これら兩件につきましては、二月九日、本会議場において外務大臣から協定の署名に至るまでの経緯並びに内容の説明が行なわれておりますので、ここでは兩協定の要点のみを申し上げます。

まず、日米間の協定は、ガリオア等米国の戦後の経済援助に關する一切の懸案問題の最終的處理として、わが国が四億九千万ドルの債務を負担し、年二分五厘の利子を付して、半年ごとの賦払いにより、十五年間にこれを支払うことを規定したものであります。なお、この支払金については、一部は円貨払いとして日米文化交流のために使用され、その余の大部分は低開発国の経済開發のために使用されることに一応了解されてゐるのであります。

次に、タイとの特別円協定は、昭和三十年に締結された特別円問題解決に關する日タイ間協定に規定された九十六億円の経済協力条項が、タイ側の事情により実施不可能となつたので、わが国は、兩國間の伝統的友好關係及び経済協力を維持強化するため、これを無償供与とし、九十六億円を八年間に分割して支払い、タイ側はこれをもってわが国の生産物及び役務の調達に充ててゐることを規定したものであります。

右兩件については、二月十三日、外務委員会において提案理由の説明を聴取し、政府に對し關係資料の提出を求めるところがありました。四月六日、衆議院よりの送付を待つて委員会の質疑を開始し、池田總理大臣、小坂外務大臣のほか關係大臣の出席を求め、また、二日間わたつて七名の参事人から意見を聴取するなど、前後十三回の委員会において、二十数時間にわたつて、きわめて慎重に審議を行ないました。

次に質疑のうち、主要なるものについて申し上げます。

まず、米国の協定につきましては、第一は、債務性についてであります。ヘーグの陸戦法規、米国の占領政策の目的、米政府當局の証言、終戦處理費とのつり合い、対日平和条約に經濟援助の處理に關する規定のないこと等を理由に、ガリオア等の援助は債務ではなく無償贈与ではないか、また、もし債務ならば、いつ債務として確定したものであるか等の質疑に對し、政府は、昭和二十一年七月の連合國總司令部覚書一八四四号等において、援助物資の支払いの条件及び經理については後日決定する旨明記してゐる事実、その他、極東委員會の決定、米政府當局の証言、阿波丸協定付属了解事項等にかんがみ、日本政府は、対日援助は、確定債務ではないが、無償贈与でもなく、従来一貫して債務と心得るとの立場をとり、今回の協定の承認により、初めて債務が確定するものであるとの答弁を行なつております。

次に、國民は放出物資を受けた際、すでに代金を支払つてゐるので、今回の協定は二重払いになるのではないかとこの質疑に對し、政府側は、まず、米國に對しては従来何らの支払いをしておらないので、二重払いの問題はあり得ないこと、また、國民が支払つた代金は見返り資金特別会計に積み立てられ、その資金を受け継いでいる産業投資特別会計は、運用益を合わせ現在約四千億円に上り、今回の協定に基づく対米支払いは、この産投会計の運用益によつてまかなわれ、税金から支出す

るものではないので、二重払いとはならないとの答弁でありました。

このほか、援助総額について日米兩國の金額の食い違い、支払い額決定の経緯、支払い金の使途、西独の場合との比較等についても熱心な質疑が行なわれておりますが、いずれも會議録により御承知願ひたいと存じます。

次に、タイとの特別円協定につきましては、昭和三十年の協定において、九十六億円の經濟協力を投資及びクレジットの形式によることに規定してゐるのを、今回無償供与に改めたことについての質疑に對し、政府側は、この經濟協力の条項は、タイ側の国内事情により、協定発効後間もなく実施不可能となり、六年の長きにわたり兩國間に種々折衝を重ねてきたが、要するに、タイ側としては、戦時中の日本側の債務を解決する協定を実施する結果、逆にタイ側が日本に對し債務を負うようになると、タイの國民感情として耐えがたいところであるから、これを無償供与に変更するよう強く要請したので、わが方は、本件をこれ以上未解決のまま放置することは、兩國の伝統的友好關係、經濟協力及び貿易關係の維持増進、わが國の東南アジア諸國との友好關係の促進等の見地から妥協でないと考え、大局的見地から解決をはかることになつたのであるとの答弁がありました。

なお、このほか、タイ側が無償供与を主張したのは、三十年協定交渉の過程において、わが方当事者に何か責任があつたのではないかと、日タイ兩國の放棄するが國際慣例ではないか。今回の協定改定は將來の惡例とならないか。改定にあつたあらかじめ國會に諮るべきではなかつたか。タイに對し無償供与に変更することは他の

諸國に波及するおそれはないか等の点、並びに本協定に紛争處理条項を設けなかつた理由、わが國の在タイ資産問題等について質疑が行なわれましたが、詳細は會議録によつて御承知願ひたいと存じます。

委員會は五月二日質疑を終局し、本日四日討論に入り、この際、兩件に對し、社會黨を代表して戸叶委員より反対、自由民主黨を代表して木内委員より賛成、民主社會黨を代表して田畑委員より反対、同志會を代表して佐藤委員より賛成の意見がそれぞれ述べられ、採決の結果、兩件はいずれも多數をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野謙平君) 兩件に對し、討論の通告がございまして、

まず、日本国に對する戦後の經濟援助の處理に關する日本国とアメリカ合衆國との間の協定の締結について承認を求めるの件に對する討論を許します。

「加藤シヅエ君登壇、拍手」

○加藤シヅエ君 私は日本社會黨を代表いたしました。日本国に對する戦後の經濟援助の處理に關する日本国とアメリカ合衆國との間の協定の締結について承認を求めるの件」について、委員長報告に反対いたします。

本協定につきましては、長い間、兩院におきまして、わが黨の委員たちがあらゆる角度から検討いたし、質疑が行なわれて参りましたが、いかにひき目に見ましても、ガリオア・エロアを、國家と國家の間で法的な債務として承認するに足るような答弁を得ることができません。この質疑に對する内容を國民が詳しく知らされましたら、池田總理大臣とは何と氣前よくお金を払うことが好きな大臣だらうと驚く

こととございましょう。(拍手)國家の大切なお金のこととございまして、このような支払いに法的根拠があるかのような無理の多い協定には、何となくも賛成することができないというところを、次の数点の理由をあげて申し述べたいと思ひます。

政府は、ガリオアの債務性の根拠を、一九四六年七月二十九日付連合軍總司令部の日本政府あて覚書、同じく一九四七年六月十九日付極東委員會決定の降伏後の対日基本政策に關するもの、それから一九四七年二月二十日マッカーサー元帥が米國議會に對して発表したメッセージ抜粋等に求めておられます。しかし、こうした資料を検討して明らかになりましたことは、ガリオア援助が贈与が債務か、その區別が明瞭を欠き、釈然としないということとでございます。

ガリオア・エロア対日援助が行なわれておりましたのは、対日平和条約締結前の日本がアメリカ軍の占領下に置かれておつたときのこととございまして。當時は、わが國の主權の上に連合軍總司令官の超憲法的な權力がわれわれを支配しておりました。敗戦による窮乏の當時、私どもは、國會はあつても、何事もGHQの許可なくしてはできない状態で、外交権はなく、貿易は全面的に管理されておつたのでございまして。それから、われわれには自由意思に基づく取引がなかつたことは、ここに申し述べざるまでもないこととございまして。したがつて、この時期にアメリカから輸入された援助物資は、國際的な取引によつて債權債務を発生させるような性質のものではなく、あくまでも、食糧難にあつた日本國民を餓死させないためのアメリカの占領政策であり、また、アメリカの高邁な人道主義精神に基づく救ひの手であつた

と私もは理解し、かつ信じておりました。後年、わが国とアメリカ合衆国との間には、M S A協定による小麦の輸入がなされ、これも一種の援助といわれておりますが、これは明らかに最初から国際的な取りきめがございまして、相互がその条件を相談づくで取りきめたものでございまして、はつきりいたしております。けれども、ガリオア援助は物資の輸入の形式で行なわれましてけれども、いづれも品物が、どのくらいの数量輸入されるのか、その価格が幾らなのか、支払い方法はどうか、相談を受けてはおらず、物資を入手しても自由な処分は許されなかつたのでございまして。さらに、国民は、この援助物資を、他の配給食糧と同じように代金を支払い、その代金は途中から見返り資金として積み立てられ、その金になりましてたけり、その積立金の使途方法も連合軍総司令官の指図どおりにならなければならなかつたことを、国民はよく承知いたしておりました。したがって、私も、ことに主婦の立場から申しますならば、この放出物資の中には、牛馬を喜ばせるようなものを人間が食べなければならなかつたし、主食がほしくてはしくてたまりないときにお砂糖ばかりが主食のかかりとしてござえたり、当時の日本人の食生活の習慣から口に合わぬチーズが、これまた主食のかかりとしてござえたり、これにお金を払って受け取った主婦たちは、アメリカ人とは、こんなくさい石けんを食べるのかと驚き、かつ当惑したこともございました。しかし、とにかく飢餓状態から日本人を救ってくれたのだと思えば感謝であると考え、国会で何回も感謝の決議をしたことは忘れもいたしません。また、その感謝の気持は、あくまでも贈与、援助に対する感謝で、

たとえ、こうした米国の厚意に対して、後日、日本国民のお礼心を表わすことを考える日があるとしても、今ごろになってこれに法的根拠ある債務であつたなどと言われるのでは、あのとき感謝した国民の気持はおさまらぬいものがあるに違ひございせん。

(拍手)

政府が提出された資料の中のマッカイサー元帥が米国会に対して発したマッケージの中に、こんな文句がございます。すなわち「米国の予算からの支出は日本の債務となる。援助は慈善ではなく、また日本国民も慈善を欲していない」云々と、このマッカイサー元帥のこうした言葉が、もしガリオア・エロアが日本に対する債務と法的に義務づける根拠となりますならば、その当時から、司令官管理下の日本の返済に備えて、政府部管理下の日本の輸入物の品目、数量、代価、及び公平な為替レート等を整備されておらなければならぬ、また、国民にもその心がまえを持たせるような発表が、その当時からなされなければならなかつたはずだと思ひます。こうした準備が一切なされておらなくて、今日、この四億九千万ドルの債務は、小坂外務大臣のお言葉によりますと、西ドイツのそれより非常に有利に負けてもらつたと申されまが、負けてもらつた前の総額は幾らになつてゐたのかという勘定書きは、質疑応答の過程において、これまで明らかにされないうままです。済んでしまつた。わかつたことは、日米相互の勘定書きを突き合せて国民に納得させることは不可能であるほど、当時の勘定は混乱しておつたといふこととございまして。(拍手)このような事態のもとに、政府はガリオア援助を法的債務として支払おうとされることは、先ほど申し上げました国民の米国に對する

の寛大な援助に對して感謝した、その気持のやり場に困るということになるのではないかとおそれるのでございまして。また、法的債務などという扱い方をしなければならぬ性質のものとなら、こちらにも言ひ分があるのではなかつたかといふ感じが起つてくるのも当然ではないでございまして。

すなわち、西歐的な合理主義に基づき、ギブ・アンド・テイクの法則から見ても、日本国民はいろいろ援助物資をもらつた、しかし、その代償としてアメリカもこの援助に見合うだけの利益を取り戻してゐるのではないかと、このこととございまして。アメリカが獲得した利益は、政治的なものと経済的なものと二つに見ることができま。今日、わが国の貿易は、わが方の輸入の約半分、輸出の約三〇％は対米貿易で占められております。こうした貿易関係が、わが国にとって、よかつたか悪かつたかをここで論じません。しかし、今日貿易の自由化による激しい競争場裏にあつて、日本は米国にとつて第二の大輸出国、お得意様でございまして。そうして、この販路の開拓は、実にアメリカの余剰農産物をガリオア援助という名によつてほとんど日本に送り込んだことによつて開拓されたといふれば、あちらさんにとつても、これは御迷惑をかけたといふよりは、やるものはやつたが、取るものも取つたといふ見方も成り立ち得るのではないでございまして。さらに政治的なものを見ますと、対日平和条約並びに安保条約は、アメリカの意のままにリードすることができた、その基礎工事はガリオア・エロアの援助によつてなされたといふことは申すまでもない事実でございまして。しかし、政府といはしましては、ガリオア援助は債務だから支払わなければならない、この

ような協定に調印され、国会に承認を求められてゐる反面、総理大臣も外務大臣も、この協定に承認を得るには国民を納得させるのに非常な無理があるといふことを、内心十分御承知であるように察せられます。

それで、せめてもの言ひわけであるかのごとき二つの交換公文をつけられました。その一つは、ガリオア・エロア返済金の中の一部、すなわち二千五百万ドルに相当するものは円貨で支払われ、日米教育文化の交換の目的のために使用されることとございまして。これは日米間にいまだ文化協定もない折から思ひつたことなのでございまして。もう一つは、これがはたして政治的のひもつきでなく推進されるかどうか、国民としては懸念が残つております。純粋かつ効果的に文化交流を果たすためには、この際エネスコ精神のごときものをモットーとすべきではないかと警告いたしておきます。次に、いま一つの交換公文は、返済金の大部分を東アジア諸国の経済援助のために使用することとございまして。これもまた、一応もつともらしく見えますが、交換公文の文面を見ますと、両国政府は、この目的のために「随時相互に密接な協議を行なうものとす」とございまして、これらの言葉の裏にどのような意図が窺はれてゐるのか、質疑応答の過程において明瞭にされませんでした。また、このお金が法的債務として債権者に払われようとするのでございまして、借金をお返ししてから、あの返した金はこんなふうに使つてもらいたいといふような言ひ分は、どれほど債権者から尊重しても、いらえものや期待がでないのが、ほんとうのところではないでございまして。

米国政府は過去六年間に低開発国に与えた援助総額は約五十五億五千五百万ドルといわれながら、これが有効な成果をあげていないとの批判は、ケネディ大統領自身の反省の言葉もその演説の中に見られるので、せつかくドル貸や物資を注ぎ込みながら、被援助国側に不満が多いとは何と云ふ皮肉な現象でございまして。私は、低開発国援助は軍事援助であつては絶対に相ならぬばかりか、当該国の権力者の私腹を肥やし、民生安定の面に流れなかつたために、住民の反政府感情ひいては反米感情を助長したといわれる、過去の誤りに同調するがときを繰り返してはならないと思ひのでございまして。

日本政府は、アジア・アフリカ・グループの一員としての自覚を持ち、その立場に立つての低開発国援助であり、アジア地域を核武装による冷戦から守る安全地帯の建設に意を注ぎ、旧植民地に残る貧困を排除する偉業がなされなければならぬと存じます。このような見通しもプランもなく、この協定によつて国民の尊いお金が使われていくであらうことに、私は反対しなればならないでございまして。最後に申し述べたいことは、本協定は、日米両国の親善を強調されてゐる政府の目的のためには、はなはだ不十分のものであるといふこととございまして。先日、日本の講和条約発効十周年に際して、日本が主権を回復した後の十年間の日本外交を顧みての感想や批判が、各方面からなされておりました。その論旨の歸納するところのものは、現在国内的に二つの相反する立場から国の外交が論争され、挙国一致の世論を生み出すことができないのが不幸な現状を指摘されたものが多かったと思ひます。このような外交論議

の不一致の原因は、激動する國際情勢の中にあつて、國民の持つ世界觀の相違、客觀情勢の認識のズレ等、いろいろあると思はれますが、今回のガリオア・エロア援助に關する支払い協定に反對する理由の一つは、必ずしも、世界觀の相違とか、情勢の認識の違いとかいふむずかしいことを持ち出さなくとも、われわれ日本人の素朴な國民感情としても、どうしても納得できないということとでございます。

池田總理は、外交は常に國民大衆の理解と支持を背景に持たなくてはならないことをよく御承知なのでございませう。そして、あるよその國の國民感情が承知しないのだからとせがまれば、國の債権さえも放棄して、のしをつけて多額のお金をくれておやりになるほどの人情家でいらつしやいます。その總理が、自分の國の國民感情をどうして考えて下さらないのでございませうか。(拍手)國民の氣持に目をふさぎ、耳をおおつて、アメリカのドル防衛に議理を立てようとしておられます。しかし、そのやり方は、あまりにも不手ぎわであり、末梢的な技術外交であり、日本がアジア地域において果たすべき大きな使命についての信念も構想も配慮されておられません。そればかりか、政府の念願しておられる日米親善關係さえ、このような國民感情を置き去りにした官僚外交によつて傷つけられるのではございませうか。対米外交には、日本國民の幅の広い理解と支持なくしてはいない結果を得られないことに思ひをいたしますなら、總理も外務大臣も、本協定調印までに、なせもつと、西歐的なものの考え方と東洋的なものの考え方とのギャップを、いかにして相手方に理解させるかについての努力をなされなかつたのか、はなはだ残念に思ひます。私は、今ここに、かつ

ては、ちやうだいしたものと申つて感謝の決議をした、その同じ壇上から、あれは債務だったから支払わねばならぬという協定に反對討論をしななければならぬ、國民の割り切れない氣持を訴えながら、前述の數点の理由に基づきまして、本協定を承認することに反對いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 苦米地英使君、(苦米地英使君登壇、拍手)

○苦米地英使君 私は、自由民主党を代表し、ただいま議題となりました日本国に対する戦後の経済援助の処理に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件に對し、賛成の討論を行なわんとするものであります。

今回の協定によつて、わが國が戦後米國から受けた経済援助に對し、最終的解決が行なわれるのであります。この際、私は、皆さんとともに、まず終戦當時わが國民が置かれた姿を想起せざるを得ないのであります。當時、わが國土は荒廃し、食糧生産は戦前の半分以下に低下し、國民は未曾有の食糧難に當面したのであります。わが國には、食糧や生活必需品を輸入する外貨も、外貨獲得の余力もなく、しかも、外國からは數百萬に上る復員、引揚者を迎え、食糧その他の生活必需品の入手は、わが國にとつてはまさに死活の問題で、あまたの餓死者が出るのでないかと憂へられたのであります。対日援助物資は、かかる際に米國から放出せられたのでありますから、その配分を受けた國民は、ほんとうに救われた氣持になり、心から感謝したのであります。今なお、この歡喜の光景は、われわれの記憶に新たなところであります。

次に、本協定に對する反對意見のおもなもの二、三について、その当たらないゆゑを申し述べたいと存じます。

まず、反對の第一点は、債務性についてであります。ヘーグの陸戦法規、米國政府關係者の議会の証言等を引用して、対日援助は米國の占領目的の一環として行なわれたものであるとか、日本が負うた巨額の終戦処理費とのつり合い等を指摘して、ガリオア援助の債務性を否定し、あるいは債務性の根拠は薄弱であるとの議論があるのであります。しかし、ガリオアと終戦処理費とは、全く性格を異にしたもので、何らの關連がありません。ガリオア等の援助が債務性を持つことは、極東委員會の決定や、昭和二十一年七月の總司令部の指令一八四四号、阿波丸協定了解事項等によつて明らかであります。わが黨は、政府とともに、一貫して債務と心得るという立場をとつてきたのであります。今回の協定の國會承認によつて債務を確定の上、支払いをするということとは、きわめて妥当な措置であります。

次に、反對の第二点は二重払い論で、國民は當時、放出物資を受領した際、代金を支払つてゐるのだから、今回の支払いは二重払いになるといふのであります。しかし、日本政府は、米國にはただのドルもまだ払つていないので、米國に對して二重払いの問題は起こり得ないのであります。また、國民が支払つた代金は見返資金特別會計に積み立てられ、これが産業投資特別會計に引き継がれ、その額は二千九百億圓に及び、その運用益を合わせれば、今日約四千億圓に達してゐるのであります。今回の協定に基つき、今後十五年間に支払うべき約二千八百五十億圓は、この産業會計の運用益から支出するものであり、國民の税金から支払うものではないので、國民の立場から二重払いの問題はあり得ないのであります。

次に、反對の第三点として、債務の内容が不明であるとしております。債務の支払いには、まず債務總額を明確にすることが必要である。しかるに、日米双方の提示した數字には食い違ひがあること、また、援助總額のうちに、贈与か債務か、不明瞭なものが含まれてゐるなどの批判であります。

○議長(松野鶴平君) 時間が参りました。

○苦米地英使君(続) 日本側は、援助物資として確實に受領したもののみを集計した數字を日米交渉の基礎とし、この總額から控除すべき各種の項目を差し引き、西独処理方式を適用し、さらに、対米債務として処理すべきものを差し引く等、十分わがほうの主張を認めさせ、總額の三分の一以下に減額したものを支払額と決定したのであります。これは、西独の場合に比し有利な解決であり、きわめて妥当な額であると考えるのであります。

また、支払金は、その一部が日米文化交流に使用される以外、その大部分が低開発國の経済援助に振り向けられることになっておりますことは、この支払金がわが國民の希望に沿う形で使用されることであります。

○議長(松野鶴平君) 時間が超過しました。

これを要するに、米國側が当初から債務として何らかの処理を求めている以上、これらの援助のおかげで現在のよきな目ざましい復興を遂げた、相当な支払い能力を持つに至つた今日、これに對して妥当な解決をはかることは、國際信義を重んじ、自尊心を尊ぶわが國民感情に沿うものであり、一般國民はこれで晴れ晴れした氣持になるものと確信するものであります。

○議長(松野鶴平君) 苦米地君、時間が参りました。

○苦米地英使君(続) 多年にわたる日米間戦後処理の重大懸案の解決により、真に日米對等の立場で友好協力の時代に入るに至り、わが國の國際的地位の向上、世界の平和及び繁榮に寄与するところきわめて大であります。

以上の理由により、私は、本協定に對し、全幅の賛意を表するものであります。これをもちつて私の賛成討論を終ります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 赤松常子君、(赤松常子君登壇、拍手)

戦後のアメリカの対日援助、いわゆるガリオア・エロア問題は、いつかは解決しなければならぬ兩國の間のかねての懸案ではありましたが、元來この援助の性格そのものが、法律的にあまりいまいな点が多く、公正妥当な解決は容易でないと見られて参りました。すなわち、この援助は、占領地の秩序を維持し、住民を飢えから救う占領國の

国際法上の当然の義務だから、無償と見るべきなのか、それとも、わが国がアメリカに対して負うところの正式の債務なのかの根本が明らかでないのみならず、援助の種類、すなわち救済と経済復興の区別がいまいだつたり、援助の金額に関する記録が非常に不備であつたりする状態でごさいます。しかし、本院の外務委員会の審議を通じて私どもが明らかにしたとおり、このアメリカの援助の中には、確かに占領軍としての当然の義務の部分、つまり狭義のガリオアの部分もございます。が、全体を無償と断すべき根拠はございません。むしろ、アメリカ側の記録や日米間の文書について見れば、少なくともアメリカ側では、あとに支払いは相議する意思を留保していたことは否定し得ないところでございます。言いかえれば、無償とはいへない性質のものでごさいます。ただ、このような事実が、いかに占領中であつたからとはいえ、歴代保守党内閣によつて国民に明らかにされていなかった。で、国民の受け取り方は、むしろ無償の援助と考えて参つたのでございます。

さて、無償でないとするならば、全部が有償であり、かつ、正式に定められた日米両国間の債権債務でありましょうか。しかし、この援助は、新憲法のもとにおける国会の承認を受けた債務でないことは言うまでもございません。また、元来が占領された国と占領国との間の一方的な命令、服従関係から生じた物資の受け渡しであるこの援助が、自由な意思で取りきめられた債権債務でないことは、論を待たないところでございます。阿波丸事件の処理にあつた日米間の文書のいきさつはあつても、さすがの日本政府も、これをもって日本が債務を負つたものとは言っておりません。かく考え参りますと、この援助は、占領中行なわれた全く異例な特殊な援助であり、その性質は、少なくとも全体としては無償の贈与でもなく、しかも、正式の債権債務でもないところの、ある種の道義的な債務というやうな程度の債務性を持ったものと判断するのが正しいと確信いたしております。そうだとするならば、本件の解決はいかにするのが一番いいのでしょうか。私どもの見るところでは、苦しいときに先方が贈与だ、ただでやると言つても、後に案になつたときには、何らかの償いをするとか、お礼の気持ちを表わすのが、誇り高く道義性の強い日本国民のとるべき態度でございましょう。したがしては、われわれ民社党といひましたことは、占領当時から懸案であつたこの問題を、いつまでもいつまでも放置しないで解決することに賛成であり、今や、勤勉な日本国民の偉大な努力のたまもので、わが国が復興し、世界に對して高度経済成長を誇るやうになつた以上は、いわゆる出世払いの気持ちで償いをするのが適當であると主張いたします。具体的には、アメリカは本件の債権を放棄し、日本はこれに見合つて、両国の協定する額を、後進国、特に東南アジアの経済開発援助に使用することとすべきであると考えております。この方式は、一見したところ、アメリカが賛成しそふもないやうに見えますが、金持のアメリカに直接返さないで、後進国に回すほうが、日米間の大局的な関係から言つても、また、後進国援助についての自由諸国の間の協力という観点から申しましては、はるかにすぐれた解決と信じて疑いません。私も民社党が、昨年四月、す

なわち池田内閣が本件援助問題の解決のための最終的な日米交渉を開始する前に、以上のやうな建設的な提案を行つたにかかわらず、政府が一顧だに手はず、ひたすら西独方式に準拠した解決を強行したのは承服し得ないのでございます。すでに前述のとおり、本件援助の本質から見まして、これは贈与と債務の中間的なものであるにかかわらず、なぜこのやうな解決、すなわち今さら何億ドルを正式の債権債務として認めて支払うなどという方式を政府がとらうとするのか、全く了解に苦しむものでございます。たとえば金額をおおむね援助額の計算による三分の一以下に切り捨てるなどいふことも、正式な債務でない性質のものを今さら支払うというやうな味のある悪さは、日米関係の将来に大きなマイナスを残すものと云へます。このやうな解決方法をとらうとすれば、総額がはたして幾らなのか、それにはどんな確実な根拠があるのか、さらには、四億九千万ドルの根拠いかに、ないしは、もつと減額せよなどという議論が尽きないでございましょう。また政府は、口を開けば、西独方式になつたとか、それよりも今度の日米協定のほうが一そらうわがほうに有利だとか言いますが、ドイツの場合はその特殊事情に基づくものであつて、これにならうべき合理性は少しもございません。結局のところ、政府が本件協定を正當づけようとする最後の理屈は、占領時代からの長い日米交渉において、吉田、池田両氏がすでにしばしばアメリカに對して、「ドイツにならうて支払います」と約束してきてしまつたからというにはかならないでございまして、私どもは、交渉の経緯を一切無視せよというのではございません。けれども、過去の経緯にとらわれたこのやうな解決、また日本国民がすつきりと納得しないやうな、そして日米関係に累を及ぼすやうな、うしろ向きな解決には、断じて賛成できかねるのでございます。

私どもは、さきに衆議院の審議に際して、政府に對し、本件協定を撤回し、あらためて以上申し述べました内容の新たな日米協定を取り結ぶよう提案したのでございまして、政府自民党がたたくにこれを拒否したことを、はなはだ遺憾に思ふものでございまして、ここにあらためて、本件協定に對し、民社党の明確な反対の意思を表明し、討論を終わる次第でございまして、(拍手)

○議長(松野鶴平君) 次に、特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めの件に對する討論を許します。森元治郎君。

〔森元治郎君登壇、拍手〕

○森元治郎君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました特別円問題の解決に関する日タイ間の協定のある規定に代わる協定について、反対の討論を行ないます。

一体、相手国と十分かつ円満な話し合いの結果、協定ができて、国会の承認を得て批准されたものの一部が、ゆえなく実施されないままに廃棄されまして、別に新しい協定を結ぶがごときは、世界史上初めてのことであります。政府の説明によれば、ベルサイユ条約のドイツ賠償に、これに似た先例があるという説明がありましたけれども、ドイツの場合は、憎しみにあふれた連合国と敗戦国との関係、初めからお互いに無理であるというのを押しつけたものでありまして、日タイの場合と全く違ふのであります。そして、

この交渉過程の裏には、まっ黒い影があらまして、この点では鶏三羽のベトナム賠償とともにわが外交の汚点であります。断じて容認することはできません。

事の起りは、昭和三十年の日タイ特別円協定で、「日本は経済協力のため、九十六億円を限度として、投資及びクレジットの形式で、日本国の資本財及び日本人の役務をタイに供給することに合意する」と明文文化されておりますのに、タイ側は、協定締結のすぐあとから、「条文のいかんにかかわらず、九十六億円は無償供与の了解であつた」と頑強に主張し、さらに「これは戦争中のわれわれの債権である」とまで言い張つたことから起つたものであります。まずこの点、この問題の大前提が明らかにされねばなりません。しかるに小坂外相は、「なぜタイ側がさやうな誤解をしたのかかわらない」の一点ばかりでありまして、そうしてまた、タイ側は、自分の落度だつたと言つてゐると、外相はわれわれに報告をしております。池田総理に至つてはもつと高姿勢でありまして、「そのもとはどうかというやうなことよりも、三十年協定に変更を加えることがいいか悪いかを御審議願いたい」と言つております。裏を返せば、国会は単にイエスカノーの答を出せばいいので、よけいなせきさは要らぬといふのであります。これはまことに国会を侮辱したものであります。条約は尊重すべしとある憲法に對して真正面からの挑戦でもあります。衆参両院の審議を顧みても、九十六億円の経済協力が実施されなかつたのは、三十年協定交渉当時、日本側が無償供与も同然であるとはめかしたのではないかといい点、また、右交渉に當つたタイ側のアメリカ人弁護士が、日本政府筋

の語として、内容は無償である旨をタイ側に伝えたとはいふことが取り上げられましたが、とうとうこれに對して、真偽のほどについては政府から明確な答弁がされなかつたのであります。結局、タイ側の誤解、協定の実施不可能となつた直接の原因といふものは、とうとう解明されないままに終つたのであります。池田首相は、過去を云々しても始まらないから、大所高所から改定に踏み切つたと言ひますが、くさいものにふたをした、合理性のないこれは大飛躍でありまして、われわれは納得がいきません。問題の根本事情がわからずして、どうしてわれわれは、この新しい協定の是非を論ずることができましようか。本協定に反對するゆゑんであります。

次に、日タイ特別協定の解決はすでに済んでゐるのであるから、もしこれを改定するような新協定を作成するといふならば、当然本文かどこかにその理由が明記されなければならぬはずであります。ただ単に前文に、「特別円に関するすべての問題を解決し、」とあるだけで、タイ側の誤解その他の事情によつてこのようになったといふことはどこにも見当たりません。

しかも、九十六億円はタイ側の主張どおり全額有償から無償にさせられ、しかもタイ側に戦争中の債権だからあたりまえと心得られていたのでは、はたして落度はいずれの側にあつたのかと疑いたくなるのであります。協定の形式も、内容から見て、どうもタイのほうに正しい解釈であつて、日本側が誤解しておつたような結果に見えるのであります。もしそうだとすれば、国民を欺いたことになり、三十年の批准国会に對しては誤つた報告を政府がしたことになると思ひます。池田首相は、国会、国民に陳謝をして、政

治責任をとるべきであります。この九十六億円は、国民の税金から支払われるのであります。タイ側は、口を開けば、敗戦国から債務を負うのは国民感情が許さないとがなりたつて、総理大臣は国民の代表でありますから、しつかり交渉したかと思つて、鉛筆などをなめながら、支払いの年度割りなどにばかり頭を使つておられます。日本国民の感情にどう響くかという深い思いをいたした形跡がないのであります。それどころか、先ほどガリオア・エロアの問題で加藤さんが申しましたように、政府は、アメリカがどう言ふとか、阿波丸事件がどうであるとか、極東委員会がどうである、マッカーサーの声明がどうである、向かうの例ばかりを引きまするが、タイの場合でも、タイ側の言ひ通りに、自分の主張が通らなければこの不面目をタイの歴史に残しておくとんだとか、経済断交もやりかねないといふ、タイ側の放送ばかりを援用して、国会、国民に立ち向かうたのは、われわれを侮辱するものであらうと思ひます。

また、総理は、初年度から十億、最終年度に二十六億の八年払いに持ち込んだのは、いかにも得意のようであり、相手側に協定を改めさせられ、無償という原則までとられ、金額もそのまま承認させられては、どこに成功があるか、私たちは理解に苦しむのであります。

また、タイ国は、日本が五、六千万ドルの出超となつてゐるお得意さんであるから、あまりにすぎないこともできないうらなれば、十億ドルも日本が入超になつてゐる対米通商交渉や、ガリオア・エロアの返済でも、もつと強氣に出ていいはずではないかと思ひます。なぜ国によつて甲乙をするのかわからないのであります。

特別円協定を含む日タイ同盟条約関係一切は、去る二十年九月十一日のタイ側の廃棄通告によつて効力を失つておられます。したがつて、これら文書に基づいて設定された特別円協定自体も廃棄されるの見解も有力であります。いずれにせよ、敗戦国間の請求権は相互に放棄するのが通例であります。三十年協定交渉にあつたのがわがほうの考え方は、これであつたはずであります。しかしながら、終戦後タイ国は日タイ同盟を廃棄し、対米宣戦布告を取り消したことにあつて、特殊な地位に立つ国といふことで、あつて五十四億円の債務支払いと九十六億円の経済協力といふ協定を結んだのであります。この協定以上の犠牲を払ふ必要はないのであります。五十四億円プラス九十六億円の現金支払いが必要となる根拠は何も見当たりません。また、戦後タイに引き渡した金塊三十九トンのうち七件の売却取り引きに基づくものが二十一・八トンでありまして、それが時価に換算すれば八十九億円となり、これに当時一万七億圓が支払うべき額とした四十七億圓と五十四億圓との差七億圓を加えれば九十六億圓となり、本協定の九十六億圓はすでに事実上支払い済みであります。

二重払いの疑いも濃い性格のものであることを指摘しなければなりません。大体、債権債務の話し合ひとか、外交の話し合ひといふものは、国及び国民の権利義務を、合理的にかつ粘り強く主張して、一銭一厘でもおろそかにしないのがあたりまえであります。日本の場合は、はししくせにお体裁ばかりかまつて、自己の主張が非常に弱い。池田内閣はその尤なるものであります。

に先方に考慮を促すべきであります。が、知つてか知らずか何もやつておりません。怠慢であります。わが国のタイの資産は、イギリスの調査によれば、二百七十六万ポンドだといふことであり、サンフランシスコ平和条約第十六条によれば、この資産は、大使館を除いて、資産またはそれとひとしものものをわが国の選択によつて国際赤十字に引き渡すことになつてゐた。ところが、これをイギリスは、関係国と相談したといふ、一方的に処分してしまつたのは、平和条約に違反する行為と言へます。強い抗議をなすべきであり、これに對しては、池田総理は、「この関係は、日本としては、ただわが国の選択権の問題にすぎない」と、うそふいておられます。なぜ権利があるならばこの選択権を行使しないのか、この点が不可解であります。わが国の在タイ資産、わが国の戦時中建設した泰緬鐵道がどう処分されているのか、鐵道そのものがどうなつてゐるのか、確かめようとしておられませんが、泰緬鐵道は使ひものにならないで、泰緬鐵道は使ひものにならないで、みずからを厄介物にしてゐるのだと、みずからをあざ笑ひ始末であります。池田内閣には外交といふものはできません。相手の氣持を迎へることが親善でもなければ、友好でもありません。敗戦国であつても、平和憲法をかたくとつて動かないならば、卑屈になる要はないのであります。正しいことはあくまでも主張することが、相手から真の尊敬を受け、かえつて友好に役立つことを忘れておられます。

日本は、賠償支払いのためすでに三千六百億円で上の重荷を背負つてゐる。その上、ガリオア・エロア、それにタイの九十六億圓、近く予想されるビルマの金などを合算すると、やがては七、八千億圓にもなるのであります。

ます。物価増徴政策の失敗に国民が苦しんでゐるとき、支払い能力があることはいついふときと喜んでゐるのには、正気のさたとは思へません。それで日本が外国から取るべきものはどうなつてゐるかといふと、さっぱりであります。清算勘定残高を見まして、ブラジル、韓国、アルゼンチンなど合せて一億ドルにも上つておられますが、焦げついたままさつぱり清算が進んでおられません。池田内閣のよりに、払ふものはちやうちんを下げたて探し歩くが、取るものはゼロで、国民に会つて頼みがないではありませんか。(拍手)国政担当の能力なしと言わなければならぬ。また、去る昭和三十一年にイギリスが太平洋で水爆の実験をやつた際に、わがほうは五千万円の損害賠償をイギリス政府に要求しましたが、まだ一銭も取れておりません。かえつて、算定の基礎があやふやなど指摘されて、泣き寝入り状態であるといふことでもあります。

これでは、今行なれてゐる太平洋におけるアメリカの核実験でも、アメリカからは、損害賠償の要求があれば払つてあげます、考えてあげましようと言われているけれども、とても取れそうもありません。すこぶるたよりがないのであります。

私は、さきに本院において、このタイの無償供与に對して減額をやるべきではなからうかといふことを何いしました。私は、ただ減額はではなくて、あくまでも協定の根本趣旨を残しつつ減額交渉すべきだと聞いた。タイ側も自分の三十年協定の解釈が誤りであつたと認めてゐるのだから、無償供与にかつたに減額の要求をするのは當然であつたにもかかわらず、しかも六年前の古い話でありまして、日本も今や国連の加盟国であつて、日本、タイ双方

昭和三十三年五月四日 参議院会議録第二十号

外一件

七五五

ともに平等の伝統的平和関係を再確立して動いているのであります。合意した協定に従わないというのであるから、九十六億という金額にとらわれれば、九十六億という金額に思ひまわす必要はあつたと思ひます。協定をあきらめて守る筋を通しつづつ本件処理ができなかつたのは、醜態でありまふ。今回の失敗は、外交に弱くという世評を払拭しようという総理の氣負ひ過ぎが、つまずきのもとであります。数字に強いと思つたその瞬間、その自信、長所が、実は大きな短所であつたことを証明していると思ひます。(拍手)政治家としては、これは心すべきこととあります。外交に手柄を立てようという小さい個人の野心、はずみで、失敗した例はたくさんあります。いづれにせよ、総理の旅先における独断的措置、独裁的行動は、許すわけには参りません。

また、本協定の取り扱ひについてであります。国民は、いや、与野党とも、三十年協定は九十六億円を限度とする投資及びクレジットの設定と理解して、協定の文字どおりに無償供手ではないとの立場をとつて承認したのであります。それが白と黒の変わり方をするのでありますから、本件協定の署名に先立つて、国会を通じて国民の了解を求めるという政治的配慮がなされるべきであつたと思ひます。事の輕重もわきまえず、事前の必要はない、事後に承認を求めればよいなど、法制局長官の言うようなことを総理は言つておられます。ことに総理の「これまでもみんなずつとやつてゐるではありませんか」の暴言に至つては、あくまで追及しなければなりません。

また、本件は外交史上重大な問題で、徹底的に国会の審議をすべきであります。が、池田総理は、自民党總裁として与党を脅して、衆議院において

て質疑を打ち切り、強行採決を敢行して自然成立に追い込んだのは、まことにけしからぬのであります。参議院における審議権を制限して、参議院の輕視はなほだしいと言わなければなりません。

最後に、この事件処理の他に及ぼす影響であります。総理は事もなく、この責任は池田内閣が負いますと言つておられますが、しかし、これは長く尾を引く問題でありまして、被害は国民がこれからずつと背負つていかなければならぬのであります。よその国は日本の外交をどう見ているかを考えたことがあるのかどうか。これからいよいよ日本はくみしやすしと見られるでしょう。賠償再検討を迫つていられるビルマ、八億と十億ドルとかうわさされる請求権を突きつけようとして待つてゐる韓国にデリケートな影響を及ぼさないという保証はあります。これは、相手国の態度の判定をいつも誤算をして、かえつて事をめんどりにしてゐるという実態があるからであります。国の動向をつかむことはむずかしいのであります。ことに、目下日本とフィリピンとの間では、日本の国会で承認をされた通商航海条約が行方不明になつておられます。これは、政府は当時のガルシア大統領のナシヨナリスタ党が選挙には必ず勝つたから、フィリピン議会は通るだろうと、たかをくくつていたところが、選挙の結果を見くろんで、逆に負けてしまひました。フィリピンの上院通過がなかなかおぼつかなく、いつのことかわからず、宙に浮いておられます。こういうふうには、政府の見通しは連綿的に間違つておられます。これからどんな間違いを起すか、憂慮にたえません。どの角度から見ても、本件の妥当性を発見することができません。私は、本協定を白紙に

返して出直さない限り、われわれは絶対に反対であります。ことに、今回の日本の反共のタイ国援助が、アメリカの対アジア政策の肩がわりであるとするば、いよいよもつて反対せざるを得ません。池田内閣の親友が、韓国、国民政府、南ベトナムとともに、みな軍国主義、独裁主義の国々であることは、危険であり、今や国民間に定着した平和憲法を守るべき義務のある日本としては、池田内閣の輕率かつ危険な今回の協定を御破算にするのが当然の責務であると信じます。

(拍手)

社会党を代表して反対をいたします。

○議長(松野平吉) 青柳秀夫君。

○青柳秀夫君 青柳秀夫君。

〔青柳秀夫君登壇、拍手〕

○青柳秀夫君 私は自由民主党を代表して、本協定に對し、賛成の意を表するものであります。

御承知のとおり、タイ特別問題の解決に關する昭和三十年協定中、九十六億円の経済協力条項は、タイ側の事情により、実施不能に陥つていたのであります。もとより、わがほうにいたしましては、国会で承認され、有効に成立した協定を、輕々しく改定すべきものでないとの見地から、この経済協力の実施に關し、約六十年にわたつて、あらゆる努力を重ねて参つたのであります。が、タイ側は無償供手を要請して譲らず、経済協定交さざるめかすに至り、わが国といたしましては、大局的見地から本件の解決を決定する必要に迫られるに至つたのであります。そのもと昭和三十年協定は、五十四億円を現金払いとし、別に九十六億円を経済協力とすることによつて解決を見たのであります。しかしながら、率直に申しまして、この解決はタイ側に

とつていささかきびし過ぎたのではないかと考へるのであります。すなわち、タイが太平洋戦争に際して、もつぱらわが国に協力する見地から、米英に對して宣戰布告まで行ない、さらにわが国に對して巨額の軍費を提供し、これによつて、四年の長きにわたり、駐留日本軍の物資、役務の調達が可能であつたことなどを想起いたします。ならば、戦時中の債権の返済を受けるために、かえつて自分のほうに債務を負ふようなことになるのは国民感情として納得できない、経済協力はせむ無償にしてほしいというタイ側の主張は、了解にかたからざるものがあるものであります。よつて、今回わが国にいたしまして、実行可能な方法でタイの要請を受け入れ、多年にわたる懸案を最終的に解決することは、まことにやむを得ざる措置と申さねばなりません。

九十六億円の無償供手は、わが国の生産物及び役務の形で供せられますが、八十年の分割払いでありますから、かりに三十年協定に基づいて九十六億円が提供され、二十年後に返還されるとして計算いたしますれば、今回の協定のほうが、わが国にとつて実質的負担が重くなることは申されないものであります。のみならず、本協定の実施を契機として、タイ官民のわが国に對する信頼感が高まり、兩國間の経済協力及び貿易關係の飛躍的増進が期待されておりますので、喜びにたえないのであります。

なお、今回の措置が、他の諸國に對する賠償や、経済協力にも悪影響を及ぼすのではないかと論がおりますが、本件は戦時中の債務の処理であり、賠償とは全く性格を異にするものでありますから、他に波及するようなおそれはありません。

また、この無償供手は、SEATOの中核であるタイに對するアメリカの援助の肩がわりをするのではないかと論がおりますが、わが国としては、供手される「設備」には、武器弾薬を含まない旨を合意議事録に明らかにしておき、これは全く故意にする非難でありまふ。

アジア諸國との友好關係の維持増進は、わが国外交の基本方針でありまして、これがためには、まず、アジア各國との懸案を解決することが必要なことは申すまでもありません。本協定が異例の措置であることを認めるものであります。が、日タイ兩國の伝統的友好關係の將來及びアジアにおけるわが國の地位等を考へるとき、本協定の締結はきわめて適切な措置と申さなければなりません。

以上の理由によりまして、私は本件に全面的に賛成の意を表するものであります。これをもつて私の賛成討論を終ります。(拍手)

○議長(松野平吉) 田畑金光君。

〔田畑金光君登壇、拍手〕

○田畑金光君 私は民主社会党を代表して、ただいま議題となつた特別問題の解決に關する日本國とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件に對し、反対の討論を行なうとするものであります。

タイ特別問題に關しましては、昭和三十年八月、「特別問題の解決に關する日本國とタイとの間の協定」が締結され、わが國は五年の分割払いによつて五十四億円をタイに支払ふとともに、経済協力として、九十六億円を限度とし、投資及びクレジットの形により、わが國の資本財及び役務を供給することを約したことは、御承知のとおりであります。しかも、このことは、

当時の国会の厳正な議決を経ていた事柄であります。しかるに、池田首相は、昨午、東南アジア諸国を歴訪した際、タイ国のサリット首相と会談し、未払い分銀九十六億円の処理について、従来の協定を全く廃棄し、ここに提案されている新協定に基づいて、九十六億円を無償でタイ国に供与するといふ、国会の権威を冒瀆するがごとき約束を取りきめて参ったのであります。もちろん、われわれは、三十年の協定締結にあたり、九十六億円の貸付条件、期間等が明確でなく、この点についてはその後の話し合いによって合意することになっていたことを、十分承知いたしておりました。しかし、その話し合いは、あくまでも期間と条件の問題であつて、貸与すべきものを無償にするとかどうかの話し合いを行なうことでは決してなかつたことだと考へておりました。このことは、協定の重大な内容変更でありまして、われわれの断じて容認できないことであるとともに、国民の理解に苦しむところでありました。

現行のタイ特別円協定第二条には、「日本国は、両国間の経済協力のために、措置として、合意される条件及び態様に従い、九十六億円を限度額とする投資及びクレジットの形式で、日本国の資本財及び日本人の役務をタイに供給することに同意する。」と規定しており、九十六億円が無償供与でなく有償貸与であることは、文面上きわめて明瞭であります。このように、条約の明文上いささかの疑点がないにもかかわらず、これを無償供与に切りかえようとする政府の態度は、国民の利害を無視した奇怪しごくの態度と言わなければなりません。

本来、戦争中の同盟国相互間の債権債務関係は、敗戦の場合に放棄するのが通例であります。たとへば、第二次大戦後のイタリア、ブルガリア、ルーマニアに対する平和条約では、これらの国は、同盟国であるドイツに対する請求権を一方的に放棄し、日本の平和条約では、相互放棄を条件としてドイツに対する請求権を放棄しているものであります。ところで、タイは、当時わが国と同盟条約を結んでいたことは御承知のとおりであります。しかも、この同盟条約並びにこれに付随する協定をタイ国が一方的に廃棄する通告を行なつてしまつたのは、昭和二十年の九月十一日でありました。このような事実から見まして、当時はタイの特別円債権は無効になつたという見解すらあつたのであります。しかしながら、わが国は、タイ国との親善関係を保持するといふ大局の見地から、昭和三十年八月、現行のタイ特別円協定を結び、タイ国の要請にこたへて、五十四億の無償供与と九十六億円の経済協力のための有償供与を約束したといふのが、これまでの偽らざる経緯でありました。このように、わが国は、タイとの関係については、最善の誠意と努力をして、したがつて、国民といたしましては、これ以上の犠牲を払ふ必要は毫末も認められないという気持ちだと思ひます。われわれは今回、政府がこのような経緯の中で、さらに新協定を提示して参りましたことは、何としても理解できない内容でございまして、

政府は、新協定の提示にあたりました力を進め、高度の政治的判断に基づいて決定したと言つておられます。これは国民を瞞着した詭弁で、国民としてはどうも承服できない点でございまして、私も、日本の誠意を披瀝いたしました現行協定によつて、政府がなぜタイ国側を説得できなかったのか、はなはだ理解に苦しむものであります。

タイ特別円協定は、御存じのように、昭和三十年八月五日、両国はそれぞれ憲法上の手續を経て処理され、効力を発生しているものであります。すなわち、タイ国におきましては、当時、旧王國憲法により、閣議決定という条約承認の正規の手續がとられていたのであります。しかるに、条約発効後わずか四ヶ月、すなわち昭和三十年十二月には、はや、タイ国の外務大臣が日本にやつて、九十六億円の有償貸与は間違つており、第二条は資本財及び役務の無償供与であると主張しているのでありまして、昨年十二月九日の毎日の新聞の解説は、この間の事情を次のごとく指摘しておりました。すなわち「三十年の交渉当時、日本側の某交渉委員が、日本国内の常識で、金を借りるということは、もろいものと同じことだといつたことで、交渉が急転解決したといきさつがあつた」と云々と報じておられますが、これはたゞこれが事実だとすれば、これこそ両国間の紛議を招き、今日の事態に至らしめた最大の原因であり、日本政府の外交の重大な失態と言わなければなりません。一たん政府が国家間の厳正な協定として取りきめ、しかも国会が決議したものを、一回の首相訪問によつて変更するなどは、国民の血税を私物化するもはなはだしく、池田総理の思ひ上がった態度は強く糾弾されなければなりません。

なるほどガリオア・エロア返済協定については、二重払いにならない、新たな国民の税負担にはならないという政府の主張を、かりに正しと認めたといたしましても、タイ特別円返済は、文字どおり国民の税負担を加重することであり、賠償額をさらにふやすこととでございまして、ことに、国会の決議を経たものを変更するのであれば、あらかじめ国会に報告し、国会の承認を求めることが、立法府に對し行政府のとるべき態度であると考えます。外交は政府がやることだから、国会は事後承認でよろしいというふうなことは、特に今回の場合は許されぬ独善的態度であると私は考えます。池田総理の外交面における経済の高度成長論と同趣旨であり、やがて破綻を招くことは明らかであり、他の国への賠償支払いにも大きな影響を与えることは必至であります。現に、ビルマとの間には、日本・ビルマ平和条約第五条の再検討事項によつて、ビルマが強く賠償の増額を要求してきていることは周知の事実であります。また、日韓會議の最も困難な議題が請求権問題であることも明らかな事実であります。さらに四月十五日の朝日新聞の伝へるところによれば、シンガポール政府は、第二次大戦中、日本軍がシンガポール在住の中国人を殺害した事件に關し、英政府を通じて、非公式に損害賠償を要求して日本政府の意向を打診してきたと報じているわけでありまして、われわれは、正当な要求や戦争中に犯した罪惡に対する公正な償いは、わが国としては当然やらなければならぬ義務であると思ひます。このことは国民も認めるのであります。しかし、タイ特別円協定のよりに、池田総理や、一部の人間にしかり理解できないような大所高所論で国民の税金を浪費されるということは、断じて承服できない事柄であります。このやうな思ひ上がった外交や、ひとりよがりの高度の政治的判断とか大所高所論というやうな文字の遊戲は、決して国民のための政治ではないと考へておきます。

わが党はこのやうな危険な要素を持つタイ特別円協定の改定には強く反対するものであり、この際、政府の反省を強く訴へまして、私の反対討論を終わるものであります。(拍手)

○議長(松野勝平君) 佐藤尚武君。
〔佐藤尚武君登壇、拍手〕
○佐藤尚武君 ただいま問題となつておりますタイ特別円に關しての協定につきまして、同志会を代表いたしまして、私は賛成討論をいたすものであります。

一たん発効しました昭和三十年のタイ協定が、タイ側の反対のために実施に至らなかつたといふことは、少しく異例の感がないわけでもありません。同協定については、第二条の九十六億円の経済援助は、日本からする経済援助が終局においてタイ側の債務になることに對して、タイ側の反感を生じ、このために実施が困難に陥つたといふその事情は、われわれとしても理解できないわけでもありません。大東亞戦争中のことを考へてみまるといふと、タイが当時日本の同盟国といたしまして、日本側に対して多大の便宜を手へてくれた国でありまして、が、戦時中、同盟内には数方の日本兵が駐屯し、終戦当時においてはそれが十二万にも及んだといふことでありまして、タイ側に対しては莫大な迷惑をかけたわけでありまして、このやうな事情からいたしましても、日本が軍費としてタイ国内で費消したパツツ貨に對して日本銀行に設けられましたタイの特別円勘定の残高といふものは、これは当然日本政府において弁済する義務があつたことを、われわれとして認めなければなりません。しかるに、戦後日本貨の暴落のために、その帳じりの返済が困難となり、ようやく昭和三十年

の協定ができたものの、実施を見るに至らずして、デッドロックに陥りました。それを、昨年十一月の池田総理のタイ訪問によりまして、徹底的な話し合いをされて、そうしてこの行き詰まりを打開し、それに基づいて本年一月三十一日両国間に協定の調印を見るに至りましたことは、両国親善関係の持続のため、大いに慶賀しなければならぬところと承知しております。私はこの点において、外務当局の異常な努力を多とするものであります。

私は、日タイ間の親善関係をきわめて重要視するものであり、タイは久しい以前から日本に対しては伝統的な好感を持って出ている国であります。

古いことを思い出して申し上げるようでありまして、あの昭和八年、今からちょうど三十年足らず前になります昭和八年、日本が満洲問題で国際連盟を脱退した際のごとき、まさに日本は四面楚歌の中に陥っておった当時のその日本に対して、ただタイ一国のみがきわめて同情ある態度に出たというあの当時の光景は、われわれ日本人代表部としてはとうてい忘れることのできない感激であつたのであります。タイ国は日本に対してこのような友情は、日本としてこそ尊重すべきでありますし、また同国との親善関係の維持は、日本にとりましてとうといものであらねばなりません。その意味におきまして、今回の特別四問題のごとき不幸なきさつを一掃いたしまして、両国間親善関係の持続上わだかまりを取り去つたということは、両国のために大いに歓迎すべきことであると私は信じます。

この意味におきまして、私は今回のタイ特別四問題に関する協定に対して賛成の意を表するものであります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより採決をいたします。

まず、日本国に対する戦後の経済援助の処理に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件を問題に供します。

表決は記名投票をもつて行ないます。本件を承認することに賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行ないます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

○議長(松野鶴平君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(松野鶴平君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議長開鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(松野鶴平君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百四十七票

白色票 九十六票

青色票 五十一票

よつて本件は承認することに決しました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名 九十六名

杉山 昌作君 石田 次男君

谷口 慶吉君 森 入三三君

牛田 寛君 竹中 恒夫君

田中 清一君 櫻井 志郎君

加賀山之雄君 村山 道雄君

大泉 寛三君 大竹平八郎君
中尾 辰義君 鈴木 恭一君

佐藤 芳男君 白木義一郎君
三木與吉郎君 若米地英俊君
田中 啓一君 佐藤 尚武君
村松 久義君 堀 末治君
藤野 繁雄君 村上 義一君
大谷 登彌君 黒川 武雄君
野上 進君 山本 杉君
谷村 貞治君 天竺 良吉君
米田 正文君 鳥島徳次郎君
岸田 幸雄君 北島 教真君
金丸 富夫君 川上 為治君
徳永 正利君 仲原 善一君
石谷 憲男君 増原 恵吉君
勝保 登君 佐野 廣君
鍋島 直昭君 武藤 常介君
田中 茂徳君 谷口弥三郎君
杉浦 武雄君 新谷寅三郎君
木内 四郎君 石原幹市郎君
宮澤 喜一君 吉武 恵市君
林屋龜次郎君 小野 英三君
平井 太郎君 中野 文門君
堀本 宜実君 村上 春蔵君
鹿島 俊雄君 植垣弥一郎君
赤間 文三君 青田源太郎君
林田 正治君 松村 秀逸君
松野 孝一君 井川 伊平君
堀見 俊二君 上林 忠次君
堀原 茂嘉君 高橋 衛君
高野 一夫君 河野 謙三君
横山 フク君 平島 敏夫君
館 哲二君 小林 武治君
大谷 賛雄君 青柳 秀夫君
井上 清一君 柴田 榮君
高橋進太郎君 小沢久太郎君
古池 信三君 西郷吉之助君
安井 謙君 木暮武太夫君
重宗 雄三君 堀本 鎌三君
一松 定吉君 青木 一男君
野田 俊作君 岡村文四郎君
細木 亨弘君 重政 庸徳君
下村 定君 湯澤三三男君

反対者(青色票)氏名 五十一名
大森 創造君 千葉千代世君
山本伊三郎君 鶴岡 哲夫君
横川 正市君 松永 忠二君
森 元治郎君 大河原 次君
光村 英助君 亀田 得治君
加瀬 完君 大和 与一君
大倉 精一君 小笠原三三男君
中田 吉雄君 高田なほ子君
米田 勲君 加藤シヅエ君
清澤 俊英君 吉田 法晴君
木村福八郎君 阿貝根 登君
永岡 光治君 松澤 兼人君
須藤 五郎君 北村 暢君
永末 英一君 基 政七君
安田 敏雄君 田上 松衛君
田畑 金光君 平林 剛君
秋山 長造君 久保 等君
片岡 文重君 相馬 助治君
戸叶 武君 矢嶋 三義君
天田 勝正君 岡 三郎君
重盛 善治君 藤原 道子君
村尾 重雄君 中村 正雄君
倉本 益君 千葉 信君
近藤 信一君 羽生 三七君
内村 清次君 赤松 常子君
棚橋 小虎君

日程第二、災害対策基本法等の一部を改正する法律案、
日程第三、道路交通法の一部を改正する法律案、
日程第四、市の合併の特例に関する法律案、
日程第五、新産業都市建設促進法案、
（いずれも内閣提出、衆議院送付）
以上五案を一括して議題とすること
に御異議ございませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長小林武治君。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案のおもな内容は、(一)選挙管理委員の資格要件、兼職禁止及び任期について所要の改正を加えるとともに選挙管理委員会事務局の機構を整備し、(二)普通地方公共団体の出資、債務保証等をして

いる法人に対する当該公共団体の関与の方法を定め、(三)普通地方公共団体は、職員の退職手当の基礎となる勤続期間の計算について在職期間の通算措置を講ずるよう努めるべきものとし、(四)指定都市の指定に伴う必要な措置を定め、(五)地方公共団体の長の任期の起算の特例に

日本国に対する戦後の経済援助の処理に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件
外一件 地方自治法の一部を改正する法律案外四件

金に関する証書の交付」を「国民年金に関する証書の交付等」に改め、

昭和三十一年五月四日 参議院會議録第二十号 地方自治法の一部を改正する法律案外四件

七六〇

同号中(二十四の四)を(二十四の五)とし、(二十四の三)を(二十四の四)とし、(二十四の二)の次に次のように加える。

(二十四の三) 児童扶養手当法及び

これに基づく政令の定めるところにより、受給資格者又はその監護若しくは養育する児童の戸籍に關し無料で証明を行ない、受給資格者又は児童扶養手当を受けている者等から受給資格及び児童扶養手当の額についての認定の請求又は届出等を受理し、これらに係る事実を審査し、並びに児童扶養手当に關する証書の交付に關する事務を行なうこと。

別表第四第二号(四十四)中「地理調査所長」を「国土地理院の長」に改める。

別表第四第二号(四十九の五)の次に次のように加える。

(四十九の六) 宅地造成等規制法の定めるところにより、宅地造成工事規制区域の指定又はその申出のための他人の占有する土地の障害物の伐除の許可に關する事務を行ない、及び宅地造成に伴う災害の防止に關し都道府県知事に意見を申し出ること。

別表第七第一号の表地方社会保険医療協議会の項担任する事務の欄中「第十三条第二項及び」及び「療養担当者」の保険診療に対する指導監督に

関する事項を、「を削り、」並びに保険医を「保険医」に、「登録の取消」を「登録の取消し等」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行に關する経過措置(選挙管理委員に關する経過措置)の選挙管理委員については、この法律の施行前に処せられた刑に關しては、この法律による改正後の地方自治法(以下「新法」という)の第八十二条第四項の規定は、適用しない。この場合において、その者は、新法第八十二条第一項前段の規定にかかわらず、その任期中に限り、なお、従前の例により在職するものとする。

3 この法律の施行の際現に地方公共団体の議会の議員又は長と兼ねている選挙管理委員については、新法第八十二条第七項の規定は、その現に兼ねている職に限り適用しない。

4 この法律の施行の際現に在職する選挙管理委員の任期は、新法第八十二条第一項本文の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 法人の経営状況の報告に關する経過措置(新法第二百四十四条第四項の規定は、この法律の施行の日以後に始まる事業年度から適用する。

(地代家賃統制令の一部改正)

6 地代家賃統制令(昭和二十一年勅令第四百四十三号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「京都市、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋市」と「及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

(死産の届出に關する規程の一部改正)

7 死産の届出に關する規程(昭和二十一年厚生省令第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「特別市及び地方自治法第五十五条第二項の市」と「及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

(地方財政法の一部改正)

8 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三十二条中「京都市、大阪市、横浜市、神戸市、名古屋市」を「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

(当せん金附証票法の一部改正)

9 当せん金附証票法(昭和二十三年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「京都市、大阪市、横浜市、神戸市、名古屋市」を「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

(死体解剖保存法の一部改正)

10 死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「京都市、大阪市、横浜市、名古屋市及び神戸市」と「及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

11 公職選挙法(昭和二十五年法律第九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八十七条の二(知事、市長を退職した者の立候補制限)」を削り、「第二百五十九条(地方公共団体の長の任期の起算)」を「第二百五十九条の二(地方公共団体の長の任期の起算の特例)」に改める。

第六十八条第二号中「第八十七条の二(知事、市長を退職した者の立候補制限)」を削る。

第八十七条の二を削る。

第二百五十九条の次に次の一条を加える。

(地方公共団体の長の任期の起算の特例)

第二百五十九条の二 地方公共団体の長の職の退職を申し出た者が当該退職の申立てがあつたことにより告示された地方公共団体の長の選挙において当選人となつたときは、その者の任期については、当該退職の申立て及び当該退職の申立てがあつたことにより告示された選挙がなかつたものとみなして前条の規定を適用する。

(図書館法の一部改正)

12 図書館法(昭和二十五年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三項ただし書中「市(以下「五大市」という)を「指定都市(以下「指定都市」という)に、「五大市以外の市」を「指定都市以外の市」に改める。

(地方税法の一部改正)

13 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七百四十六条の次に次の一条を加える。

(指定都市の指定があつた場合の大規模の償却資産に対する固定資産税の特例)

第七百四十七条 第三百四十九条の四、第三百四十九条の五及び第七百四十四条から前条までの規定は、一月二日以後四月一日以前において地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により指定された市に所在する大規模の償却資産に対して課する固定資産税については、当該指定された日(以下「指定日」という)の属する年の四月一日の属する年度分の固定資産税に限り、適用しないものとする。この場合において、指定日前に当該固定資産税について第七百四十三条第一項若しくは第二項又は第七百四十五条の規定により道府県知事又は道府県の徴税吏員がした行為及び納税義務者が道府県知事に対してした行為は第三章第二節の規定により当該

七六四

の布告があつたときは、国家行政組織法第八條の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に總理府に緊急災害対策本部を設置するものとする。この場合において、当該緊急災害対策本部の所管区域は、当該災害緊急事態の布告に係る地域とする。

2 前項の規定により緊急災害対策本部が設置された場合において、当該災害に係る非常災害対策本部が既に設置されているときは、当該非常災害対策本部は、廃止されるものとし、緊急災害対策本部が当該非常災害対策本部の所掌事務を承継するものとする。

3 第五條の規定による災害緊急事態の布告が廃止されたときは、緊急災害対策本部は、廃止されるものとする。

第百八條 緊急災害対策本部の長は、緊急災害対策本部長とし、内閣總理大臣をもつて充てる。

2 緊急災害対策本部に、緊急災害対策副本部長、緊急災害対策本部員その他の職員を置く。

3 緊急災害対策副本部長は、國務大臣をもつて充てる。

4 前三項に定めるもののほか、第二十五條第二項、第四項及び第五項（非常災害対策副本部長に係る部分を除く）、第二十六條、第二十七條並びに第二十八條の規定は、緊急災害対策本部の組織及び所掌事務、緊急災害対策本部員に対する指定行政機関の長の権限の委任並びに緊急災害対策本部長の権限について

準用する。この場合において、第二十六條第二号中「非常災害」とあるのは「災害緊急事態」と、同条第三号中「第二十八條」とあるのは「第百八條第四項において準用する第二十八條」と読み替へるものとする。

5 緊急災害対策本部長は、前項において準用する第二十八條の規定による権限の全部又は一部を緊急災害対策副本部長に委任することができる。

6 緊急災害対策本部長は、前項の規定により委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

(緊急措置)

第百九條 災害緊急事態に際し国の経済の秩序を維持し、及び公共の福祉を確保するため緊急の必要がある場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置をまついとまがないときは、内閣は、次の各号に掲げる事項について必要な措置をとるため、政令を制定することができる。

一 その供給が特に不足している生活必需品の配給又は譲渡若しくは引渡し制限若しくは禁止

二 災害応急対策若しくは災害復旧又は国民生活の安定のため必要な物の価格又は役務その他の給付の対価の最高額の決定

三 金銭債務の支払（賃金、災害補償の給付金その他の労働関係に基づく金銭債務の支払及びその支払のためにする銀行その他の金融機関の預金等の支払を除く。）の延期及び権利の保存期間の延長

2 前項の規定により制定される政令には、その政令の規定に違反した者に対して二年以下の懲役若しくは禁錮、十万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑を科し、又はこれを併科する旨の規定、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関してその政令の違反行為をした場合に、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金、科料又は没収の刑を科する旨の規定及び没収すべき物件の全部又は一部を没収することができる場合における罰額を追徴する旨の規定を設けることができる。

3 内閣は、第一項の規定により政令を制定した場合において、その必要がなくなつたときは、直ちに、これを廃止しなければならない。

4 内閣は、第一項の規定により政令を制定したときは、直ちに、国会の臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求め、かつ、そのつた措置をなお継続すべき場合には、その政令に代わる法律が制定される措置をとり、その他の場合には、その政令を制定したことについて

て承認を求めなければならない。

5 第一項の規定により制定された政令は、既に廃止され、又はその有効期間が終了したものを除き、前項の国会の臨時会又は参議院の緊急集会においてその政令に代わる法律が制定されたときは、その法律の施行と同時に、その臨時会又は緊急集会においてその法律が制定されないこととなつたときは、制定されないこととなつた時に、その効力を失う。

6 前項の場合を除くほか、第一項の規定により制定された政令は、既に廃止され、又はその有効期間が終了したものを除き、第四項の国会の臨時会が開かれた日から起算して二十日を経過した時若しくはその臨時会の会期が終了した時のいずれか早い時に、又は同項の参議院の緊急集会が開かれた日から起算して十日を経過した時若しくはその緊急集会が終了した時のいずれか早い時にその効力を失う。

7 内閣は、第二項の規定により政令がその効力を失つたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

8 第一項の規定により制定された政令に罰則が設けられたときは、その政令が効力を有する間に行なわれた行為に対する罰則の適用については、その政令が廃止され、若しくはその有効期間が終了し、又は第五項若しくは第六項の規定によりその効力を失つた後においても、なお従前の例による。

を失つた後においても、なお従前の例による。

第百十條から第百十二條までを削り、第九章中第百十三條を第百十條とし、第百十四條を第百十一條とし、第百十五條を第百十二條とし、第百十六條第二号中「第二十七條第一項」の下に「第百八條第四項において準用する場合を含む。」を加え、同条を第十章第百十三條とし、第百十七條を第百十四條とし、第百十八條を第百十三條とし、第百十八條第一号中「第二十七條第一項」の下に「第百八條第四項において準用する場合を含む。」を加え、同条を第百十六條とし、第百十九條を第百十五條とし、第百二十條中「第百十六條又は第百十八條」を「第百十三條又は第百十五條」に改め、同条を第百十七條とする。

(地方自治法の一部改正)

第二條 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百六十條を次のように改める。

第百六十條 削除

第二百四條第二項中「産業教育手当」の下に、「災害派遣手当」を加える。

(災害救助法の一部改正)

第三條 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第一條中「非常災害」を「災害」に改める。

第二條を次のように改める。

第二條 この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県

昭和三十一年五月四日 参議院會議録第二十号 地方自治法の一部を改正する法律案外四件

知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村(特別区を含む。)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区域とする。)内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対し、これを行なう。

第三十條から第二十一條までを次のように改める。

第三十條から第二十一條まで 削除

第二十二條第一項を削り、同条第二項中「その他緊急措置」を削り、同項を同条第一項とする。

第二十三條の次に次の二條を加える。

第二十三條の二 指定行政機関の長(災害対策基本法(昭和三十一年法律第二百二十三号)第二條第三号に規定する指定行政機関の長をいふ、当該指定行政機関が国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の委員会である場合にあつては、当該指定行政機関とする。以下次条において同じ。)及び指定地方行政機関の長(災害対策基本法第二條第四号に規定する指定地方行政機関の長をいふ。以下次条において同じ。)は、防災業務計画(同法同条第九号に規定する防災業務計画をいふ。)の定めるところにより、救助を行なうため特に必要があると認めるときは、救助に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対

して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は救助に必要な物資を収用することができる。

前項の場合においては、公用令書を交付しなければならぬ。

第一項の処分を行なう場合においては、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならぬ。

第二十三條の三 前条第一項の規定により物資の保管を命じ、又は物資を収用するため、必要があるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、当該官吏に物資を保管させる場所又は物資の所在する場所に立ち入り検査をさせることができる。

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前条第一項の規定により物資を保管させた者から、必要な報告を取り、又は当該官吏に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

前二項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

当該官吏が第一項又は第二項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

第二十四條第四項及び第二十六條第二項中「第十二條を」「第二十三條の二」に改める。

第二十八條中「特別区長を」「特別区の区長」に改め、「(有線電気通信設備の届出)」を削る。

第三十一條の次に次の一條を加える。

第三十一條の二 日本赤十字社は、その使命にかんがみ、救助に協力しなければならない。

政府は、日本赤十字社に、政府の指揮監督の下に、救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力(第二十五條の規定による協力を除く。)の連絡調整を行なわせることができる。

第三十三條第三項中「第十二條を」「第二十三條の二」に改め、同条第四項を削る。

第三十六條を次のように改める。

第三十六條 国庫は、都道府県が第三十三條の規定により支弁した費用及び第三十四條の規定による補償に要した費用(前条の規定により求償することができるものを除く。)並びに前条の規定による求償に対する支払に要した費用の合計額が政令で定める額以上となる場合において、当該合計額が、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)に定める当該都道府県の普通税(法定外普通税を除く。以下同じ。)について同法第一條第一項第五号にいう標準税率(標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする。)をもつて算定した当該年度の収入見込額(以下この条において「収入見込額」といふ。)の百分の二以下であるときにあつては当該合計額についてその百分の五

十を負担するものとし、収入見込額の百分の二をこえるときにあつては左の区分に従つて負担するものとする。この場合において、収入見込額の算定方法については、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四條の定めるところによるものとする。

一 収入見込額の百分の二以下の部分については、その額の百分の五十

二 収入見込額の百分の二をこえ、百分の四以下の部分については、その額の百分の八十

三 収入見込額の百分の四をこえる部分については、その額の百分の九十

第四十三條中「非常災害救助」を「災害救助」に改める。

第四十五條各号列記以外の部分

中「五千元」を「五万円」に、同条第二号中「第十二條を」「第二十三條の二」に改める。

第四十六條中「五千元」を「五万円」に改める。

第四十七條中「第十三條を」「第二十三條の二」に改め、「三千元」を「三万円」に改める。

(消防組織法の一部改正)

第四條 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第四條第十五号中「市町村の作成する消防計画」を「防災計画に基づく消防に関する計画(以下第十八條の二において「消防計画」といふ。)に改める。

(総理府設置法の一部改正)

第五條 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

中央災害救助対策協議会	災害救助法(昭和二十二年法律第十八号)に基づく災害の救助その他緊急措置の適切な円滑な実施を図ること。
地方災害救助対策協議会	
都道府県災害救助対策協議会	

第十五條第一項の表中

中央防災会議	災害対策基本法(昭和三十一年法律第二百二十三号)第二十一條第二項各号に掲げる事項を行なうこと。
--------	---

に改める。

十四の二 災害対策基本法(昭和三十一年法律第二百二十三号)第五十七條又は第七十九條の規定により、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若

七六四

ものとする等の内容をもつ政府原案に付して、衆議院において十二

市の合併についても本法の適用を認めるものとし、(二)産炭地域振興臨時措置法に規定する産炭地域に属する市町村の合併についても本法を準用することを定め、(三)新都市の人口が五十万以上になる市の合併で、本法施行の日から一箇年以内に行なわれるものについては、議会の議員の任期及び定数について、さらに特例を設けること等を内容とする修正を加えたもので、当委員会においては、妥協なものとして認めた。

二、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

本法の実施に当り、政府は左の諸点について検討し、適切有効な措置を講ずべきである。

一、新都市の建設にあつては、住民福祉の増進に特に留意せしめるよう強力な行政指導を行なうこと。

二、職員的身分の保障、給与の改善等に十分配慮すること。

一、新都市と他の市町村との間の格差の是正、特に貧弱団体の行政水準の向上に努力すること。

一、産炭地域の市町村合併はその特殊事情によるところ大であるから財政上その他特別の措置を講ずること。

一、市の合併は地方自治の根本にふれる重大問題であるからその取扱ひについては適正厳格な基本方針を確立すること。

一、いわゆる広域自治行政については、これを市の合併に限定することなく、事務の共同処理あるいは都市連合等の方策についても慎重に検討すること。

一、町村合併促進法により行なわれた町村合併の実績をつぶさに再検討し、新市町村の建設育成に一層効果的な行政財政上の措置を講ずること。

右決議する。

市の合併の特例に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年四月二十四日

衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野 鶴平殿

(小字及び一は衆議院修正)

市の合併の特例に関する法律案

市の合併の特例に関する法律案

第一条 この法律は、市が合併によつて都市の経営を総合的かつ一体的に行なうとする場合において、その合併を円滑ならしめるために必要な関係法律の特例を定めるものとする。

(定義)
第二条 この法律において「市の合併」とは、三以上の市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。以下同じ。)の区域の全部又は二以上の市及び一以上の町村の区域の全部をもつて一の市を置くことをいう。

2 この法律において「新都市」とは、市の合併により設置された市をいう。

第三条 市の合併に際し、次の各号に掲げる事項については、当該各

号の定めるところにより、町村合併促進法(昭和二十八年法律第二百五十八号)又は新市町村建設促進法(昭和三十一年法律第六十四号)の当該規定の例による。ただし、町村合併促進法第九條第一項第一号中「一箇年」とあるのは「二箇年」と、同法第九條の三第三項中「三十をこえず十五を下らない範囲」とあるのは「八十をこえず十を下らない範囲」と、同法第十一條の五中「郡」とあるのは「郡市」と、「公職選挙法第十五條第一項及び第二項」とあるのは「公職選挙法第十五條第一項から

一 関係市町村の議会の議員の任期及び定数
二 農業委員会の委員の任期及び定数
三 都道府県の議会の議員の選挙区
四 一部事務組合等
五 水産業協同組合
六 国の財政援助
七 職員の身分取扱
八 地方債の制限
九 地方税の不均一課税
十 地方交付税の算定

2 衆議院議員の二以上の選挙区にわたつて市の合併が行なわれることとなつたときは、公職選挙法(昭和二十五年法律第九号)第十三條及び同法別表第一の規定にかかわらず、同法別表第一が当該市の合併が行なわれた日以後最初に更正されるまでの間、なお従前の選挙区による。

3 前項の規定により従前の選挙区によることとした場合において

第三項まで」と、同法第十一條の六中「他の市町村」とあるのは「他の地方公共団体」と、「市町村の一部事務組合」とあるのは「一部事務組合」と、同法第二十條の二中「十箇年」とあるのは「五箇年」と、新市町村建設促進法第二十一條中「新市町村建設計画」とあるのは「都市建設計画」と、「当該市町村の永久の利益となるべきもの」とあるのは「当該市町村の永久の利益となるべきもの」と、同法第十一條の五中「郡」とあるのは「郡市」と、「公職選挙法第十五條第一項及び第二項」とあるのは「公職選挙法第十五條第一項から

一 関係市町村の議会の議員の任期及び定数
二 農業委員会の委員の任期及び定数
三 都道府県の議会の議員の選挙区
四 一部事務組合等
五 水産業協同組合
六 国の財政援助
七 職員の身分取扱
八 地方債の制限
九 地方税の不均一課税
十 地方交付税の算定

2 衆議院議員の二以上の選挙区にわたつて市の合併が行なわれることとなつたときは、公職選挙法(昭和二十五年法律第九号)第十三條及び同法別表第一の規定にかかわらず、同法別表第一が当該市の合併が行なわれた日以後最初に更正されるまでの間、なお従前の選挙区による。

3 前項の規定により従前の選挙区によることとした場合において

は、公職選挙法第十八條第一項の規定にかかわらず、選挙区の区域により市の区域を分けて数選挙区を設けるものとする。

第四条 市の合併をしようとする市町村は、市の合併を促進するため必要な調査を行ない、都市建設計画を作成し、及び市の合併に関する協議を行なうため、地方自治法第二百五十二條の二第一項の規定により、合併促進協議会を置くものとする。

2 合併促進協議会の会長及び委員は、地方自治法第二百五十二條の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員並びに長及びその他の職員をもつて充てる。

3 合併促進協議会には、地方自治法第二百五十二條の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員及び学識経験を有する者を非常勤の委員として加えることができる。

4 合併促進協議会は、第一項の都市建設計画を作成するにあつては、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

第五条 前条第一項の都市建設計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
一 新都市の建設の基本方針
二 新都市の建設の根幹となるべき事業に関する事項
三 公共施設の統合整備に関する事項
四 新都市の財政計画
五 市の合併に際して必要な経過措置に関する事項
六 新都市は、都市建設計画を新都市の経営の基本として誠実に実施するとともに、市の合併により結集された能力を充分に發揮してその建設を計画的かつ効果的に進めなければならない。

昭和三十七年五月四日 参議院會議録第二十号 地方自治法の一部を改正する法律案外四件

七六六

(国、都道府県等の協力)

第六条 国、都道府県及び公共的団体は、新都市の建設に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(新産業都市建設促進法に規定する市町村合併との関係)

第七條 この法律は、新産業都市建設促進法(昭和三十一年法律第七号)第二十二條第一項に規定する市町村合併には、適用しない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 新都市の人口が五十万以上となる市の合併でこの法律の施行の日から起算して一箇年以内に行なわれるものについては、第三條第一項ただし書中「二箇年」とあるのは「一箇年」とし、同条同項第一号中「市町村合併促進法第九條」とあるのは「市町村合併促進法第九條第一項、第二項及び第四項」と読み替へて同条同項の規定を適用することができる。この場合においては、市町村合併促進法第九條第二項「定数の二倍に相当する数」とあるのは「定数に当該定数の五分の一に相当する数を加えた数」とする。

3 地方自治法第二百五十四條の規定は、前項の人口について準用する。

12⁴ この法律は、この法律の施行の日から起算して十箇年を経過した時にその効力を失う。ただし、その時までに行なわれた市の合併については、その時以後もなおその効力を有する。

5 第三條から第六條までの規定(第三條第一項ただし書中「市町村合併促進法第九條第一項第一号に關する部分の規定並びに第三條第二項及び第三項の規定を除く。」、第四條、第五條臨時措置法(昭和三十一年法律第七号)第二十九條第二項第一号に規定する産業地域の全部又は一部をその区域とする市町村の應徴分合では

町村の数の減少を伴うもの(第二條第一項に規定する市の合併を除く。))について準用する。この場合において、第三條第一項ただし書中「同法第十一條の五中」とあるのは、「二十五をこえない範囲」とあるのは、「四十をこえない範囲」と、同法第十一條の五中「と読み替へるもの」とする。

6 前項の規定は、産業地域臨時措置法の失効の時にその効力を失う。ただし、同法又はこの法律の失効の時までに行なわれた同項に規定する市町村の應徴分合については、その時以後もなおその効力を有する。

13⁷ 町村合併促進法の一部を次のように改正する。

第二十條の二 中「町村合併後十箇年」を「町村合併の行なわれた日の属する年及びこれに続く十箇年」に改める。

(審査報告書は都合により追録に掲載)

新産業都市建設促進法案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十一年四月二十七日
衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平殿

第一条 この法律は、大都市における人口及び産業の過度の集中を防止し、並びに地域格差の是正を図るため、産業の立地条件及び都市施設を整備することにより、その地方の開発発展の中核となるべ

き新産業都市の建設を促進し、もつて国土の均衡ある開発発展及び国民経済の発達に資することを目的とする。

(区域の指定の申請)

第二條 都道府県知事は、新産業都市の区域の指定を受けようとするときは、あらかじめ関係市町村長に協議するとともに、申請書に政令で定める事項を記載した書類を添附し、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請については当該都道府県の議会の議決を、同項の協議については当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(区域の指定)
第三條 前条第一項の申請書の提出があつたときは、内閣総理大臣は、当該申請書の写しを経済企画庁長官、農林大臣、通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣及び自治大臣(北海道の区域内又は首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二條第一項の規定による首都圏の地域内(以下「首都圏の地域内」といふ。)に係るものにあつては、北海道開発庁長官又は首都圏整備委員会を含む。以下同じ。)その他関係行政機関の長に送付するものとする。

2 経済企画庁長官、農林大臣、通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣及び自治大臣は、前項の規定により申請書の写しの送付を受けた場合において、第一條の目的を達成するため必要があると認められるときは、協議により、当該区域を

新産業都市の区域として指定すべきことを内閣総理大臣に要請するものとする。

(区域の指定の要件)

第五條 新産業都市の区域の指定(以下「区域の指定」といふ。)は、次の各号に掲げる要件を備えている区域で、その区域に将来大規模な産業都市が形成される可能性を有すると認められるものについて行なわれなければならない。

一 新産業都市の建設が総合的に行なわれる自然的及び社会的条件を備えていること。

二 相当規模の工場用地及び住宅用地の確保が容易であること。

三 相当量の工業用水及び水道用水の確保が容易であること。

四 道路、鉄道、港湾等による輸送が便利であり、かつ、これらの施設の整備が容易であること。

五 洪水、高潮、地盤沈下等による災害の発生のおそれが少ない、かつ、その防除が容易であること。

2 区域の指定は、国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)第七條の規定による全国総合開発計画(北海道の区域にあつては、全国総合開発計画及び北海道開発法(昭和二十五年法律第二百六号)第二條の規定による北海道総合開発計画)に適合するものでなければならない。

3 区域の指定は、工場の立地計画がすでに進行し、産業の立地条件及び都市施設の整備が緊急に必要である区域から順次しなければならない。

4 区域の指定は、当該区域を中心とする地域内において労働力の需給が均衡して雇用が安定するように配慮してしなければならない。

4 区域の指定は、第九条の規定により行なう調査及びその他の政府が行なう工場立地その他に関する調査(国の補助金を受けて地方公共団体が行なう調査を含む)の結果に基づいてしなければならない。

(建設基本方針の指示)

第六條 経済企画庁長官、農林大臣、通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣及び自治大臣は、第三條第二項及び第四條第一項の要請をするときは、協議により、当該新産業都市に係る新産業都市の建設に関する基本方針(以下「建設基本方針」という。)を決定すべきことを内閣総理大臣に要請するものとする。

2 前項の要請をしようとするときは、経済企画庁長官は、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の要請に基づき、新産業都市建設審議会の議を経て、当該新産業都市に係る建設基本方針を決定し、これを関係都道府県知事に指示するものとする。

4 建設基本方針として定めるべき事項は、政令で定める。

5 前条第二項及び第四項の規定は、建設基本方針の決定について準用する。

(公示)

第七條 内閣総理大臣は、区域の指定をするときは、その旨及び当該

区域を官報で公示しなければならない。

(区域の変更等)

第八條 内閣総理大臣は、関係都道府県知事の申請に基づき、新産業都市の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。この場合においては、第二條、第三條及び第五條から前条までの規定を準用する。

2 前項に定める場合のほか、経済企画庁長官、農林大臣、通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣及び自治大臣は、新産業都市の区域の一部又は全部が第五條第一項に定める区域の指定の要件を欠くに至つたと認められるときは、又は新産業都市の建設の目的が達成されたと認められるときは、協議により、当該区域を変更し、又はその指定を解除すべきことを内閣総理大臣に要請するものとする。

3 前項の要請をしようとするときは、経済企画庁長官は、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

4 内閣総理大臣は、第二項の要請に基づき、新産業都市建設審議会の議を経て、新産業都市の区域を変更し、又はその指定を解除するものとする。

5 第五條第四項、第六條及び前条の規定は、前項の規定による新産業都市の区域の変更又はその指定の解除について準用する。

(基礎調査)

第九條 政府は、区域の指定及び建設基本方針の指示のため必要な基

礎調査を行なわなければならない。

(建設基本計画の承認)

第十條 区域の指定があつたときは、関係都道府県知事は、第六條第三項の規定により指示された当該新産業都市に係る建設基本方針に基づき、新産業都市建設協議会の意見をきいて、当該新産業都市に係る新産業都市建設基本計画(以下「建設基本計画」という。)を作成し、政令の定めるところにより、内閣総理大臣に承認を申請しなければならない。これを變更しようとするときは、同様とする。

2 内閣総理大臣は、前項の建設基本計画が適当なものであると認められるときは、これを承認するものとする。ただし、当該建設基本計画に係る区域が北海道の区域内又は首都圏の地域内にあるものであるときは、第四項の規定による經由に際し、北海道開発庁長官又は首都圏整備委員会が当該建設基本計画の承認をすべき旨の意見を付したときに限るものとする。

3 内閣総理大臣は、前項の規定により建設基本計画を承認しようとするときは、新産業都市建設審議会の意見をきくとともに、経済企画庁長官、農林大臣、通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣及び自治大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 都道府県知事が第一項の申請をしようとする場合において、当該建設基本計画に係る区域が北海道の区域内又は首都圏の地域内にある

ものであるときは、北海道開発庁長官又は首都圏整備委員会を経由しなければならない。

(建設基本計画の内容)

第十一條 建設基本計画には、第一号から第四号までに掲げる事項の大纲及び第五号に掲げる事項について定めるものとする。

一 工業開発の目標
二 人口の規模及び労働力の需給
三 土地利用
四 次に掲げる施設の整備

イ 工場用地
ロ 住宅及び住宅用地
ハ 工業用水道
ニ 道路、鉄道、港湾等の輸送施設

ホ 水道及び下水道
ヘ 教育施設及び厚生施設
ト 職業訓練施設

チ その他政令で定める主要な施設

五 前号に掲げる施設の整備のために必要な経費の概算

第十二條 この法律及び低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百十六号)によりその権限に属せしめられる事項を処理させるため、総理府に、附属機関として、新産業都市建設審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、新産業都市の建設の促進に関する重要事項について調査審議する。

3 審議会は、新産業都市の建設の促進に関する重要事項について、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に對し、意見を申し出ることができる。

第十三條 審議会は、委員十五人以上で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができ

5 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

6 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に、専門委員を置くことができる。

8 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

9 特定の低開発地域に関する事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に、特別委員を置くことができる。

10 特別委員は、当該事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

11 特別委員は、当該事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

昭和三十三年五月四日 参議院會議録第二十号 地方自治法の一部を改正する法律案外四件

七六八

12 委員、専門委員及び特別委員は、非常勤とする。

13 審議会に、部会を置くことができる。

14 部会に部長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

15 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

第十四条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第十五条 前三条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項並びに審議会の職務を処理する機関は、政令で定める。

(新産業都市建設協議会)

第十六条 区域の指定があつたときは、当該区域の属する都道府県に、当該新産業都市に係る建設基本計画の作成及びその建設の促進に関する重要事項について調査審議するため、新産業都市建設協議会(以下「協議会」といふ。)を置く。

2 協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

3 会長は、都道府県知事をもつて充てる。

4 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
一 政令で定める国の地方支分部局で当該新産業都市の区域を管轄するものの長又はその指名する職員

二 関係市町村長及び関係港湾管理者の長

三 学識経験のある者のうちから都道府県知事が任命する者
前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(施設の整備等)

第十七条 国及び地方公共団体(港務局を含む。以下第十九条において同じ。)は、建設基本計画を達成するために必要な工場用地、住宅及び住宅用地、工業用地、道路、鉄道、港湾等の輸送施設、水道及び下水道その他の施設の整備、職業訓練施設

第十八条 国の行政機関の長、都道府県知事又は港湾管理者の長は、新産業都市の区域内の土地を、建設基本計画を達成するために必要な工場用地、住宅用地、工業用地、道路、鉄道、港湾等の輸送施設並びに水道及び下水道の用に供する土地を、公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、新産業都市の建設が促進されるよう配慮するものとする。

(財政上の措置等)
第十九条 国は、新産業都市の建設に資するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(地方債についての配慮)
第十九条 地方公共団体が建設基本計画を達成するために必要な事業

に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(資金の確保)

第二十條 国及び地方公共団体は、建設基本計画に適合し、新産業都市の建設の促進に寄与すると認められる製造事業、運輸事業等の事業を営む者が、新産業都市の区域内において行なう工場、事業場その他の施設の建設若しくは増設又はこれらの施設の用に供する土地の取得若しくは造成に要する経費に充てるために必要な資金の確保に努めなければならない。

(地方税の不均一課税に伴う措置)

第二十一條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六條の規定により、政令で定める地方公共団体が、新産業都市の区域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又はその事業に係る機械及び装置若しくはその敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四條の規定による当該地方公共団体の各年度における

基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(固定資産税に關するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。)のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が自治省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額に關する当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(関係市町村の規模の適正化等)

第二十二條 新産業都市の一体的な建設を促進するため、新産業都市の区域の一部をその区域とする市町村(以下「関係市町村」といふ。)は、市町村合併(関係市町村の廃置分合で市町村の数の減少を伴うものをいふ。以下同じ。)によりその規模の適正化並びにその組織及び運営の合理化に資するよう配慮しなければならない。

2 都道府県知事は、関係市町村の廃置分合又は関係市町村とこれに隣接する関係市町村以外の市町村との廃置分合若しくは境界変更の処分をしようとするときは、あらかじめ自治大臣に協議しなければならない。

第二十三條 市町村合併に際し、次の各号に掲げる事項については、当該各号の定めるところにより、

町村合併促進法(昭和二十八年法律第二百五十八号)又は新市町村建設促進法(昭和三十一年法律第六十四号)の当該規定の例による。ただし、町村合併促進法第九條第一項第一号中「二箇年」とあるのは「三箇年」と、第九條の三第一項中「三十をこえず十五を下らない範囲」とあるのは「八十をこえず十を下らない範囲」と、「十五」とあるのは「四十」と、第十一條の五中「郡」とあるのは「郡市」と、「公職選挙法第十五條第一項及び第二項」とあるのは「公職選挙法第十五條第一項から第三項まで」と、第二十條の二中「十箇年」とあるのは「五箇年」とする。

一 関係市町村の議会の議員の任期及び定数

二 農業委員会の委員の任期及び定数
三 都道府県の議会の議員の選挙区
四 一部事務組合等
五 国の財政援助
六 地方税の不均一課税
七 地方交付税の算定
及び附則第六項

第二十四条 市町村合併により衆議院議員の二以上の選挙区にわたつて市町村の境界の変更があることとなつたときは、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十三条及び同法別表第一の規定にかかわらず、同法別表第一が当該市町村の境界の変更が行なわれた日以降最初に更正されるまでの間、なお従前の選挙区による。

2 前項の規定により従前の選挙区によることとした場合においては、公職選挙法第十八条第一項の規定にかかわらず、選挙区の区域により市町村の区域を分けて数開票区を設けるものとする。

(人口及び産業の集中防止のための配慮)
第二十六条 国は、人口及び産業の集中の著しい大都市及びその周辺地域への人口及び産業の過度の集中を防止するため必要があるときは、大規模な工業の新設又は増設を制限することについて、特別の配慮をするものとする。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
第二条 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中低開発地域工業開発審議会の項を次のように改める。

地方産業新産業都市建設促進法(昭和三十一年法律第百六号)及び低開発地域工業開発促進法(昭和三十一年法律第百六号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。	新産業都市建設促進法(昭和三十一年法律第百六号)及び低開発地域工業開発促進法(昭和三十一年法律第百六号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。
---	---

(経済企画庁設置法の一部改正) 第三条 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第百六十三号)の第一部を次のように改正する。

第四条第二十号中タをレとし、ヨをタとし、カの次に次のように加える。

ヨ 新産業都市建設促進法(昭和三十一年法律第百六十三号)

第九条に次の一号を加える。

十三 新産業都市の建設の促進に関すること。

(低開発地域工業開発促進法の一部改正)
第四条 低開発地域工業開発促進法の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第七項中「低開発地域工業開発審議会」を「新産業都市建設審議会」に改める。

第三条の見出しを「(新産業都市建設審議会)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「審議会」を「新産業都市建設審議会(以下「審議会」という。)」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第四条から第六条までを削り、第七條を第四條とし、第八條から第十一條までを三條ずつ繰り上げ、第十二條を第八條とし、同条の次に次の二條を加える。

(財政上の措置等)
第九条 国は、開発地区内の工業の開発に資するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第十条 地方公共団体が開発地区内の工業の開発を促進するために必要な事業に要する経費に充てるために起す地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(地方債についての配慮)

第十条 地方公共団体が開発地区内の工業の開発を促進するために必要な事業に要する経費に充てるために起す地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

○小林武治君登壇 拍手

○小林武治君 たいま議題となりました法律案五件につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、地方自治法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、地方自治法及び関係法律について、(一)選挙管理委員の資格要件を定め、その兼職禁止及び任期等について合理化をはかり、(二)地方公共団体の出資、債務保証等をしていて法人、すなわち、いわゆる公社等に対する地方公共団体の関与の方法を定め、(三)地方公共団体の職員の退職手当の基礎となる勤続期間の計算について通算措置を講ずるよう努めなければならないものとし、(四)新たに指定都市の指定があつた場合に必要となる特別及び経過措置を定める等を骨子とするものであります。

地方行政委員会におきましては、地方における公社団体の現状と今後の見通し、地方公共団体の職員の人事交流、選挙管理委員会等、行政委員会の政治的中立性の確保、指定都市の指定方針等、多くの問題について当局との間に質疑応答を重ね、慎重審査を行ないました。詳細は会議録によつてごらんをお願いいたします。

四月二十四日質疑を終局し、二十六日討論に入りまして、秋山委員は、日本社会党を代表して本法案に賛成の旨を述べた。なお、各派共同提案にかかると附帯決議案を提出されました。附帯決議案の内容は、

附帯決議案

一、いわゆる公社等に対する指導方針をすみやかに確立すること。

一、副知事、助役その他常勤の職員は、選挙管理委員を兼ねることができないよう法定すること。

一、指定都市の指定については、適正厳密な基準を設けること。

右決議する。

次、道路交通法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、まず政府原案について申し上げます。最近における交通事故の実態にかんがみ、大型自動車免許の資格年令を十八才から二十一才に引き上げるとともに、大型自動車免許の受検資格として、現に一定の自動車の運転の経験期間が通算して二年以上の者でなければならぬこととし、その他必要な規定の整備をすることを内容とするものであります。

以上、政府原案に対し、衆議院において修正が加えられましたが、修正の要点は、(一)大型免許を受けた者であつても、その者が二十一才以上で、かつ、自動車の運転の経験期間が通算して二年以上の者でなければ、政令で定める一定範囲の大型自動車を運転することができないものとし、(二)大型自動車の運行を直接管理する地位にある者は、その業務に關し、運転者に対する、右の規制に違反して運転すること等を命じ、またはこれを容認してはならないものとし、(三)これらの違反行為に対する罰則を定め、(四)本法施行の際、現に大型免許を受けている者について、運転免許の改正規定は適用しないものとする等であります。

地方行政委員会におきましては、政府側から提案理由の、また、小澤衆議院議員から修正趣旨のそれぞれ説明を聞いた後、政府及び衆議院側との間

に、質疑応答を重ね、

慎重審査を行ないましたが、その詳細は会議録によつてごらんをお願いいたします。

四月二十四日質疑を終局し、二十六日討論に入りまして、秋山委員は、日本社会党を代表して本法案に賛成の旨を述べた。なお、各派共同提案にかかると附帯決議案を提出されました。附帯決議案の内容は、

一、いわゆる公社等に対する指導方針をすみやかに確立すること。

一、副知事、助役その他常勤の職員は、選挙管理委員を兼ねることができないよう法定すること。

一、指定都市の指定については、適正厳密な基準を設けること。

右決議する。

次、道路交通法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、まず政府原案について申し上げます。最近における交通事故の実態にかんがみ、大型自動車免許の資格年令を十八才から二十一才に引き上げるとともに、大型自動車免許の受検資格として、現に一定の自動車の運転の経験期間が通算して二年以上の者でなければならぬこととし、その他必要な規定の整備をすることを内容とするものであります。

に、年令の引き上げと経験期間を二年とした理由等について質疑応答を重ね、慎重審査を行ないました。その詳細については会議録によつてごらんを願います。

四月二十七日質疑を終局し、討論に入り。別件に発言もなく、採決の結果、本法案は全会一致をもつて衆議院送付案と可決すべきものと決定いたしました。

次に、市の合併の特例に関する法律案について申し上げます。

本法案は、まず政府原案について申し上げます。北九州五市合併の機運が高まり、その他の地域においても市の合併の動きが見られる等の現状にかんがみ、市が、都市の経営の合理化をはかるため、市の合併を行なうとする場合において、必要な関係法律の特例を定めるものであります。すなわち、その要点は、(一)この場合の市の合併とは、指定都市を除く三以上の市の区域の全部または二以上の市及び一以上の町村の区域をもつて一の市を置くことをいうものとし、(二)以上の市と市の合併について、町村合併促進法または新市町村建設促進法におけるとは同様な関係法律の特例を認め、(三)国、都道府県等は、新都市の建設に資するため、必要な措置を講ずるよう努むべき旨を定めるほか、本法の有効期間を十年間とする等であります。

以上のよう内容の政府原案に対し、衆議院において、(一)本法の適用対象となる合併の範囲を「二以上の市又は二以上の市及び一以上の町村」に改め、(二)産炭地域振興臨時措置法によつて指定された産炭地域内における市町村の合併について本法を準用すること、(三)新都市の人口が五十万以上になる市の合併で、この法律の施行の日から一カ年以内に行なわれるものに

ついては、関係市町村の議会の議員の任期延長と新都市の議員の定数増加の双方をあわせ行なえる道を開く、いわば特例の特例規定を設ける等の修正が加えられて、本院に送付されて参った次第であります。

地方行政委員会におきましては、安井自治大臣から提案理由の、また、渡海衆議院議員から修正理由のそれぞれ説明を聞いた後、政府側及び衆議院側との間に、本法案のごとき特例立法は便宜のみに過ぎ、市町村合併の基本方針をあいまいにするおそれはないか、衆議院の修正にかかる「財政上の措置」の内容いかん、予想される新しい指定都市のあり方等、多くの問題点について質疑応答を重ね、慎重審査を行ないました。その詳細については会議録によつてごらんを願います。

四月二十六日質疑を終局し、二十七日討論に入り。秋山委員は、日本社会党を代表して本法案に賛成の旨を述べられ、なお、各派共同提案にかかる附帯決議案を提出されました。決議案の内容は、

附帯決議案

本法の実施にあたり、政府は左の諸点について検討し、適切有効な措置を講ずべきである。

一、新都市の建設にあつては、住民福祉の増進に特に留意せしめるよう強力な行政指導を行なうこと。

一、議員の身分の保障、給与の改善等に十分配慮すること。

一、新都市と他の市町村との間の格差の是正、特に貧窮団体の行政水準の向上に努力すること。

一、産炭地域の市町村合併はその特殊事情によること大であるから、財政上その他特別の措置を講ずること。

一、市の合併は地方自治の根本にふれる重大問題であるからその取扱いについては適正厳密な基本方針を確立すること。

一、いわゆる広域自治行政については、これを市の合併に限定することとなく、事務の共同処理あるいは都市連合等の方策についても慎重に検討すること。

一、町村合併促進法により行なわれた町村合併の実績をつぶさに再検討し、新市町村の建設育成に一層効果的な行政上の措置を講ずること。

右決議する。

かゝる採決の結果、本法案は全会一致をもつて衆議院送付案と可決すべきものと決定いたしました。

次いで、秋山君提出の附帯決議案は、これまた全会一致をもつてこれを委員会の決議とすることに決定いたしました。

これに対し、安井自治大臣は、決議の趣旨に沿つて善処する旨を述べられました。

最後に、新産業都市建設促進法案について申し上げます。

本法案は、まず政府原案によれば、大都市における人口等の過度の集中を防止し、地域格差の是正をはかるため、産業の立地条件及び都市施設を整備することにより、その地方開発発展の中核となるべき新産業都市の建設を促進する目的をもつて、(一)内閣総理大臣は、関係都道府県知事の申請及び関係大臣の要請に基づき、新産業都市の区域を指定し、その建設に関する基本方針を指示するものとし、(二)区域の指定を受けた場合は、関係知事は建設基本計画を作成して総理大臣に承認を申請するものとし、(三)国及び地方公共

団体は、建設基本計画を達成するために必要な諸施設の整備をはかるべき旨を定め、(四)新産業都市の一体的な建設のため、関係市町村は、合併によりその規模の適正化に資するよう配慮すべきこと等を要点とするものであります。

以上の政府原案に対し、衆議院において、(一)本法の目的の一つとして、「雇用の安定」を加えることと、要請大臣に労働大臣を加え、(二)国は、必要な財政上その他の措置を講ずるよう努むべき旨を定める等の修正が加えられたのであります。

地方行政委員会におきましては、藤山国務、安井自治、佐藤通産、福永労働の各大臣、その他政府当局並びに衆議院側との間に、本法案の目ざしてゐるものは何か、新産業都市の建設を看板にして無理な市町村合併が強行される心配はないか、地方開発関係の諸法律を統合する考えはないか等、多くの問題点について質疑応答を重ね、慎重審査を行ないました。その詳細については会議録によつてごらんを願います。

五月二日、質疑を終局し、討論に入りましたところ、増原委員は、自由民主党を代表して、本法案に賛成の旨を述べられ、なお、各派共同提案にかかる附帯決議案を提出されました。その内容は、

附帯決議案

新産業都市の建設は、わが国将来の産業経済構造と地方自治制度に直接重大な関係があるから、本法の実施に当り、政府は左の諸点を検討し、所期の目的の完遂に遺憾なきよう措置すべきである。

一、新産業都市建設の成否は公共事業の先行投資の適否が決定的要素をなすものであるから、これにつ

いては予算その他の財政措置について特別の配慮をすること。

一、建設基本計画の実施については、必要事業を強力かつ一体的に遂行し得るよう中央、地方の組織の整備について検討すること。

一、国土総合開発その他地方開発関係諸法律は、この際、統合あるいは整備を検討し、人口の過度集中の排除と地域的格差の是正に遺憾なきを期すること。

一、建設基本計画の実施に要する事業費は充分に確保し、特に地方団体の必要財源については、国において事業の目的に適合する措置を講ずること。

一、新産業都市建設については、行政事務の共同処理等、広域行政の諸方法を十分に活用し、関係市町村の合併は事業の実施に必要な範囲に限り、いさしくも作為強制に亘ることのないよう厳に留意すること。

一、新産業都市の建設に伴う社会経済事情の変動により地域住民の福祉が害われることのないよう特に行政指導に努めること。

右決議する。

一、秋山委員は日本社会党を代表して、本法案に賛成し、政府が慎重かつ意欲的に本法の実施に当たることが要望する旨を述べられ、なお、附帯決議案に賛成する旨を述べられました。

かくて採決の結果、本法案は、全会一致をもつて衆議院送付案と可決すべきものと決定いたしました。

また、増原委員提出の附帯決議案は、全会一致をもつてこれを委員会の決議とすることに決定した次第であります。

右決議に対し、藤山國務、安井自治の各大臣より、それぞれ決議の趣旨に沿って辨明する旨を述べられました。以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。五案全部を問題に供します。五案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって五案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第六、木船運送法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長村松久君。

審査報告書

木船運送法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十六日

運輸委員長 村松 久 議

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、内航船舶の鋼船化の傾向にかんがみ、物品運送にかかる五百総トン未満の小型鋼船による海運業についても木船によるものと同様の規制を行なうこととして法律の題名を小型船海運業法と改め、小型船による海運事業の健全な発達を図るため、従来の登録制を強化し、また、営業保証金の現金供託制を合理化すること等を内容とするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。

本船運送法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月十七日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長松野鶴平殿

本船運送法の一部を改正する法律案

本船運送法の一部を改正する法律案

本船運送法(昭和二十七年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
小型船海運業法

「本船」を「小型船」に、「本船運送事業」を「小型船海運業」に、「本船運送事業者」を「小型船海運業者」に、「本船運航業」を「小型船運航業」に、「本船運航業者」を「小型船運航業者」に、「本船回漕業」を「小型船回漕業」に、「本船回漕業者」を「小型船回漕業者」に、「本船貸渡業」を「小型船貸渡業」に、「海運局長」を「運輸大臣」に改める。

第二条第一項中「木製船舶(木製のしけを含む。)」を「船舶(はしけを含む。)」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、第一号として次の一項を加える。

一 総トン数五百トン以上の鋼製の船舶

本船運送法の一部を改正する法律案

本船運送法の一部を改正する法律案

本船運送法の一部を改正する法律案

本船運送法の一部を改正する法律案

本船運送法の一部を改正する法律案

本船運送法の一部を改正する法律案

本船運送法の一部を改正する法律案

本船運送法の一部を改正する法律案

本船運送法の一部を改正する法律案

本船運送法の一部を改正する法律案

本船運送法の一部を改正する法律案

本船運送法の一部を改正する法律案

本船運送法の一部を改正する法律案

本船運送法の一部を改正する法律案

本船運送法の一部を改正する法律案

本船運送法の一部を改正する法律案

本船運送法の一部を改正する法律案

本船運送法の一部を改正する法律案

本船運送法の一部を改正する法律案

本船運送法の一部を改正する法律案

第二条第三項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号及び第四号を二号ずつ繰り上げ、同条第四項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、同項第六号中「前五号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第六項を削る。

第三条を次のように改める。
(登録及び届出)

第三条 総トン数二十トン以上の小型船による小型船運航業者若しくは小型船貸渡業又は小型船運送取扱業者を営もうとする者は、運輸大臣の登録を受けなければならない。

2 総トン数二十トン未満の小型船による小型船運航業又は小型船貸渡業を営む者は、事業開始の日から三十日以内に、運輸省令で定める事項を運輸大臣に届け出なければならない。

第四条第一項中「前条」を「前条第一項」に、「その主たる営業所の所在地を管轄する海運局長(以下「海運局長」という。)」を「運輸大臣」に改め、同項第四号を次のように改め、同条第三項を削る。

四 使用する小型船の船種及びトン数、取り扱う物品の範囲その他の運輸省令で定める事業計画

第五条第一項中「前条第一項各号」を「前条第一項第一号、第二号及び第四号」に、「本船運航業者登録簿」を「小型船運航業者登録簿」に、「本船回漕業者登録簿」を「小型船回漕業者登録簿」に、「本船貸渡業者登録簿」を「小型船貸渡業者登録簿」に改める。

第六条第一項に次の一号を加える。

四 当該事業を遂行するに必要な能力及び資力信用を有しない者

第六条の次に次の一条を加える。
(事業開始の届出)

第六条の二 小型船海運業者は、事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

2 運輸大臣は、第三条第一項の登録を受けた小型船海運業者が、その登録の日から一年以内に前項の届出をしない場合は、当該登録を取り消すことができる。

第七条ただし書中「第十四条第三項後段」を「第十四条後段」に改める。

第八条を次のように改める。
(変更登録等)

第八条 第三条第一項の登録を受けた小型船海運業者は、第四条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、運輸大臣の変更登録を受けなければならない。

2 第五条、第六条及び前条の規定は、変更登録について準用する。

3 第三条第一項の登録を受けた小型船海運業者は、小型船運航業者登録簿、小型船回漕業者登録簿に登録されている事項に変更があつた場合(第一項の規定により変更登録を受けるべき場合を除く。)は、運輸省令で定めるところにより、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、運輸大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

4 第三条第二項の届出をした小型船海運業者は、その届出をした事項に変更があつたときは、運輸省令で定めるところにより、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

項に変更があつたときは、運輸省令で定めるところにより、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

九条の見出しを「(営業保証金)」に改め、同条第二項中「第三条第二項の規定による」及び「本船回漕業を営もうとする者の」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第三条第二項」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

小型船運送取扱業者は、営業保証金を供託し、かつ、運輸省令で定めるところにより、その旨を運輸大臣に届け出た後でなければならない。その事業を開始してはならない。

九条に次の一項を加える。

4 営業保証金は、国債証券、地方債証券その他運輸省令で定める有価証券をもつて、これに充てることができる。

第十条中「前条第一項」を「前条第二項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 小型船運送取扱業者は、前項の規定により営業保証金を供託したときは、運輸省令で定めるところにより、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第十一条第一項中「第九条第一項及び前条」を「第九条第二項」に、「第九条第二項に規定する」を「同条第三項に規定する」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第十二条を次のように改める。

項に変更があつたときは、運輸省令で定めるところにより、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

九条の見出しを「(営業保証金)」に改め、同条第二項中「第三条第二項の規定による」及び「本船回漕業を営もうとする者の」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第三条第二項」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

小型船運送取扱業者は、営業保証金を供託し、かつ、運輸省令で定めるところにより、その旨を運輸大臣に届け出た後でなければならない。その事業を開始してはならない。

九条に次の一項を加える。

4 営業保証金は、国債証券、地方債証券その他運輸省令で定める有価証券をもつて、これに充てることができる。

第十条中「前条第一項」を「前条第二項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 小型船運送取扱業者は、前項の規定により営業保証金を供託したときは、運輸省令で定めるところにより、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第十一条第一項中「第九条第一項及び前条」を「第九条第二項」に、「第九条第二項に規定する」を「同条第三項に規定する」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第十二条を次のように改める。

項に変更があつたときは、運輸省令で定めるところにより、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

九条の見出しを「(営業保証金)」に改め、同条第二項中「第三条第二項の規定による」及び「本船回漕業を営もうとする者の」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第三条第二項」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

小型船運送取扱業者は、営業保証金を供託し、かつ、運輸省令で定めるところにより、その旨を運輸大臣に届け出た後でなければならない。その事業を開始してはならない。

九条に次の一項を加える。

4 営業保証金は、国債証券、地方債証券その他運輸省令で定める有価証券をもつて、これに充てることができる。

- 4 前二項の規定に違反した者は、改正後の第二十三条の規定の適用については、同条第一項第一号に規定する違反行為をした者となす。
- 5 第二項又は第三項（これらの規定を附則第七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。
- 第五條 附則第三條の規定により小型船運送取扱業の登録を受けたものとみなされる者（同条第一号に該当する者に限る。）が、この法律の施行の日の前日において現に供託している営業保証金は、その登録を受けたものとみなされる事業について、改正後の第九條第一項の規定により供託したものとみなす。
- 2 附則第三條の規定により小型船運送取扱業の登録を受けたものとみなされる者（同条第二号に該当する者に限る。）は、この法律の施行の日から六月以内に、改正後の第九條第二項から第四項までの規定の例により、営業保証金を供託し、かつ、運輸省令で定めるところにより、その旨を運輸大臣に届け出なければならぬ。
- 3 前二項に規定する者が、この法律の施行の日から二年以内に当該事業について改正後の第三條第一項の登録の申請をした場合において、その登録を受けたときは、その際既に供託している営業保証金は、その登録を受けた事業について、改正後の第九條第一項の規定により供託したものとみなす。
- 4 第一項又は第二項に規定する者について、附則第三條の規定によ

り登録を受けたものとみなされる間において、改正後の第二十二條各号に規定する事由が生じたときは、その者又はその承継人は、改正後の第二十四條の規定の例により、営業保証金を取りもどすことができる。第一項又は第二項に規定する者が、この法律の施行の日から二年以内に当該事業について改正後の第三條第一項の登録の申請をした場合において、改正後の第六條第二項の規定による通知を受けたときも、同様とする。

5 前条第四項の規定は、第二項の規定に違反した者について準用する。

第六條 附則第三條各号の一に該当する者であつて、この法律の施行の際現に改正後の第三條第二項に規定する小型船海運業に相当する事業を営んでいるものは、この法律の施行の日において同項の規定による届出をしたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に改正後の第三條第二項に規定する小型船海運業に相当する事業であつて、総トン数五トン未満の鋼製の船舶によるものを営んでいる者については、この法律の施行の日から三十日以内に改正後の第三條第二項の届出をすれば足りる。

第七條 附則第三條、第四條第一項から第四項まで、第五條及び前条の規定は、改正後の第二十七條に規定する小型船海運業に相当する事業について準用する。この場合において、前条第二項中「五トン」とあるのは、「二十トン」と読み替へるものとする。

2 第二十八條の二の規定は、この附則の規定により運輸大臣の職権に属する事項について準用する。

第八條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（運輸省設置法の一部改正）

第九條 運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第四十三号の二を次のように改める。

四十三の二 小型船海運業に関する標準運賃、標準料金又は標準貨賃料を決定すること。

第六條第一項第四号を次のように改める。

四 小型船海運業に関する標準運賃、標準料金又は標準貨賃料の決定

第二十三條第一項第四号を次のように改める。

四 小型船海運業に関する標準運賃、標準料金又は標準貨賃料の決定に関する事

第四十條第一項第二号の二を次のように改め、同項第二号の三を削る。

二の二 小型船海運業並びに小型船海運組合及び小型船海運組合連合会に関する事

第十條 港灣運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三十三條の二の見出し中「木船運送」を「小型船による運送」に、同条第一項中「木船運送法」を「小型船海運業法」に改める。

第三十三條の三（見出しを含む。）中「木船運送事業者」を「小型

船海運業者」に改め、同条第一項中「木船運送法の規定により木船運航業又は木船回漕業の登録を受けた者」を「小型船海運業法の小型船運航業者又は小型船運送取扱業者」に、「木船運送法第十四條第三項」を「小型船海運業法第十四條」に改める。

（小型船海運組合法の一部改正）

第十一條 小型船海運組合法（昭和三十三年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第一号中「総トン数五トン未満の鋼製の船舶及び」を削り、同条第二項各号を次のように改める。

一 小型船海運業法（昭和二十七年法律第五十一号）第二條第三項の小型船運航業

二 小型船海運業法第二條第四項の小型船運送取扱業

三 小型船海運業法第二條第五項の小型船貨運業

四 小型船海運業法第二十七條の規定により同法が準用される小型船海運業に相当する事業

第八條第一項第一号中「回漕料」を「料金」に改める。

○村松久君登壇（拍手）

「村松久君 たいま議題となりました木船運送法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。本法案は、最近における内航船舶の鋼船化の傾向にかんがみ、物品運送にかかる五百総トン未満の小型鋼船による海運業についても、木船によるものと同様の規制を行なうこととした

しまして、本法の題名を「小型船海運業法」と改め、小型船による海運業の健全な発達をはかるため、従来の登録制を強化し、その資格要件として、新たに事業を遂行するに必要な能力及び資力信用を加へ、一方、二十総トン未満の小型船による運航業等については届出制に改め、また営業保証金の現金供託制を合理化して、有価証券による納付を認めること等を内容とするものであります。

委員会におきましては、新たに登録の資格要件となる能力及び資力信用の基準等につきましては質疑が行なわれましたが、詳細は会議録により御承知を願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、別に発言もなく、直ちに採決の結果、本法案は全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（松野鶴平君） 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野鶴平君） 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長（松野鶴平君） 日程第七、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。社会労働委員長高野一夫君。

審査報告書

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年五月四日 参議院會議録第二十号 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

昭和三十三年四月二十六日

社会労働 高野 一夫
委員長
参議院議長松野 鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、最近の経済情勢にかんがみ、戦傷病者戦没者遺族等援護法、未帰還者留守家族等援護法、引揚者給付金等支給法及び未帰還者に関する特別措置法等の援護措置の改善を図るため、戦傷病者及び戦没者の遺族等について障害年金、遺族年金等の額を増額するとともに、帰還患者の療養の給付の期間を延長し、及び未帰還者に関する特別措置法による弔慰料を受ける遺族の範囲を拡大する等の措置を行なうものであり、更に、衆議院において、引揚者の給付の対象、支給要件を一部修正したものであつて、妥協な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用

この法律施行のため必要な経費は、五億八千五百九十五万二千元で、昭和三十三年度一般会計予算に計上されている。

附帯決議

戦傷病者、遺族及び未帰還者留守家族に対しては、昭和二十七年戦傷病者戦没者遺族等援護法の制定以来関係法律の施行により、逐次援護の充実が図られてきたところであるが、今なお改善を図るべき幾多の問題が残されている。

よつて政府はこれらの問題の全体についてさらに充分検討を加えるとともに、特に次の諸点については、

すみやかに必要な措置をとり、援護の万全を期すべきである。

一、勤労学徒等当時総動員業務に従事することを余儀なくされた軍属の遺族の処遇について遺族給与金の年金化、戦時災害要件の撤廃、遺族要件の緩和等の実現を期すること。

二、勤務関連傷病により死亡した者の遺族に支給される特別扶助料及び特別弔慰金は、死亡者の死亡が退職後一年(結核及び精神病については三年)以内の場合に限られているが、この制限を緩和すること。

三、未帰還者の調査究明は、今日きわめて困難を伴う段階にあるが、遺族の心情等にもかんがみ、これに必要な予算及び人員を確保し、戦時死亡宣告を受けたものをも含め、今後さらに調査の万全を期すること。

なお、旧満鉄等の職員であつて、軍の命令又は要請によつて特殊勤務についたものについては、さらに調査検討を加えるべきである。

昭和三十三年四月十三日

衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野 鶴平殿

(小字及び一は衆議院修正)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律
(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表を次のように改める。

不具療疾の程度		年 金 額
特別 項 症	第一項症の年金額に二一六、五〇〇円以内の額を加えた額	
第一 項 症		二三三、〇〇〇円
第二 項 症		一八九、〇〇〇円
第三 項 症		一五一、〇〇〇円
第四 項 症		一〇七、〇〇〇円
第五 項 症		七〇、〇〇〇円
第六 項 症		五二、〇〇〇円
第一 款 症		三三、〇〇〇円
第二 款 症		三五、〇〇〇円
第三 款 症		三〇、〇〇〇円
第八条第三項の表を次のように改める。		
不具療疾の程度		金 額
第一 款 症		二四八、〇〇〇円
第二 款 症		二〇五、〇〇〇円
第三 款 症		一七六、〇〇〇円
第八条第四項の表を次のように改める。		
不具療疾の程度		年 金 額
特別 項 症	第一項症の年金額に五八、二五〇円以内の額を加えた額	
第一 項 症		一一六、五〇〇円
第二 項 症		九四、五〇〇円
第三 項 症		七五、五〇〇円
第四 項 症		五三、五〇〇円
第五 項 症		三五、〇〇〇円
第六 項 症		二六、〇〇〇円

第二十六条第一項各号中「五万一千円」を「七万一千円」に改め、同条第三項中「二万五千五百円」を「三万五千五百円」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)
第二条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二項を次のように改める。

22 昭和三十三年十月一日又は同日以後において、現に遺族年金を受ける権利を有する者で、同日以後、恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第 号)による改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八法律第百五十五号)附則第四十三条の規定により、公務扶助料を受ける権利又は資格を有するに至つたものの遺族年金については、附則第十四項から附則第十六項までの規定を準用する。この場合において、附則第十四項から附則第十六項までの規定中「この法律の施行の際」とあるのは、附則第十四項については「当該公務扶助料を受ける権利を有するに至つた際」と、附則第十五項については「当該公務扶助料を受ける資格を有するに至つた際」と、附則第十六項については「当該公務扶助料及び当該普通扶助料を受ける権利を有するに至つた際」と読み替へるものとする。

読み替えるものとする。ただし、その者が不具廢疾である間に係る

遺族年金の額を算出する場合に
は、この限りでない。

7 昭和三十七年十月分から昭和三十
九年六月分までの留守家族手当
の額を算出する場合に、改正後
の留守家族援護法第八条中「五千
九百十円」とあるのは、「五千八十
円」と読み替えるものとする。

8 前項中「昭和三十九年六月分」と
あるのは、留守家族手当を受ける
者で、昭和三十八年九月三十日に
おいて七十歳に達しているものに
ついては「昭和三十八年九月分」
と、同年十月一日以後昭和三十九
年五月三十一日までの間に七十歳
に達するものについては「七十歳
に達する日の属する月分」と読み
替えて、前項の規定を適用するも
のとする。

9 未帰還者の父又は母に支給する
昭和三十七年十月分からの者が
六十歳に達する日の属する月分ま
での留守家族手当の額を算出する
場合には、改正後の留守家族援
護法第八条中「五千九百十円」とあ
り、及び第七項中「五千八十円」と
あるのは、「四千二百五十円」と読
み替えるものとする。ただし、そ
の者が不具廃疾である間に係る留
守家族手当の額を算出する場合に
は、この限りでない。

10 昭和三十七年三月三十一日まで
に支給事由が生じた葬祭料及び遺
骨の引取りに要する経費の額につ
いては、改正後の留守家族援護法
第十六条第一項(第二十五条にお
いて準用する場合を含む。)及び第

十七条第一項の規定にかかわら
ず、なお従前の例による。

11 改正後の引揚者給付金等支給法の規定は、
昭和三十一年四月一日以後この法律の施行前
に死亡した者(引揚者給付金等支給法第八
条第一号に該当した者を除く。)についても適用
があるものとし、その者に支給すべき引揚者
給付金又は遺族給付金は、それぞれその者の
相続人に支給する。この場合において、相続
人が受ける引揚者給付金又は遺族給付金につ
いては、同法第七條第二項の規定を準用す
る。

12 前項の規定により相続人が受ける引揚者給
付金又は遺族給付金については、引揚者給付
金等支給法第七條第一項又は第十三条中第七
條第一項に係る部分の規定は、適用しない。

13 引揚者給付金等支給法第二條及び第八條の
改正規定は、改正前の同法の規定による引揚
者給付金又は遺族給付金を受ける権利に影響
を及ぼすものではない。

14 改正前の引揚者給付金等支給法の規定によ
り支給され、又は支給されるべき引揚者給付
金の支給事由である引揚者に係る引揚者給付
金等支給法第七條第一項又は第十三条中第七
條第一項に係る部分の規定は、適用しない。

15 未帰還者に関する特別措置法の
一部改正に伴う経過措置

この法律の施行前に未帰還者に
関する特別措置法(以下「特別措
置法」という。)第二条第三項に規定
する戦時死亡宣告(以下「戦時死亡
宣告」という。)を受けた未帰還者
に關し、改正前の特別措置法第四
条及び第五条の規定により弔慰料
の支給を受ける権利を有する者が
ある場合において、弔慰料を受
けるべき遺族の順位については、
改正後の特別措置法第四条及び第

五条の規定にかかわらず、なお従
前の例による。

1216 この法律の施行前に戦時死亡宣
告を受けた未帰還者については、
改正後の特別措置法第十三条の規
定にかかわらず、なお従前の例に
よる。

1217 (国民年金法の一部改正)
国民年金法(昭和三十四年法律
第百四十一号)の一部を次のよう
に改正する。

第五條第二項第六号中「附則第
四十五項」を、「附則第四十六項」に
改める。

1218 (児童扶養手当法の一部改正)
児童扶養手当法(昭和三十六年
法律第二百三十八号)の一部を次
のように改正する。

第三條第二項第十五号中「附則
第四十五項」を「附則第四十六項」
に改める。

1219 (高野一夫君登壇、拍手)
○高野一夫君 たいま議題となりま
した戦傷病者戦没者遺族等援護法等の
一部を改正する法律案について、社会
労働委員会における審議の経過並びに
結果を報告いたします。

本改正案は、最近の社会経済情勢等
にかんがみ、戦傷病者、戦没者遺族、
未帰還者留守家族、引揚者等に対する
従来の援護措置を改善するため、関係
の各特別法に所要の改正を加えんとす
るものであります。

本改正案は、衆議院において修正せ
られたのでありますが、
政府提出の原案の要旨は、第一に、戦
傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改
正して、障害年金、障害一時金、遺族年
金及び遺族給付金を増額すること。第

二に、未帰還者留守家族等援護法の一
部を改正して、留守家族手当、葬祭料及
び遺骨引取経費を増額し、また現行規
定による療養給付期間の満了後も療養
を必要とする者に對しては、当分の間、
なお療養を給付し得ること。第三に、
未帰還者に関する特別措置法の一部を
改正して、厚生大臣が同法により戦時
死亡宣告を請求し得る場合を、民法第
三十條の失踪宣告の場合と合致せし
め、また、戦時死亡宣告に基づいて弔
慰料を支給する遺族の範囲を、三親等
内の親族にまで拡大すること。第四
に、引揚者給付金等支給法の一部を改
正して、交付国債の元利金の消滅時効
について特例を設けること等でありま
す。

次に、衆議院における修正の要旨
は、第一に、引揚者給付金等支給法の改
正事項を追加して、引き揚げの直前に
外地で出生した子、並びに日本国政府
の命令または要請によつて外地に生
活の本拠を移したものと厚生大臣が認
定した者に対しては、外地居住期間が
六カ月未満であつても引揚者給付金を
支給すること。また、遺族給付金の支給
要件中、本法適用日の前に死亡した引
揚者の死亡当時の年令を「二十五才以
上」から「二十才以上」に引き下げるこ
と。本法による給付金の消滅時効期間
の「五年間」を延長して「六年間」とする
こと。第二に、この法律の施行期日を
公布の日とすること等でありま

委員会においては、小澤辰男衆議院
議員並びに政府委員等に対して質疑を
行ないましたが、そのおもなるものと
しては、「戦時災害で死亡した徴用工
や動員学徒の遺族に対する五年間の給
付金を、旧軍人軍属の遺族に対する年
金と同額まで増加し、かつ年金化する
べきではないか。」また、「もとの陸海軍
の旧令共済組合員の遺族に対する年金

は、支給対象の範囲、支給事由の発生
時期等について不均衡であるが、すみ
やかに是正すべきではないか。」また、
「時効等により年金たる恩給を受け得
ない軍人軍属に對し援護法による給付
を行なっているが、立法の建前として
は恩給法を改正して措置すべきではな
いか。」未帰還者に関する調査の結果
いかん。未帰還調査部を廃止した後の
未帰還者対策はどうか。引揚者や遺
族に対する給付金国債の発行状況と今
後の見通しはいか。などのほか、戦時
災害援護の基本方針、留守家族等の援
護対策、裁定の事務の促進等について
も熱心な質疑が行なわれましたが、詳
細は會議録によつて御承知を願いま
す。

かくて質疑を終わり、討論、採決の
結果、本法律案は全会一致をもつて衆
議院送付案のとおり可決すべきものと
決定いたしました。

なお委員会は、徳永委員の提案によ
り、動員学徒等軍属の遺族の処遇改
善、特別扶助料、特別弔慰金の支給制
限の緩和、未帰還者並びに特殊勤務に
ついた満鉄職員等の調査究明等に関す
る附帯決議を、全会一致をもつて行な
いました。

以上報告いたします。(拍手)

○議長(松野平君) 別に御発言もな
ければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に
賛成の諸君の起立を求めます。

○賛成者起立

○議長(松野平君) 過半数と認めま
す。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野平君) 日程第八、都
市的美観風致を維持するための樹木の
保存に関する法律案、
日程第九、国土調査促進特別措置法
案、
(いずれも衆議院提出)

以上両案を一括して議題とすること
に御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認
めます。まず、委員長の報告を求めま
す。建設委員長大河原一次君。

審査報告書

都市の美観風致を維持するための
樹木の保存に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

昭和三十七年四月二十六日

建設委員長 大河原一次

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、都市の樹木が枯
損し、又は滅失しつつある最近の
実情にかんがみ、都市の美観風致
を維持するため、樹木の保存に関
し保存樹又は保存樹林の指定、保
存義務等について必要な措置を講
じ都市の健全な環境の維持及び向
上に寄与しようとするものであつ
ておおむね妥当な措置であると認
める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用
を要しない。

都市の美観風致を維持するための
樹木の保存に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和三十七年四月二十四日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長松野鶴平殿

都市の美観風致を維持するため
の樹木の保存に関する法律
(目的)

第一条 この法律は、都市の美観風
致を維持するため、樹木の保存に

関し必要な事項を定め、もつて都
市の健全な環境の維持及び向上に
寄与することを目的とする。

(保存樹等の指定)

第二条 市町村長(都の特別区の存
する区域にあつては、都知事。以
下同じ)は、都市計画法(大正八
年法律第三十六号)第二条の規定
により決定された都市計画区域内
において、美観風致を維持するた
め必要があると認めるときは、政
令で定める基準に該当する樹木又
は樹木の集団を保存樹又は保存樹
林として指定することができる。

2 市町村長は、前項の指定をする
ときは、その旨を当該保存樹又は
保存樹林の所有者(以下単に「所有
者」といふ。)に通知しなければな
らない。

3 第一項の規定は、次の各号に掲
げる樹木又は樹木の集団について
は、適用しない。

一 文化財保護法(昭和二十五年
法律第二百四十四号)第六十九条
第一項、第七十条第一項又は第
九十八条第二項の規定により指
定され、又は仮指定された樹木
又は樹木の集団

二 森林法(昭和二十六年法律第
二百四十九号)第二十五条の規
定により指定された保安林に係
る樹木の集団

三 国又は地方公共団体の所有又
は管理に係る樹木又は樹木の集
団で前二号に掲げるものの以外
のもの

(指定の解除)

第三条 市町村長は、保存樹若しく
は保存樹林が前条第三項各号の一
に該当するに至つたとき、又は保
存樹若しくは保存樹林について滅
失、枯死等によりその指定の理由

が消滅したときは、遅滞なく、そ
の指定を解除しなければならない。

2 市町村長は、公益上の理由その
他特別な理由があるときは、保存
樹又は保存樹林の指定を解除す
ることができる。

3 所有者は、市町村長に対し、保
存樹又は保存樹林について前項の
規定による指定の解除をすべき旨
を申請することができる。

4 前条第二項の規定は、第一項又
は第二項の規定により指定を解除
する場合について準用する。

(標識の設置)

第四条 市町村長は、保存樹又は保
存樹林の指定をしたときは、建設
省令で定めるところにより、これ
を表示する標識を設置しなければ
ならない。

(所有者の保存義務等)

第五条 所有者は、保存樹又は保存
樹林について、枯損の防止その他
その保存に努めなければならない。

2 何人も、保存樹又は保存樹林が
大切に保存されるように努力しな
ければならない。

(所有者の変更等の場合の届出)

第六条 保存樹又は保存樹林につ
いて、所有者が変更したときは、新
たに所有者となつた者は、遅滞な
く、その旨を市町村長に届け出な
ければならない。

2 保存樹又は保存樹林が滅失し、
又は枯死したときは、所有者は、
遅滞なく、その旨を市町村長に届
け出なければならない。

(保存樹等に関する台帳)

第七条 市町村長は、建設省令で定
めるところにより、保存樹及び保

存樹林に関する台帳を作成し、こ
れを保管しなければならない。

(報告の徴収)

第八条 市町村長は、必要があると
認めるときは、所有者に対し、保
存樹又は保存樹林の現状につき報
告を求めることができる。

(市町村長の助言等)

第九条 市町村長は、所有者に対
し、保存樹又は保存樹林の枯損の
防止その他その保存に関し必要な
助言又は援助をすることができる。

(報告、勧告等)

第十条 建設大臣又は都道府県知事
は、市町村長に対し、保存樹若し
くは保存樹林に関し、この法律の
施行のため必要な限度において、
報告若しくは資料の提出を求め、
又は保存樹若しくは保存樹林の指
定その他その保存に関し必要な勧
告、助言若しくは技術的援助をす
ることができる。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

(建設省設置法の一部改正)

2 建設省設置法(昭和二十三年法
律第百三十三号)の一部を次のよ
うに改正する。

第三十条第六号の次に次の一号を
加える。

六の二 都市の美観風致を維持
するための樹木の保存に関
する法律(昭和三十七年法律
第 号)の施行に関する事
務を管理すること。

(定 義)

第二条 この法律で「国土調査事業」
とは、次の各号に掲げる調査の事
業をいう。

一 国土調査法(昭和二十六年法
律第百八十号)第二条第二項に
規定する地籍調査の基礎とする
ために行なう基準点の測量及び

昭和三十七年四月二十六日
建設委員長 大河原一次
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由
この法律案は、国土の開発保全
及びその効率的利用に資するた
め、昭和三十八年度以降国土調査
事業十箇年計画を策定して、所要
の調査を行ない、国土調査事業の
緊急かつ計画的な実施の促進を図
ろうとするものであつておおむね
妥当な措置であると認める。

二、費用
この法律施行のため必要とする
経費は未定であるが、昭和三十七
年度においては別に費用を要しな
い。

国土調査促進特別措置法案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和三十七年四月二十六日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長松野鶴平殿

国土調査促進特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、国土の開発及
びその利用の高度化に資するた
め、国土調査事業の緊急かつ計画
的な実施の促進を図り、もつて国
民経済の健全な発展に寄与するこ
とを目的とする。

第二条 この法律で「国土調査事業」
とは、次の各号に掲げる調査の事
業をいう。

一 国土調査法(昭和二十六年法
律第百八十号)第二条第二項に
規定する地籍調査の基礎とする
ために行なう基準点の測量及び

昭和三十一年五月四日 参議院會議録第二十号 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律案外一件

七七八

土地分類調査の基準の設定のための調査に係る基本調査で、国の機関が行なうもの。

二 国土調査法第二条第三項に規定する土地分類調査又は同条第五項に規定する地籍調査で、地方公共団体又は土地改良区が行なうもの。

(国土調査事業十箇年計画)

第三条 内閣総理大臣は、国土総合開発審議会の意見をきいて、国土の総合的な開発、低開発地域における工業の開発又は農地の有効利用若しくは開発その他土地の利用の高度化に資するため緊急に国土調査事業を実施する必要があると認める地域について、昭和三十一年度以降の十箇年間に実施すべき国土調査事業に関する計画(以下「国土調査事業十箇年計画」という。)案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 国土調査事業十箇年計画には、前条第二号に規定する土地分類調査については、国土調査事業十箇年計画に基づいて実施する同条第一号に規定する基本調査又は同条第二号に規定する地籍調査と相まつて特に緊急に実施することを必要とするものに限る、定めるものとする。

3 国土調査事業十箇年計画には、政令で定めるところにより、十箇年間に実施すべき国土調査事業の量を定めなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定により国土調査事業十箇年計画の案を作成しようとするときは、あ

らかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県の意見をきかなければならない。

5 内閣総理大臣は、国土調査事業十箇年計画について第一項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、これを公示するとともに、関係都道府県に通知しなければならない。

6 前五項の規定は、国土調査事業十箇年計画を変更しようとする場合について準用する。

(国土調査法の適用)

第四条 国土調査事業十箇年計画に基づいて実施する国土調査事業については、この法律に定めるものを除くほか、国土調査法の規定の適用があるものとする。この場合において、国土調査事業十箇年計画に基づいて実施する第二号第二号に規定する地籍調査に関しては、同法第六条の三第一項中「前条第一項」とあるのは、「国土調査促進特別措置法(昭和三十一年法律第三号)第三項」と、「特定計画」とあるのは、「国土調査事業十箇年計画」と読み替へて、同条の規定及び同条に係る国土調査法の規定を適用する。

第五条 政府は、国土調査事業十箇年計画を実施するため必要な措置を講ずるものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(特定計画) に関する規定の不適用

2 国土調査法第六条の二の規定は、昭和三十一年四月一日以後この法律の存続する間、適用しない。

3 昭和三十一年四月一日前に国土調査法第六条の二の規定に基づき作成された特定計画は、同年三月三十一日限り廃止されたものとし、当該特定計画に係る同法第二条第五項に規定する地籍調査については、同法第六条の三、第六条の四及び第九条の二の規定並びにこれらの規定に係る同法の規定は、同年四月一日以後は、適用しない。

4 総理府設置法(昭和二十四年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表国土総合開発審議会の項中「及び国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)」を、「国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)及び国土調査促進特別措置法(昭和三十一年法律第三号)」に改める。

5 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第四号第二十号ロを次のように改める。

ロ 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)及び国土調査促進特別措置法(昭和三十一年法律第三号)

(国土総合開発法の一部改正)

6 国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第三号中「及び国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)」を、「国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)及び国土調査促進特別措置法(昭和三十一年法律第三号)」に改める。

第四号第五項中「国土調査法」の下に「及び国土調査促進特別措置法」を加える。

(地方財政法の一部改正)

7 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十号第二十三号の二中「特定計画」の下に「又は国土調査事業十箇年計画」を加える。

〔大河原一 次君登壇、拍手〕
○大河原一 次君 ただいま議題となりました二法案につきまして、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律案について申し上げます。

本法案は、最近、都市の樹木が枯損し、滅失しつつある実情にかんがみ、都市の美観風致を維持するため、樹木の保存に必要の措置を講じようとするものであり、要旨のおもなる点は次のとおりであります。

課する等の措置を講じようとするものであります。

委員会における審議の詳細は會議録に譲りたいと存じます。

かくて質疑を終了、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、国土調査促進特別措置法案について申し上げます。

本法案は、わが国の経済発展と民生の向上のため、国土の開発及びその利用の高度化に資するため、国土調査事業の緊急かつ計画的な実施の促進をはかることとするものであつて、昭和二十六年に制定されました国土調査法の趣旨を一そ推進せんとするものであります。

本法案の要旨について申し上げます。

第一点は、国土調査事業十箇年計画の策定について、国の総合的な開発、農地利用の高度化等、当面緊急な施策を講ずる区域について所要の調査を行なうこととし、昭和三十一年度以降十箇年計画を策定せんとするものであります。

計画決定の手続といたしましては、内閣総理大臣が国土総合開発審議会並びに関係都道府県知事の意見を聞き、行政機関の長に協議して作成し、閣議決定を要するものとしております。

第二点は、この事業の内容は、国の機関の行なう基本調査と地方公共団体または土地改良区の行なう地籍調査に区分され、本事業の実施については、本法案に定めるもののほかは、国土調査法の規定を適用することとしたしております。

第三点は、政府は、この計画を実施するため、行財政上の必要な措置を講ずるものとする等であります。

当委員会における審議の詳細は会録によつて御承知を願ひたいと存じます。

質疑を終了、採決の結果、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言なければ、これより採決をいたします。

まず、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、国土調査促進特別措置法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第十、財政法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長棚橋小虎君。

審査報告書

財政法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年四月二十六日

大蔵委員長 棚橋 小虎
参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、国の財政の合理的な運営に資するため、追加予算及び予算の修正に関する規定を整備するとともに、財政制度審議会の構成について、会長を大蔵大臣とする等の改正をしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

財政法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年四月十七日

衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平殿

(小字及び一は衆議院修正)

財政法の一部を改正する法律案

財政法の一部を改正する法律案

財政法(昭和二十二年法律第三十

四号)の一部を次のように改正する。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条 内閣は、次に掲げる場合

に限り、予算作成の手續に準

じ、補正予算を作成し、これを国

会に提出することができる。

一 法律上又は契約上国の義務に

属する経費の不足を補うほか、

予算作成後に生じた事由に基づ

き特に緊要となつた経費の支出

(当該年度において国庫内の移

換えにともなふものを含む。)又は

債務の負担を行なうため必要

な予算の追加を行なう場合

二 予算作成後に生じた事由に基

づいて、予算に追加以外の変更

を加える場合

附則第七條第二項中「大蔵事務次官」を「大蔵大臣」に改め、同條第七項中「委員」の下に「及び臨時委員」を加え、同項を同條第九項とし、同項の前に次の一項を加える。

8 審議会の臨時委員は、当該特別事項に関する調査審議を終了したときは、解任されるものとする。

附則第七條第六項を同條第七項とし、同條第五項ただし書を削り、同項を同條第六項とし、同條第四項中「委員」の下に「及び臨時委員」を加え、同項を同條第五項とし、同條第三項中「大蔵事務次官」を「大蔵大臣」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

附則第七條に次の一項を加える。

10 前各号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第三十九条の見出しを「(補正予算)」に改め、同條第一項中「避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算」を「事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができる。

第三十九条の十一第二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第三十九条の十二を次のように改める。

事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができる。

第三十九条第二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第四十条を次のように改める。

第四十条 削除

3 日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第三十九条の十一の見出しを「(補正予算)」に改め、同條第一項中「避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算」を「事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができる。

第三十九条の十一第二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第三十九条の十二を次のように改める。

第三十九条の十二 削除

4 日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

第三十条の見出しを「(補正予算)」に改め、同條第一項中「避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算」を「事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができる。

ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができる。

第三十条第二項を削り、同條第三項中「前二項」を「前項」に、追加予算及び予算の修正を「補正予算」に改め、同項を同條第二項とする。

5 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十條の見出しを「(補正予算)」に改め、同條第一項中「避けることのできない事由により必要がある場合に限り」を「事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、追加予算」を「補正予算」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算の作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができる。

第十條第二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第十一條を次のように改める。

第十一條 削除

6 日本開発銀行法(昭和二十六年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第二十八條の見出しを「(補正予算)」に改め、同條第一項中「避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算」を「事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算」に改める。

第七七九

に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができ。

第二十八条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「追加予算及び予算の修正」を「補正予算」に改め、同項を同条第二項とする。

7 日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第五十条の見出しを「（補正予算）」に改め、同条第一項中「避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算」を「事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができ。

第五十条第二項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第五十一条を次のように改める。

第五十一条 削除

〔棚橋小虎君登壇、拍手〕
○棚橋小虎君 ただいま議題となりました財政法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。本案の改正の第一点は、第二十九条の追加予算及び予算の修正に関する規定の整備であります。

過般、補正予算による一般会計からの産業投資特別会計資金への繰入金の措置をめぐって論議が生じたことは、すでに御承知のとおりでありまして、今後かかる論議が生じないよう、その年度において国庫外への払い出しとならないような後年度の支出財源に充てるための繰り入れも、予算の追加の対象とする注意規定を設けることとし、また、追加予算及び予算の修正も、実際には両者が一体となつて補正予算として編成されていることにかんがみ、両者を統一して補正予算とし、現行規定では、追加予算は予算作成後、予算の修正は予算成立後の事由に基づくことを要件としておりますが、予算の追加を行なう場合及び追加以外の変更を加える場合も、ひとしく予算作成後に生じた事由によることとする等、所要の改正をしようとするものであります。

また、これに準じて、国会の議決を要することとなつて公団、公庫等の政府関係機関の追加予算及び予算の修正に関する規定についても、整備をはかることとしております。

改正の第二点は、財政制度審議会について、今後、国の財政会計制度上の各般の問題を検討するにあたり、広く有識者の参加を予定し、会長を大蔵大臣とするともに、特別の事項の調査審議に当たる臨時委員を置くことができることにしようとするものであります。

なお、本案は、衆議院において、施行期日につき、「昭和三十一年四月一日」を公布の日とする修正が加えられたものであります。

委員会におきましては、参考人より意見を聴取し、審議いたしましたのでありまして、おもな質疑内容を申し上げます。〔第二十九条第二項の、予算成立後の事由に基づく予算の修正の規定は、成立予算の節約なり繰り延べを行なう場合は予算の修正を要するといふ趣旨に解され、実行予算制度を認めない新憲法下における意義の深い規定であるが、これを予算の追加の場合と同様に予算作成後の事由に基づくこととするとは、本来の制度の趣旨を没却せしめるものであり、案の段階の予算と、成立後の予算の区分を明確にして規定すべきではないか。〕との質疑に対し、「現行規定の追加予算と予算の修正が、その要件を異にするために、全く別個の感じを与えるが、実際には両者を一体として補正予算として編成しており、両者の要件が異なるために編成上の不便もあるもので、実際に即するよう改正するものである。』との答弁があり、「追加予算の要件について、必要不可欠の経費に不足を生じた場合に限り」とあるのを、特に緊要となつた経費の支出と改めるのは、現行規定を緩和するものではないか。また、それによつて予算の弾力的運用をはかることが改正の根本趣旨ではないか。』との質疑に対しては、「財政制度審議会の意見もあり、とかく紛議のあつた字句の整備をはかる技術的な改正をするものであつて、現行規定の実質的な意義を變更するものでもなく、また、これによつて予算の弾力的な運用をはかることとする意図に出でたものでもない。』との答弁がありました。

そのほか、経費の不足の意義、資金の概念と性格、財政及び金融と景気調整の問題、繰り延べ予約構想と繰り越し明許費の関係、決算剰余金の処理との関係等の諸点にわたつて質疑がなされましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わる、討論に入りましたところ、須藤委員より、「今回の改正は、

立後の事由に基づく予算の修正の規定は、成立予算の節約なり繰り延べを行なう場合は予算の修正を要するといふ趣旨に解され、実行予算制度を認めない新憲法下における意義の深い規定であるが、これを予算の追加の場合と同様に予算作成後の事由に基づくこととするとは、本来の制度の趣旨を没却せしめるものであり、案の段階の予算と、成立後の予算の区分を明確にして規定すべきではないか。』との質疑に対し、「現行規定の追加予算と予算の修正が、その要件を異にするために、全く別個の感じを与えるが、実際には両者を一体として補正予算として編成しており、両者の要件が異なるために編成上の不便もあるもので、実際に即するよう改正するものである。』との答弁があり、「追加予算の要件について、必要不可欠の経費に不足を生じた場合に限り」とあるのを、特に緊要となつた経費の支出と改めるのは、現行規定を緩和するものではないか。また、それによつて予算の弾力的運用をはかることが改正の根本趣旨ではないか。』との質疑に対しては、「財政制度審議会の意見もあり、とかく紛議のあつた字句の整備をはかる技術的な改正をするものであつて、現行規定の実質的な意義を變更するものでもなく、また、これによつて予算の弾力的な運用をはかることとする意図に出でたものでもない。』との答弁がありました。

憲法第八十三条の精神を破壊し、国会の予算議決権、財政の監督権を制約するものであり、また所得増進計画の破綻による独占資本の救済、軍国主義、帝国主義の復活に便宜を与えるものである。』との答弁があり、「追加予算の要件について、必要不可欠の経費に不足を生じた場合に限り」とあるのを、特に緊要となつた経費の支出と改めるのは、現行規定を緩和するものではないか。また、それによつて予算の弾力的運用をはかることが改正の根本趣旨ではないか。』との質疑に対しては、「財政制度審議会の意見もあり、とかく紛議のあつた字句の整備をはかる技術的な改正をするものであつて、現行規定の実質的な意義を變更するものでもなく、また、これによつて予算の弾力的な運用をはかることとする意図に出でたものでもない。』との答弁がありました。

そのほか、経費の不足の意義、資金の概念と性格、財政及び金融と景気調整の問題、繰り延べ予約構想と繰り越し明許費の関係、決算剰余金の処理との関係等の諸点にわたつて質疑がなされましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わる、討論に入りましたところ、須藤委員より、「今回の改正は、

立後の事由に基づく予算の修正の規定は、成立予算の節約なり繰り延べを行なう場合は予算の修正を要するといふ趣旨に解され、実行予算制度を認めない新憲法下における意義の深い規定であるが、これを予算の追加の場合と同様に予算作成後の事由に基づくこととするとは、本来の制度の趣旨を没却せしめるものであり、案の段階の予算と、成立後の予算の区分を明確にして規定すべきではないか。』との質疑に対し、「現行規定の追加予算と予算の修正が、その要件を異にするために、全く別個の感じを与えるが、実際には両者を一体として補正予算として編成しており、両者の要件が異なるために編成上の不便もあるもので、実際に即するよう改正するものである。』との答弁があり、「追加予算の要件について、必要不可欠の経費に不足を生じた場合に限り」とあるのを、特に緊要となつた経費の支出と改めるのは、現行規定を緩和するものではないか。また、それによつて予算の弾力的運用をはかることが改正の根本趣旨ではないか。』との質疑に対しては、「財政制度審議会の意見もあり、とかく紛議のあつた字句の整備をはかる技術的な改正をするものであつて、現行規定の実質的な意義を變更するものでもなく、また、これによつて予算の弾力的な運用をはかることとする意図に出でたものでもない。』との答弁がありました。

そのほか、経費の不足の意義、資金の概念と性格、財政及び金融と景気調整の問題、繰り延べ予約構想と繰り越し明許費の関係、決算剰余金の処理との関係等の諸点にわたつて質疑がなされましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わる、討論に入りましたところ、須藤委員より、「今回の改正は、

立後の事由に基づく予算の修正の規定は、成立予算の節約なり繰り延べを行なう場合は予算の修正を要するといふ趣旨に解され、実行予算制度を認めない新憲法下における意義の深い規定であるが、これを予算の追加の場合と同様に予算作成後の事由に基づくこととするとは、本来の制度の趣旨を没却せしめるものであり、案の段階の予算と、成立後の予算の区分を明確にして規定すべきではないか。』との質疑に対し、「現行規定の追加予算と予算の修正が、その要件を異にするために、全く別個の感じを与えるが、実際には両者を一体として補正予算として編成しており、両者の要件が異なるために編成上の不便もあるもので、実際に即するよう改正するものである。』との答弁があり、「追加予算の要件について、必要不可欠の経費に不足を生じた場合に限り」とあるのを、特に緊要となつた経費の支出と改めるのは、現行規定を緩和するものではないか。また、それによつて予算の弾力的運用をはかることが改正の根本趣旨ではないか。』との質疑に対しては、「財政制度審議会の意見もあり、とかく紛議のあつた字句の整備をはかる技術的な改正をするものであつて、現行規定の実質的な意義を變更するものでもなく、また、これによつて予算の弾力的な運用をはかることとする意図に出でたものでもない。』との答弁がありました。

そのほか、経費の不足の意義、資金の概念と性格、財政及び金融と景気調整の問題、繰り延べ予約構想と繰り越し明許費の関係、決算剰余金の処理との関係等の諸点にわたつて質疑がなされましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

憲法第八十三条の精神を破壊し、国会の予算議決権、財政の監督権を制約するものであり、また所得増進計画の破綻による独占資本の救済、軍国主義、帝国主義の復活に便宜を与えるものである。』との答弁があり、「追加予算の要件について、必要不可欠の経費に不足を生じた場合に限り」とあるのを、特に緊要となつた経費の支出と改めるのは、現行規定を緩和するものではないか。また、それによつて予算の弾力的運用をはかることが改正の根本趣旨ではないか。』との質疑に対しては、「財政制度審議会の意見もあり、とかく紛議のあつた字句の整備をはかる技術的な改正をするものであつて、現行規定の実質的な意義を變更するものでもなく、また、これによつて予算の弾力的な運用をはかることとする意図に出でたものでもない。』との答弁がありました。

そのほか、経費の不足の意義、資金の概念と性格、財政及び金融と景気調整の問題、繰り延べ予約構想と繰り越し明許費の関係、決算剰余金の処理との関係等の諸点にわたつて質疑がなされましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わる、討論に入りましたところ、須藤委員より、「今回の改正は、

立後の事由に基づく予算の修正の規定は、成立予算の節約なり繰り延べを行なう場合は予算の修正を要するといふ趣旨に解され、実行予算制度を認めない新憲法下における意義の深い規定であるが、これを予算の追加の場合と同様に予算作成後の事由に基づくこととするとは、本来の制度の趣旨を没却せしめるものであり、案の段階の予算と、成立後の予算の区分を明確にして規定すべきではないか。』との質疑に対し、「現行規定の追加予算と予算の修正が、その要件を異にするために、全く別個の感じを与えるが、実際には両者を一体として補正予算として編成しており、両者の要件が異なるために編成上の不便もあるもので、実際に即するよう改正するものである。』との答弁があり、「追加予算の要件について、必要不可欠の経費に不足を生じた場合に限り」とあるのを、特に緊要となつた経費の支出と改めるのは、現行規定を緩和するものではないか。また、それによつて予算の弾力的運用をはかることが改正の根本趣旨ではないか。』との質疑に対しては、「財政制度審議会の意見もあり、とかく紛議のあつた字句の整備をはかる技術的な改正をするものであつて、現行規定の実質的な意義を變更するものでもなく、また、これによつて予算の弾力的な運用をはかることとする意図に出でたものでもない。』との答弁がありました。

そのほか、経費の不足の意義、資金の概念と性格、財政及び金融と景気調整の問題、繰り延べ予約構想と繰り越し明許費の関係、決算剰余金の処理との関係等の諸点にわたつて質疑がなされましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わる、討論に入りましたところ、須藤委員より、「今回の改正は、

立後の事由に基づく予算の修正の規定は、成立予算の節約なり繰り延べを行なう場合は予算の修正を要するといふ趣旨に解され、実行予算制度を認めない新憲法下における意義の深い規定であるが、これを予算の追加の場合と同様に予算作成後の事由に基づくこととするとは、本来の制度の趣旨を没却せしめるものであり、案の段階の予算と、成立後の予算の区分を明確にして規定すべきではないか。』との質疑に対し、「現行規定の追加予算と予算の修正が、その要件を異にするために、全く別個の感じを与えるが、実際には両者を一体として補正予算として編成しており、両者の要件が異なるために編成上の不便もあるもので、実際に即するよう改正するものである。』との答弁があり、「追加予算の要件について、必要不可欠の経費に不足を生じた場合に限り」とあるのを、特に緊要となつた経費の支出と改めるのは、現行規定を緩和するものではないか。また、それによつて予算の弾力的運用をはかることが改正の根本趣旨ではないか。』との質疑に対しては、「財政制度審議会の意見もあり、とかく紛議のあつた字句の整備をはかる技術的な改正をするものであつて、現行規定の実質的な意義を變更するものでもなく、また、これによつて予算の弾力的な運用をはかることとする意図に出でたものでもない。』との答弁がありました。

そのほか、経費の不足の意義、資金の概念と性格、財政及び金融と景気調整の問題、繰り延べ予約構想と繰り越し明許費の関係、決算剰余金の処理との関係等の諸点にわたつて質疑がなされましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

昭和三十一年四月二十六日
農林水産委員長 梶原茂嘉
参議院議長松野鶴平殿
要領書

一、委員会の決定の理由
この法律案は、農地の造成及び改良事業を一層推進するため、農地開発機械公団に政府が出資を行ない、その業務の範囲を拡大する等の措置によつてこれが運営の強化を図らうとするものであつて妥当な措置と認める。

二、費用
本法施行のため、政府が公団に出資する経費として一億五千万円が昭和三十一年度一般会計予算に計上されている。

農地開発機械公団法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和三十一年四月十七日
衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平殿
（小字及び一は衆議院修正）

農地開発機械公団法の一部を改正する法律案
農地開発機械公団法の一部を改正する法律案

農地開発機械公団法（昭和三十年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三條の次に次の一条を加える。
（資本金）
第三條の二 公団の資本金は、一億五千万円とし、政府がその全額を出資する。
2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内

において、公団に追加して出資することが出来る。

3 公団は、前項の規定による政府からの出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第七条中「二人以内」を「三人以内」に改める。

第十五条中「業務の一部」を「従たる事務所の業務」に改める。

第十八条第一項第一号中「部品を含む」の下に「以下この条において「機械等」という。」を加え、同条第二項中「同項第一号の機械及び器具」を「機械等」に、「当該機械及び器具」を「当該機械等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 公団は、前二項に掲げる業務のほか、第一項第一号及び第二号並びに前項の業務に附帯して行なうその保有に係る機械等の整備又は修理の業務の用に供する施設の効果的な運用を図るため必要があるときは、当該整備又は修理の業務を行なうのに支障がない限り、当該施設により、委託を受けて機械等の整備又は修理の事業を行なうことができる。

第二十一条第一項中「予算」の下に「事業計画」を加え、同条第二項を削る。

第二十二條中「七月三十一日」を「五月三十一日」に改める。

第二十三條第一項中「二月以内」を「二月以内」に改める。

第二十九條に次の一号を加える。

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

第三十二條第一号中「第二十一條第一項」を「第二十一條」に改める。

附 則

公布の日
昭和三十一年四月

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 政府は、当分の間、必要があると認めるときは、改正後の第三條の第二項の規定にかかわらず、国が農地の造成又は改良の事業の用に供している土地、建物その他土地の定着物、船舶又は物品（以下次項において「土地等」という。）を出資の目的として、農地開発機械公団に追加して出資することが出来る。

3 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 改正後の第三條の第二項の規定は、附則第二項の規定による政府からの出資があつた場合に準用する。

5 附則第三項の評価委員その他同項の規定による評価に関し必要な事項は、政令で定める。

6 農地開発機械公団の昭和三十一年事業年度については、改正前の第二十一條第一項の規定による認可を受けた予算及び資金計画に添えて提出された当該事業年度に係る同条第二項の業務計画を、改正後の第二十一條前段の規定による認可を受けた事業計画とみなす。

〔梶原茂雄君登壇、拍手〕
○梶原茂雄君 ただいま議題となりました農地開発機械公団法の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過と結果を報告いたします。この法律案は、農地開発機械公団の整備をはかつて農地開発改良事業の推進に資するために提案せられ、これが内容は、政府から公団にさしあたり一億五千万円を出資し、さらに固有の農地開発用機械等を追加出資できることとし、また、公団の業務を拡大して、公団は委託を受けて機械等の整備あるいは修理の事業を行なうことができることとするものと、公団の役員、余給金の運用及び財務等に関する規定を改正した等であり、

委員会は、公団事業の実績、現況、及び、将来、開発用機械を公団において一元的に管理することの当否、公団の業務運営、経理及び欠損の原因及びその責任、役員の人事並びに行政管理局の報告との関係、政府の出資の運用計画その他について、質疑検討が行なわれたのでありますが、これが詳細は会議録に譲ることを御了承願ひたいと存じます。

進に資するために提案せられ、これが内容は、政府から公団にさしあたり一億五千万円を出資し、さらに固有の農地開発用機械等を追加出資できることとし、また、公団の業務を拡大して、公団は委託を受けて機械等の整備あるいは修理の事業を行なうことができることとするものと、公団の役員、余給金の運用及び財務等に関する規定を改正した等であり、

委員会は、公団事業の実績、現況、及び、将来、開発用機械を公団において一元的に管理することの当否、公団の業務運営、経理及び欠損の原因及びその責任、役員の人事並びに行政管理局の報告との関係、政府の出資の運用計画その他について、質疑検討が行なわれたのでありますが、これが詳細は会議録に譲ることを御了承願ひたいと存じます。

右報告いたします。（拍手）
○議長（松野鶴平君） 本案に対し討論の通告がございます。発言を許します。安田敏雄君。

〔安田敏雄君登壇、拍手〕
○安田敏雄君 私は日本社会党を代表いたしました。ただいま議題となつております農地開発機械公団法の一部を改正する法律案に対して、反対の討論を行なうたいと思ひます。

反対の討論をいたします。にあつて、本法律案を提出されました直接の責任者でありますところの河野農林大臣が、サケ・マス漁業交渉のために訪ソいたして不在でありますので、私は反対の討論をしても意味がないと思ひ

まして、差し控えようと思ひました。が、農業構造の改革が重大な課題となつてゐる今日の農業の現状からみて、重大な責任と任務を有する農地開発機械公団の機構や業務運営があまりにも不当であり、国民の税金にふながら問題として、国会を通じて、国民の前に明らかにすることが政治の正常化でありますことを信じて、あえて討論をすることにいたしました。

御承知のとおり、公団は、昭和三十年十月、国際復興開発銀行からの融資と余剰農産物見返り円資金を借入して、高性能の輸入、国産の機械を買い入れ、農地造成事業とジャージー種乳牛の導入事業を実施する目的で作られた団体であります。発足当時の北海道、青森県の開発事業及び乳牛導入事業は、それぞれ三十五年、三十六年度をもち一応終わったのであります。今回の改正案は、今後その機械と施設の活用をはかるため、管理公団として公団が再出発するために、公団組織の強化が計画されたものであります。

すなわち、改正法案は、農地の開発に必要な建設用機械の貸付業務を公団に一元化する方針でありまして、農林省の保有する機械を現物出資するほか、機械の整備修理事業を行なうよう規定し、あわせて建設機械購入のために政府出資一億五千万円を行ない、さらに、過去の事業上の繰り越し欠損金一億三百七十五万円の繰り越しに充てるために、一億五千万円の国庫補助金を支出することを計画しております。この点は、先ほどの委員長の説明では省略してあるようでございます。

以上のように、法案の内容は簡単なものであり、政府の説明も、もっともらしく聞こえますが、これを率直に顔面どおりに承してよいものかどうか

は、今日の官僚支配の増大しております政治の現時点において、私は、本法律案に対して多くの疑問点を究明しなければならぬのであります。現に、本法律案は、衆参両院の農林水産委員会の審議の経過から見ても、また、行政管理局の監察報告によりまして明らかとなり、公団が発足以来今日に至るまで、その業務運営が全く放漫であり、ずさんであつたことは、公団本来の使命に反するものでありまして、立法の精神をじゅうりんしたものと見て糾弾されなければなりません。

以下、反対の理由を具体的に申し上げたいと思ひます。

反対の第一の理由は、公団が発足以来六年間にわたり累積いたしました一億七千二百三十五万円に達する膨大な赤字の発生原因について追及されなければならぬことは、農林省当局の公団業務に対する指導管理がほとんど皆無であつたことでありまして、それが毎年繰り返されてきたことである。たとえば、予算や業務方法書の認可承認が非常に遅延してありまして、昭和三十六年度のごときは、予算において一年近くも未認可の状態でありまして、公団は未認可のまま予算を執行しておりますが、これでは予算制が適切を欠くことは当然のことです。また業務方法書についても、同様で、認可が遅延してありまして、昭和三十六年度を例にとつてみますと、適用月日と施行月日が一年もずれてゐるという状態でありまして、公団の貸付料、受託料等の料金適用が混乱する結果となつております。これは明らかに農林省各局と公団監理官との責任分担が不明確でありますことから生ずる問題でありまして、おさなりのお

は、今日の官僚支配の増大しております政治の現時点において、私は、本法律案に対して多くの疑問点を究明しなければならぬのであります。現に、本法律案は、衆参両院の農林水産委員会の審議の経過から見ても、また、行政管理局の監察報告によりまして明らかとなり、公団が発足以来今日に至るまで、その業務運営が全く放漫であり、ずさんであつたことは、公団本来の使命に反するものでありまして、立法の精神をじゅうりんしたものと見て糾弾されなければなりません。

以下、反対の理由を具体的に申し上げたいと思ひます。

反対の第一の理由は、公団が発足以来六年間にわたり累積いたしました一億七千二百三十五万円に達する膨大な赤字の発生原因について追及されなければならぬことは、農林省当局の公団業務に対する指導管理がほとんど皆無であつたことでありまして、それが毎年繰り返されてきたことである。たとえば、予算や業務方法書の認可承認が非常に遅延してありまして、昭和三十六年度のごときは、予算において一年近くも未認可の状態でありまして、公団は未認可のまま予算を執行しておりますが、これでは予算制が適切を欠くことは当然のことです。また業務方法書についても、同様で、認可が遅延してありまして、昭和三十六年度を例にとつてみますと、適用月日と施行月日が一年もずれてゐるという状態でありまして、公団の貸付料、受託料等の料金適用が混乱する結果となつております。これは明らかに農林省各局と公団監理官との責任分担が不明確でありますことから生ずる問題でありまして、おさなりのお

は、今日の官僚支配の増大しております政治の現時点において、私は、本法律案に対して多くの疑問点を究明しなければならぬのであります。現に、本法律案は、衆参両院の農林水産委員会の審議の経過から見ても、また、行政管理局の監察報告によりまして明らかとなり、公団が発足以来今日に至るまで、その業務運営が全く放漫であり、ずさんであつたことは、公団本来の使命に反するものでありまして、立法の精神をじゅうりんしたものと見て糾弾されなければなりません。

役所仕事をしていられる結果と言えらるるの
ごさいましよう。

次に、公団の赤字累積の要因となつ
ておられます問題として、機械の稼働率
が適正でない、購入以来全然稼
働していないもの、稼働率が著しく低
いもの、あるいは遊休化しているもの
があるということがあります。たとえ
ば、耐用時間が一万二千時間もあるパ
ワー・ショベルの使用実績を例にとつ
てみますと、三十二年より五年間で、合
計使用時間は二千四百時間くらいしか
稼働しておりません。やつと五年がか
りで五分の一しか使っていないありさ
まであります。またダンプ・トラック
ほか数種類の機械は、最近三カ年間の
実績を見ましても稼働率は六〇％台で
あります。特に、購入したばかりの機
械の中でも、昭和三十一年以来全然
使っていない機械が十一台もある始末
でありまして、地方公共団体等の要請
によりまして貸付機械の購入をいたし
ました中にも、貸付契約をしないまま
に全く稼働していない機械があること
は驚き入った次第であります。こんな
ことでは、世銀よりの借款は、事業の
目的もなく、使えない機械を購入し
るために、ひもつきで借入したもので
あると言われても、政府は抗弁のし
ようもないことでありましよう。ま
た、いかに弁解しようとしたしまし
ても、国民は納得するわけには参らな
いのであります。

次に、受託工事について申し上げま
す。昭和三十一年度は七千万円以上
の欠損を生じておりますが、その原因
は、出血受注、事前調査の不十分、工
事進行監督の不始末、機械配車の不
備、手戻り工事、下請業者の選択の不
適格等の結果でありまして、明らかに
公団の責任は免れないところでありま
す。しかも、山梨県の災害復旧工事の

赤字に關連して、その責任をとって理
事二名と職員二名が引責辞職してお
ります。これは明らかに公団首脳陣の連
帯責任でなければならぬはずであり
ますのに、最高責任者であります当時
の成田理事長は何らの責任もつてい
ないといふことは、まことに不可思議
であり、遺憾とするところであります
す。

その他、業務実施体制と業務運営に
ついて見ましても、内部統制機能が弱
体なるがために、中堅技術員の不足と
重なり合つて、職場全体の勤務状態も
芳ばしくないとのことです。

次に、経理上について指摘いたしま
す。有形固定資産の減価償却は、
会計規程に定められていない定額償却を平然
と行なつておられます。これは、
津泥炭地、八郎瀧干拓地、石川県の流
水客土、岡山県の建設用等の機械は
りでなく、開墾用、建設用の一般機
械についても、こまかくは、工具、器
具、備品についても、行政管理局監察
の報告書に、そのでたらめさが詳細に
指摘されているとおりであります。

そこで、ここでつけ加えて申し上げ
たいことは、公団がオーストラリアか
らジャージー種の乳牛の導入を行なつ
たこととありますが、このことは、本
来ならば農林省の畜産局で行なうのが
当然の本筋であります。世銀よりの
借入金との関係で公団が政府にかわつて
行なうことになったものであります。

昭和二十八年年度から三十一年度までの
政府輸入の乳牛は、四千八百九十一頭
でありまして、このうち雇用牛は二百
三十五頭で、百頭について四頭の割合
でありましたが、昭和三十一年度から
三十五年度までの公団輸入の乳牛は、
八千三百七十三頭と、なるほど多く輸
入しておりますが、このうち雇用牛は
六百十七頭でありまして、百頭につい

て七頭以上の割合に雇用牛がふえてい
るわけでありまして、すなわち、公団の
取り扱いになつてからのほうが輸入乳
牛のロスが多いわけでごさいます。一
応、乳牛導入事業についての所期の
目的を達成したとはいへ、公団の業務
運営が破綻したといふことは以上の事実
から見ても間違いない事実であるわけ
でございまして。

以上申し上げましたことを要約する
ならば、公団の業務運営は、行政管
理から不当事項であると指摘されてお
りますように、失敗続きであります。
かりに民間会社でこのような赤字経営
を生じた場合には一体どうなること
でしょう。その会社は倒産が解散してし
まうことは必然であります。そして、
重役は退職金をいただくどころか、私
財を投げ出し、賠償をしなければなら
ない。公団理事長の責任はとら
い免れないところでありまして。

次に、反対の第二の理由について申
し上げます。

今回の改正案は、政府出資を行なつ
て公団を強化するとの趣旨であります
が、事業量の確保について見ましま
す、依然として具体的な保証がないこ
とであります。その上、老朽化した国
有機械を公団に押しつけて、機械の整
備修理の業務を追加しようとしており
ますが、どうも収支償うような見込み
がないようであります。これまでの経
過から見ましても、赤字発生を要する
将来に残しているようであります。こ
とに、今回、面目を一新して再出発を
するのだといふこととあります。に、
三十七年度の予算と業務方法書が、こ
れから農林省で検討するといふこと
でありますから、これらの認可は一体い
つごろになりますものか、全く不明で
あります。全くあきらめたことではあり
ません。しかも、過去の乱脈をきわ

めた業務運営に対して、反省をしてい
るのかどうか、疑いたくなりますこと
は、昭和三十一年度の決算の見積額
に示されておりますように、三十六年
度まで五千万円であったものが、一
度四億二千万円にはなつておる、こ
とであります。このような公団の現状
に対して、国民の血税で、一億五百万
円もの赤字の穴埋めをいたし、さらに
一億五千万円という政府資金を注入
し、公団を食わせていこうという政府
の腹算のようであります。はたし
て赤字を防げる自信があるのかどう
か、おそろしくこれまでのような二の舞
となるだけではないでしょうか。政府は
公団の実体を根本的に改善することを
意図して、改正案に示されたような甘
い考え方は、あまりにも国会と国民を無
視し、民主政治の基盤を犯す独善行為で
ある。私ども日本社会党は断じて承
服することはできないのであります。

反対する第三の理由は、公団の理事
一名の増加という改正案に關連して、
公団の人事について申し上げます。

まず、顧問、嘱託について申し上げ
ます。行政管理局の指摘にもあります
ように、逐年その顧問、嘱託の人員が
増加し、現在では計七名になつており
ますが、年額五百万円近くの経費を使
いながら、その活用度がきわめて僅少
であります。また、支給する報酬も、何
らの基準が設けられて、腰だめ式で
あるといふこととあります。これらの
委嘱は、公団に直接寄与する会計士で
あるとか、あるいはまた、弁理士等に
限定することが必要であると思つた
のであります。

最後に私は、理事長の人事について
触れなければなりません。このことは
は、私としては遠慮しようかと思いま
したが、前にも申し上げたとおり、山
梨県の災害復旧工事に関連して、理事

職金規程を、六年間も理事長をしていながら、いまだに定めていないという事は、全く怠慢のそりを免れ得ないのであります。退職金といえども、もとは国民の税金であります。しかも、これらの金は、機械使用料金のアワー・コストにかけられて、結局は農民の負担になって参るわけでございませう。民間会社ならば、退職金どころか、その赤字の責任を背負つて、あべこべに弁償しなければならぬことでもしう。最高の責任者として、成田氏は、みずからの判断で責任をとり、退職金のごときは辞退して、その出処退を明らかにすることは、理の当然ではないでしうか。また、発足当時任命をなされた河野農林大臣も、当然成田氏に対して道義的責任を追及するといふことが、公僕立場からいっても、社会通念からいっても、常識といふものではありませんか。それにもかかわらず、成田氏を愛知用水の公団の理事長に任命したといふことは、全く理解できないところで、情実人事と言われても当然のことです。次に、現理事長の松本烈氏であります。が、同氏は、昨年九月まで、国策会社であります東北開発株式会社の理事でありました。松本氏が昭和三十一年同社に送り込まれたのは、当時の経済企画庁長官であつた河野さんの強力な推薦である、当時の新聞に書いてあります。今や東北開発は汚職事件を起し、検察当局の追及を受けております。最近の新聞紙上の社会面をにぎわしてあります。なるほど河野農林大臣の答弁によれば、松本氏は汚職には関係がないといふことでもあります。閣議でも異論なく了承されておられ、決して手落ちはないといふことでもあります。が、当時会社社の運営について、正規の理事会も開かずに、重要な事項を勝手にきめていたことは事実であります。これが会計検査院から、昭和三十四、五年の両年度の決算について経理の不足を指摘されたのでありまして、全役員は任期満了といふことで、役員全体が引責辞職をしたことは明らかであります。したがって、当時の理事長は、松本氏を含めて、現在いまだに退職金が留保になつてゐる状態にあるわけでありませう。ともかく東北開発の汚職事件は、いまだに結末がつかないで、どう発展するかも知れません。したがって、問題の多い農地開発機械公団の理事長に榮進させようといふようなことは、普通常識ある人ではとうていできないことであると信じます。あつかましさもこのあたりまで進めば、まあまあございばと言ふはかたがたいせん。このような人事は、成田、松本氏らの個人的な問題でなく、事柄は、高級役人の人事一般につながる重要な問題でありますから、あえて個人の名前にあてて申し上げたのであります。委員会においての審議で、わが党の小笠原委員が次のように発言しております。「この公団の理事長の人事について、国会や新聞で公に論議報道されましたことは珍らしいことである。成田氏も松本氏も肩身が狭い。両人が感ずるところであつて進退伺いを河野農林大臣に申し出たならば、大臣は率直にこれを受けて、いやしくもその職に引きとめることにはないであらう。」「こゝろを大臣に申し上げてゐるわけでございます。まことに適切な発言であると言わなければなりません。近代政治において、人事の専断は決して許してはならないこととあります。」

以上、農地開発機械公団の新旧両理事長の人事は、不法と言われないまでも、明らかに適正を欠いてゐる不当人事と言わざるを得ません。政府当局の反省を促したのであります。おそろく、農地開発機械公団は、再出発いたしました。この事業の内容からして、先ほども申し上げたとおり、赤字経営は必然でありませう。私としても、決してその経営が赤字を生ずることを期待するものではありませんが、三十七年度以降も赤字を生ずるならば、この種の事業は、むしろ高効率を発揮する民間会社にゆだねることのほうがはるかに国費の節約になり、農地開発事業も適確に推進されるものと確信するものであります。

私は、この際、各種公団及び事業団が最近漸増する傾向にありますが、これらの団体が公共的事業を遂行するにあたり、利潤を上げるといふ必要はないと思ひますけれども、もとをたせば、それらの運用資金は国民の税金でありますから、赤字を生じてはならないといふことが原則であると思ひます。したがって、役員に任命に際しても、単に高級役人の退職後における老後の身分の温存を主にするのではなく、その事業の運営の健全化に人事の主眼点を置き、従来以上に、所管の大臣の専断にまかせず、閣議においても一そう慎重に検討することを要望いたし、今後は、公団及び事業団等に對しまして行政の監察機能をさらに強化し、所管大臣の監督等も厳密にすることを付言しておきます。

代化が望まれるときに、参院自民党各位の本法律案に対する良識に期待いたしまして、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は結局したものと認めます。これより採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第十二、石油法案。

日程第十三、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案。

日程第十四、不当景品類及び不当表示防止法案。

日程第十五、ばい煙の排出の規制等に関する法律案。

(いすれも内閣提出、衆議院送付)

以上四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。商工委員長武藤常介君。

審査報告書

石油法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年四月二十七日

商工委員長 武藤 常介

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、石油の安定的かつ低廉な供給の確保を図るため、石油精製業等の事業活動を調整し、よつて、石油の安定供給を確保し、大臣が石油供給計画を作成、公表すること。(一)石油精製業の事業及び設備については許可制とし、又、石油輸入業、石油販売業は事業の届出制にすること。(二)石油業者の生産計画及び輸入計画は届出を要することとし、その計画の内容が、石油供給計画の実施に支障あるときは、通商産業大臣が計画変更の勧告を行ない得ること。(三)石油製品の販売については標準価格を設けること。(四)石油審議会を設置すること等を内容としてゐる。

委員会は、石油産業の現状とその特殊性にかんがみ、妥当な措置と認めた。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行にあつては、石油がわが国エネルギー源に占める重要性にかんがみ、特に次の諸施策を強力に推進すべきである。

一、すみやかに総合エネルギー対策を樹立し、石油並びに他のエネルギー源の占めるべき地位とそのあり方を明確に示すこと。

二、石油供給の自主性を高め、安定的供給を確保するため、国産原油、天然ガスの探査、開発について、財政上、税制上の保護助成を飛躍的に拡充強化するとともに、石油輸入自由化に對処し、国産原油、海外開採原油の引取体制を早急に確立すること。

三、石油精製業の設備資金、タンカー建造資金等の確保につとめ、その経営全般にわたつて、合理性と自主性を高めるよう指導を行なうこと。

四、今後の石油政策を強力に推進するため必要な資金については、石油関税、石油関係消費税収入が巨額に達している状況等を考慮し、その財源の確保を図ること。

石油業法案

右の内閣提出は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年四月十二日

衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平殿

(小字及び一は衆議院修正)

石油業法案

目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
- 第二章 石油精製業等(第四条—第十五条)
- 第三章 石油審議会(第十六条—第十九条)
- 第四章 雑則(第二十条—第二十一条)
- 第五章 罰則(第二十二—第二十五条)
- 附則
- 第一章 総則
- (目的)
- 第一条 この法律は、石油精製業等の事業活動を調整することによつて、石油の安定的かつ低廉な供給の確保を図り、もつて国民経済の発展と国民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律で「石油」とは、原油及び石油製品をいう。
- 2 この法律で「石油製品」とは、揮発油、燈油、軽油及び重油並びにこれらに準ずる炭化水素油及び石油ガス(液化したものを含む。)であつて通商産業省令で定めるものをいう。

- 3 この法律で「特定設備」とは、石油蒸留設備(通商産業省令で定める基準に従つて算定した一日の処理能力が百五十キロリットル以上のものに限り、)その他石油の精製の用に供する設備であつて通商産業省令で定めるものをいう。
- 4 この法律で「石油精製業」とは、特定設備を用いて石油製品の製造(石油製品以外の物品の製造工程における技術的理由による石油製品の副生を除く。)を行なう事業をいう。

- 第三章 通商産業大臣は、通商産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降の五年間について石油供給計画を定めなければならない。
- 2 石油供給計画に定める事項は、次のとおりとする。
- 一 原油の生産数量及び輸入数量
- 二 石油製品の生産数量及び輸入数量
- 三 特定設備の処理能力
- 四 その他石油の供給に関する重要事項

- 3 石油供給計画は、石油並びに他の燃料及び動力源の需給事情、石油資源の開発状況その他の経済事情を勘案して定めるものとする。
- 4 通商産業大臣は、前項の経済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石油供給計画を変更しなければならない。
- 5 通商産業大臣は、石油供給計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第二章 石油精製業等

(石油精製業の許可)

第四条 石油精製業を行なおうとする者は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

(許可の欠格条項)

第五条 次の各号の一に該当する者は、前条の許可を受けることができない。

一 前条若しくは第七条第一項の規定又は第十一条の規定による命令に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十一条の規定により前条の許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行なう役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

(許可の基準)

第六条 通商産業大臣は、第四条の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 その許可をすることによつて特定設備の処理能力が石油供給計画に照らして著しく過大にならないこと。

二 その事業を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

三 その他その事業計画の内容が石油の安定的かつ低廉な供給を確保するため適切であること。

(設備の新設等の許可)

第七条 第四条の許可を受けた者(以下「石油精製業者」という。)は、当該事業の用に供する特定設備を新設し、増設し、又は改造しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、通商産業省令で定める軽微な改造をしようとするときは、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の許可に準用する。

(事業の譲渡及び譲受け並びに法人の合併)

第八条 石油精製業の全部の譲渡し及び譲受けは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 石油精製業者である法人の合併は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 第六条の規定は、前二項の認可に準用する。

(承継)

第九条 石油精製業の全部の譲渡しがあり、又は石油精製業者について相続若しくは合併があつたときは、石油精製業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、石油精製業者の地位を承継する。

2 前項の規定により石油精製業者の地位を承継した相続人は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(石油製品生産計画)

第十条 石油精製業者は、通商産業省令で定めるところにより、毎年度、石油製品生産計画を作成し、通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 通商産業大臣は、石油の需給事情その他の事情により、石油供給計画の実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、石油精製業者に対し、石油製品生産計画を変更すべきことを勧告することができる。

(許可の取消し等)

第十一条 通商産業大臣は、石油精製業者が次の各号の一に該当するときは、第四条若しくは第七条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第五条第一号又は第三号の規定に該当するに至つたとき。

二 第七条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。

三 第二十条第一項の条件に違反したとき。

四 不正な手段により第四条又は第七条第一項の許可を受けたとき。

(石油輸入業の届出等)

第十二条 石油の輸入の事業を行なおうとする者は、通商産業省令で

立した法人は、石油精製業者の地位を承継する。

2 前項の規定により石油精製業者の地位を承継した相続人は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

石油製品生産計画を作成し、通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 通商産業大臣は、石油の需給事情その他の事情により、石油供給計画の実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、石油精製業者に対し、石油製品生産計画を変更すべきことを勧告することができる。

石油製品生産計画を作成し、通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 通商産業大臣は、石油の需給事情その他の事情により、石油供給計画の実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、石油精製業者に対し、石油製品生産計画を変更すべきことを勧告することができる。

石油製品生産計画を作成し、通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 通商産業大臣は、石油の需給事情その他の事情により、石油供給計画の実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、石油精製業者に対し、石油製品生産計画を変更すべきことを勧告することができる。

定める事項を通商産業大臣に届け出なければならぬ。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の届出をした者(以下「石油輸入業者」といふ)は、通商産業省令で定めるところにより、毎年度、石油輸入計画を作成し、通商産業大臣に届け出なければならぬ。これを変更したときも、同様とする。

3 第十条第二項の規定は、石油輸入計画について準用する。

(石油製品販売業の届出)
第十三条 石油製品の販売の事業(通商産業省令で定める規模以下のものを除く。以下同じ。)を行なおうとする者は、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならぬ。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(事業の廃止の届出)
第十四条 石油精製業者、石油輸入業者又は前条の届出をした者以下「石油製品販売業者」といふ)は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

(販売価格の標準額)
第十五条 通商産業大臣は、石油製品の価格が不当に高騰し又は下落するおそれがある場合において、石油の安定的かつ低廉な供給を確保するため特に必要があると認めるときは、石油製品の生産費又は輸入価格を基準とし、石油製品の国際価格その他の経済事情を参酌して、石油精製業者又は石油

輸入業者の石油製品の販売価格の標準額を定めることができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による標準額を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならぬ。

第三章 石油審議会

(設置)
第十六条 通商産業省に、石油審議会を置く。

(所掌事務)
第十七条 石油審議会(以下「審議会」といふ)は、通商産業大臣の諮問に応じ、石油の安定的かつ低廉な供給の確保に関する重要事項を調査審議する。

2 通商産業大臣は、第三条第一項の規定により石油供給計画を定め、同条第四項の規定により石油供給計画を変更し、第四条、第七条第一項若しくは第八条第一項若しくは第十二項の規定により処分をし、第十条第二項(第十二条第三項)において準用する場合を含む)の規定により勧告し、又は第十五条の規定により販売価格の標準額を定めようとするときは、審議会に諮問しなければならない。ただし、審議会が軽微なものと認めたときは、この限りでない。

3 審議会は、石油の安定的かつ低廉な供給の確保に関し、通商産業大臣に対し、意見を述べることができる。

(組織)
第十八条 審議会は、委員二十人以上で組織する。

2 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

3 委員及び専門委員は、学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

4 委員の任期は、一年とする。

5 委員及び専門委員は、非常勤とする。

6 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 会長は、会務を総理する。

(省令への委任)
第十九条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第四章 雑則

(許可等の条件)
第二十条 許可又は認可には、条件を附することができる。

2 前項の条件は、許可又は認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(報告徴収)
第二十一条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、石油精製業者、石油輸入業者又は石油製品販売業者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

第五章 罰則

第二十二条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四条の許可を受けずに石油精製業を行つた者

二 第十一条の規定による事業の停止の命令に違反した者

第二十三条 第七条第一項の規定に違反して許可を受けずに特定設備を新設し、増設し、又は改造した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第二項、第十条第一項、第十二条第一項若しくは第十三条又は第十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)
第二条 この法律の施行の際現に石油精製業を行なつてゐる者は、この法律の施行の日から三十日以内に通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出たときは、第四条の許可を受けたものとみなす。

2 前項に規定する者は、同項の規定による届出をするまでの間は、

第四条の規定にかかわらず、当該事業を行なうことができる。

第三条 この法律の施行の際現に石油の輸入の事業又は石油製品の販売の事業を行なつてゐる者は、この法律の施行の日から三十日以内に通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出たときは、第十二条第一項又は第十三条の届出をしたものとみなす。

2 前項に規定する者は、同項の規定による届出をするまでの間は、第十二条第一項又は第十三条の規定にかかわらず、当該事業を行なうことができる。

(検討)
第四条 政府は、内外の石油事情その他の経済事情の推移に応じ、緩和又は廃止の目的をもつてこの法律の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(通商産業省設置法の一部改正)
第五条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十九号の次に次の一号を加える。

三十九の二 石油精製業を許可すること。

第十三条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 石油精製業の許可に関すること。

第二十五条第一項の表中石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会の項の次に次のように加える。

石油審議会
石油の安定的かつ低廉な供給の確保に關する重要事項を調査審議すること。

審査報告書

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年四月二十七日

商工委員長 武藤 常介
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法法律案は、下請代金支払遅延等防止法の施行後の経験にかんがみ、親事業者の遵守事項を追加する等により、下請事業者の利益を保護しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認められた。

二、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年四月十九日

衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長松野鶴平殿

(小字及び一は衆議院修正)
下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案
下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

(下請代金の支払期日)

第一條の二 下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付を受領した日から起算して、六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定めなければならない。

2 下請代金の支払期日が定められなかつたときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日が、前項の規定に違反して下請代金の支払期日が定められたときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日の前日を下請代金の支払期日と定めなければならない。

第三條中「及び下請代金の額を」並びに下請代金の額及び支払期日」に改める。

第四條第二号を次のように改める。

二 下請代金をその支払期日の経過後なお支払われないこと。

第四條に次の三号を加える。

五 下請事業者の給付の内容と同一種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。

六 下請事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させること。

七 親事業者が第一号若しくは第二号に掲げる行為をしている場合又は第三号から前号までに掲げる行為をした場合に下請事業者が公正取引委員会又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

第四條の次に次の一条を加える。

(差戻利息)

第四條の二 親事業者は、下請代金の支払期日までに下請代金を支払わなかつたときは、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を差戻利息として支払わなければならない。

第六條中「若しくは第二号」を「第二号若しくは第七号に、」若しくは「若しくは第六号まで」に改める。

第七條第一項中「又は第二号」を「第二号又は第七号」に、「又はその下請代金を支払うべきこと」を「その下請代金を支払い、又はその不利益な取扱いをやめるべきこと」に改め、同條第二項中「又は第四号」を「から第六号まで」に、「又はその下請事業者の給付に係る物を再び引き取るべきこと」を「その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきこと」に改める。

附 則
この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

審査報告書

不当景品類及び不当表示防止法

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年四月二十七日

商工委員長 武藤 常介
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法法律案は、不当な景品付販売及び不当な表示について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の特例として、迅速かつ適切な手続を定めて効果的な規制を行なうため、公正取引委員会は(一)景品類の提供の制限又は禁止をすることができ、(二)不当な表示を禁止できること、(三)不当な景品類の提供及び不当な表示について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の規定による審査審判手続を経ないで排除命令によつて差し止め等の措置を行なうことができることとし、その他事業者は、景品類及び表示について公正競争規約を締結して自主的に不当な行為を規制できることとする等をおこなふ内容とするものであつて、公正な競争を確保し、般消費者の利益を保護するため、おおむね妥当な措置と認められた。

二、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

不当景品類及び不当表示防止法
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年四月二十日

衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長松野鶴平殿

審査報告書

不当景品類及び不当表示防止法

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年四月二十七日

商工委員長 武藤 常介
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法法律案は、商品及び役務の取引に關連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もつて一般消費者の利益を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「景品類」とは、顧客を誘引するための手段として、その方法が直接的であるか間接的であるかを問はず、くじの方法によるかどうかを問はず、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引(不動産に關する取引を含む。以下同じ)に附随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であつて、公正取引委員会が指定するものをいう。

2 この法律で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に關する事項について行なう広告その他の表示であつて、公正取引委員会が指定するものをいう。

景品類の提供を禁止することができる。

(不当な表示の禁止)

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示

二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示

三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認めて公正取引委員会が指定するもの

(公聴会及び告示)

第五条 公正取引委員会は、第二条若しくは前条第三号の規定による

指定若しくは第三条の規定による制限若しくは禁止をし、又はこれらの変更若しくは廃止をしようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、公聴会を開き、関係事業者及び一般の意見を求めるものとする。

2 前項に規定する指定並びに制限及び禁止並びにこれらの変更及び廃止は、告示によつて行なうものとする。

(排除命令)

第六条 公正取引委員会は、第三条の規定による制限若しくは禁止があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行なわれることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなつていない場合においても、することができ。

2 公正取引委員会は、前項の規定による命令(以下「排除命令」という。)をしようとするときは、当該事業者に対し、あらかじめ期日及び場所を指定して、聴聞をしなければならぬ。聴聞に際しては、当該事業者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。

3 公正取引委員会は、排除命令をしたときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、告示しなければならない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第七条 前条第一項に規定する違反行為は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第八条第一項第五号及び第二十五条の規定の適用については同法の第二章(第四十八条の規定を除く。)の規定の適用については同法第十九条に違反する行為とみなす。

2 前条第一項に規定する違反行為についての審決においては、同項前段に規定する事項を命ずることができ。

3 公正取引委員会は、前条第一項に規定する違反行為について審判手続を開始し、又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第六十七条第一項の申立てをしたときは、当該違反行為について排除命令をすることができ。

(審判手続等)

第八条 排除命令に不服がある者は、公正取引委員会規則で定めるところにより、第六条第三項の規定による告示があつた日から三十日以内に、公正取引委員会に対し、当該命令に係る行為について、審判手続の開始を請求することができる。

2 公正取引委員会は、前項の規定による請求があつた場合は、遅滞なく、当該行為について審判手続を開始しなければならない。この場合については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第五十条第四項の規定を適用しない。

3 公正取引委員会は、排除命令に係る行為については、前項に規定する場合を除き、審判手続を開始し、及び前条第三項に規定する申立てをすることができない。

(排除命令の効力等)

第九条 排除命令(前条第一項の規定による請求があつたものを除く。)は、同項に規定する期間を経過した後は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十六條及び第九十條第三号の規定の適用については、確定した審決とみなす。

2 前条第一項の規定による請求があつた行為について審決(当該請求を不適法として却下する審決を除く。)をしたときは、当該行為に係る排除命令は、その効力を失なう。

3 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第六十四條及び第六十六條第二項の規定は、排除命令について準用する。

4 公正取引委員会は、第一項又は前項の規定による処分をしたときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、告示しなければならない。

(公正競争規約)

第十条 事業者又は事業者団体は、公正取引委員会規則で定めるところにより、景品類又は表示に関する事項について、公正取引委員会の認定を受けて、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保するための協定又は規約を締結し、又は設定することができる。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 公正取引委員会は、前項の協定又は規約(以下「公正競争規約」という。)が次の各号に適合すると認

める場合でなければ、前項の認定をしてはならない。

一 不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保するために適切なものであること。

二 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

三 不当に差別的でないこと。

四 公正競争規約に参加し、又は公正競争規約から脱退することを不当に制限しないこと。

3 公正取引委員会は、第一項の認定を受けた公正競争規約が前項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消さなければならない。この場合については、第六條第二項の規定を準用する。

4 公正取引委員会は、第一項又は前項の規定による処分をしたときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、告示しなければならない。

5 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十八條、第四十九條、第六十七條第一項及び第七十三條の規定は、第一項の認定を受けた公正競争規約及びこれに基づいてする事業者又は事業者団体の行為には、適用しない。

6 第一項又は第三項の規定による公正取引委員会の処分について不服があるものは、第四項の規定による告示があつた日から三十日以内に、公正取引委員会に対し、不服の申立てをすることができ。この場合において、公正取引委員

昭和三十七年五月四日 参議院會議録第二十号 石油業法案外三件

会は、審判手続を経て、審決をもつて、当該申立てを却下し、又は当該処分を取り消し、若しくは変更しなければならぬ。

(行政不服審査法の適用除外等)

第十一条 この法律の規定により公正取引委員会がした処分については、行政不服審査法(昭和三十一年法律第 号)による不服申立てをすることができない。

2 第八条第一項の規定による請求又は前条第六項の申立てをすることができず、事項に関する訴えは、審決に対するものでなければ、提起することができない。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 第二条若しくは第四条第三号の規定による指定又は第三条の規定による制限若しくは禁止に係る公聴会は、この法律の施行の日前においても、行なうことができる。

3 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十五条の四に次の一号を加える。

六 不当景品類及び不当表示防止法の施行に関すること(他の所掌に属するものを除く。)

ばい煙の排出の規制等に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年四月二十七日

商工委員長 武藤 常介

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、一定の地域についてはばい煙の排出基準を設け、ばい煙発生施設設置の届出その他ばい煙排出の規制についての必要な措置を講ずるとともに、ばい煙発生施設の事故時の措置、大気汚染に関する紛争の仲介の制度等について所要の規定を定めたものである。よつて、大気汚染による公衆衛生上の危害を防止するため、妥当な措置と認めた。

二、費用

昭和三十一年度一般会計予算に、大気汚染防止対策設備補助金等として、約九百万円が計上されている。

ばい煙の排出の規制等に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年四月二十六日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長松野鶴平殿

(小字及び一は衆議院修正)

ばい煙の排出の規制等に関する法律案

ばい煙の排出の規制等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第三条)
第二章 指定地域及び排出基準(第四条―第七条)

第三章 ばい煙発生施設(第八条―第十八条)

第四章 事故時の措置等(第十九条―第二十一条)

第五章 和解の仲介(第二十二条―第二十五条)

第六章 雑則(第二十六条―第三十一条)

第七章 罰則(第三十二条―第三十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、工場及び事業場における事業活動に伴つて発生するばい煙等の処理を適切にすること等により、大気汚染による公衆衛生上の危害を防止するとともに、生活環境の保全と産業の健全な発展との調和を図り、かつ、大気汚染に関する紛争について和解の仲介の制度を設けることにより、その解決に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「ばい煙」とは、燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するすすその他の粉じん又は亜硫酸ガス若しくは無水硫酸をいふ。

2 この法律において「特定有害物質」とは、非化水素、硫化水素、二酸化セレンその他の人の健康に著しく有害な物質(ばい煙を除く。)で政令で定めるものをいふ。

3 この法律において「ばい煙発生施設」とは、工場又は事業場(鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二条第二項本文に規定する鉱山を除く。以下同じ。)に設置される施設のうち、ばい煙を多量に発生する施設であつて政令で定めるものをいふ。

4 この法律において「ばい煙処理施設」とは、ばい煙発生施設において発生するばい煙を処理するための施設及びこれに附属する施設をいふ。

5 この法律において「指定地域」とは、第四条第一項の政令で定める地域をいふ。

6 この法律において「排出基準」とは、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される気体に含まれるばい煙の量(以下「ばい煙濃度」といふ。)の許容限度をいふ。

(大気の清浄の保持)

第三条 ばい煙又は特定有害物質を大気中に排出する者は、その処理を適切にすること等により、大気が清浄に保たれるように努めなければならない。

第二章 指定地域及び排出基準

(指定地域の指定)

第四条 この法律の規定によりばい煙の排出を規制する地域は、ばい煙発生施設において発生し、大気中に排出されるばい煙が大気を著しく汚染し、又は著しく汚染するおそれがある場合において、当該汚染の原因となるばい煙発生施設が集合して設置されている地域及び当該地域に隣接する地域でその地域におけるばい煙発生施設の設置が当該汚染に著しい影響を与え、又は与えるおそれがあると認められる地域について、政令で定める。

2 厚生大臣及び通商産業大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、その政令の制定又は改廃により指定地域となり、又は指定地域でなくなる地域を管轄する都道府県知事の意見を聞かなければならない。

(排出基準の設定)

第五条 厚生大臣及び通商産業大臣は、指定地域に係る排出基準を、ばい煙発生施設の種類のごとに定めなければならない。

2 厚生大臣及び通商産業大臣は、前項の排出基準を定めるときは、当該排出基準を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(排出基準の遵守義務)

第六条 指定地域内においてはばい煙発生施設において発生するばい煙を排出する者(以下「ばい煙排出者」といふ。)は、当該ばい煙発生施設に係る排出基準を遵守しなければならない。

(大気汚染状況の監視)

第七条 都道府県知事は、指定地域の指定があつたときは、当該指定地域に係る大気汚染の状況を常時監視しなければならない。

第三章 ばい煙発生施設(設置の届出)

第八条 指定地域内においてはばい煙を排出する者は、ばい煙発生施設を設置しようとするときは、あらかじめ、その設置の届出を提出しなければならない。

2 厚生大臣及び通商産業大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、その政令の制定又は改廃により指定地域となり、又は指定地域でなくなる地域を管轄する都道府県知事の意見を聞かなければならない。

(排出基準の遵守義務)

第六条 指定地域内においてはばい煙発生施設において発生するばい煙を排出する者(以下「ばい煙排出者」といふ。)は、当該ばい煙発生施設に係る排出基準を遵守しなければならない。

(大気汚染状況の監視)

第七条 都道府県知事は、指定地域の指定があつたときは、当該指定地域に係る大気汚染の状況を常時監視しなければならない。

第三章 ばい煙発生施設(設置の届出)

第八条 指定地域内においてはばい煙を排出する者は、ばい煙発生施設を設置しようとするときは、あらかじめ、その設置の届出を提出しなければならない。

2 厚生大臣及び通商産業大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、その政令の制定又は改廃により指定地域となり、又は指定地域でなくなる地域を管轄する都道府県知事の意見を聞かなければならない。

(排出基準の遵守義務)

第六条 指定地域内においてはばい煙発生施設において発生するばい煙を排出する者(以下「ばい煙排出者」といふ。)は、当該ばい煙発生施設に係る排出基準を遵守しなければならない。

はじめ、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 ばい煙発生施設の種類の

四 ばい煙発生施設の構造

五 ばい煙発生施設の使用の方法

六 ばい煙の処理の方法

2 前項の規定による届出をしようとする者は、当該ばい煙発生施設に係るばい煙濃度に関する説明書その他厚生省令、通商産業省令で定める書類を添えて、届け出なければならない。

(経過措置)
第九条 一の地域が指定地域となつた際現にその地域内にはばい煙発生施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。以下この条において同じ。)であつてばい煙を排出するもの又は一の施設がばい煙発生施設となつた際現に指定地域内にその施設を設置している者であつてばい煙を排出するものは、当該地域が指定地域となつた日又は当該施設がばい煙発生施設となつた日から三十日以内に、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

(ばい煙発生施設の構造等の変更の届出)

第十条 第八条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第八条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、当該事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、当該事項の変更により、当該ばい煙発生施設に係るばい煙濃度の増加を伴わない場合は、この限りでない。

2 第八条第二項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

(計画変更命令等)

第十一条 都道府県知事は、第八条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係るばい煙発生施設に係るばい煙濃度が当該ばい煙発生施設に係る排出基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、ばい煙発生施設の使用の方法又はばい煙の処理の方法の変更(前条第一項の規定による届出に係るばい煙の処理の方法の変更を含む。)を命ずることができる。

第十二条 第八条第一項又は第十条第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、その届出に係るばい煙発生施設を設置し、又はばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法を変更してはならない。

2 都道府県知事は、その届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、その他必要があると認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

(使用開始の届出)

第十三条 第八条第一項又は第十条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係るばい煙発生施設又はばい煙処理施設を設置又は構造の変更の工事をした場合において、その工事に係る施設の全部又は一部の使用を開始したときは、その日から十五日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(改善命令等)

第十四条 都道府県知事は、指定地域内に設置されているばい煙発生施設に係るばい煙濃度が当該ばい煙発生施設に係る排出基準に適合しないと認めるときは、当該ばい煙排出者に対し、期限を定めて、ばい煙発生施設の使用の方法、ばい煙の処理の方法又はばい煙発生施設の構造の改善を命ずることができる。

第十五条 ばい煙排出者は、ばい煙発生施設又はばい煙処理施設につ

る命令によつては当該ばい煙濃度を当該排出基準に適合させることが著しく困難であると認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、ばい煙発生施設の構造に関する計画の変更(前条第一項の規定による届出に係る当該計画の廃止を含む。)又はばい煙発生施設の使用に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第十六条 第八条第一項又は第十条第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、その届出に係るばい煙発生施設を設置し、又はばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法を変更してはならない。

2 都道府県知事は、その届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、その他必要があると認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

(改善命令等)

第十七条 都道府県知事は、指定地域内に設置されているばい煙発生施設に係るばい煙濃度が当該ばい煙発生施設に係る排出基準に適合しないと認めるときは、当該ばい煙排出者に対し、期限を定めて、ばい煙発生施設の使用の方法、ばい煙の処理の方法又はばい煙発生施設の構造の改善を命ずることができる。

第十八条 ばい煙排出者は、ばい煙発生施設又はばい煙処理施設につ

(氏名等の変更の届出)

第十四条 第八条第一項又は第九条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第八条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(承継)

第十五条 第八条第一項又は第九条第一項の規定による届出をした者からその届出に係るばい煙発生施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第八条第一項又は第九条第一項の規定による届出をした者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第八条第一項又は第九条第一項の規定による届出をした者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(改善命令等)

第十六条 都道府県知事は、指定地域内に設置されているばい煙発生施設に係るばい煙濃度が当該ばい煙発生施設に係る排出基準に適合しないと認めるときは、当該ばい煙排出者に対し、期限を定めて、ばい煙発生施設の使用の方法、ばい煙の処理の方法又はばい煙発生施設の構造の改善を命ずることができる。

第十七条 ばい煙排出者は、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(ばい煙濃度の測定)

第十八条 ばい煙排出者は、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(使用の廃止の届出)

第十八条 第八条第一項又は第九条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係るばい煙発生施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第十九条 ばい煙排出者は、ばい煙発生施設又はばい煙処理施設につ

る命令を受けた者が、当該命令に従わない場合には、当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 前二項の規定は、第九条第一項の規定による届出をした者の当該届出に係るばい煙発生施設については、同項に規定する指定地域となつた日又はばい煙発生施設となつた日から二年間は、適用しない。ただし、当該地域が指定地域となつた際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で第一項の規定に相当するものがある場合及びその者が第十条第一項の規定による届出をした場合において当該届出をした日から六十日を経過した場合は、この限りでない。

(ばい煙濃度の測定)

第十七条 ばい煙排出者は、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(使用の廃止の届出)

第十八条 第八条第一項又は第九条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係るばい煙発生施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第十九条 ばい煙排出者は、ばい煙発生施設又はばい煙処理施設につ

いて、故障、破損その他の事故が発生し、当該事故に係る当該ばい煙発生施設に係るばい煙濃度が当該ばい煙発生施設に係る排出基準に適合しないばい煙を排出し、又は排出するおそれが生じたときは、ただちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故をすみやかに復旧するよう努めなければならない。

2 前項に規定する事故が発生した場合において、その事故が厚生省令、通商産業省令で定める程度のものであるときは、当該事故に係るばい煙排出者は、すみやかに、その事故の状況、その事故について講じ、又は講じようとする応急の措置の方法並びにその事故についての復旧工事の方法及び完了の予定を都道府県知事に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事故について復旧工事を完了したときは、すみやかに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第十六条第一項及び第二項の規定は、第二項の規定による届出をした者については、当該施設の復旧工事に必要と認められる期間内は、適用しない。

(特定有害物質に関する事故時の措置)

第二十条 工場又は事業場に設置されている特定有害物質を発生する施設(以下「特定施設」という。)において発生する特定有害物質を排出する者(以下「特定有害物質排出者」という。)は、当該特定施設につ

いて故障、破損その他の事故が発生し、特定有害物質が多量に排出されたときは、ただちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故をすみやかに復旧するよう努めなければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る工場又は事業場の周辺の地域における人の健康がそこなわれ、又はそこなわれるおそれがあると認めるときは、当該特定有害物質排出者に対し、その事故の拡大及び再発の防止に必要な措置を講ずることを勧告することができる。

(緊急時における都道府県知事の措置)

第二十一条 都道府県知事は、霧が持続的に発生したことにより、指定地域に係る大気の汚染が著しく人の健康をそこなうおそれがある場合であつて、厚生省令、通商産業省令で定めるときは、その事態を一般に周知させるとともに、指定地域内においてはばい煙を排出する者に対し、ばい煙の排出量の減少について協力を求めなければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する事態が発生した場合において、他の都道府県知事の指定地域において排出するばい煙が当該事態の発生に著しい影響があると認めるときは、当該他の都道府県知事に対し、前項に規定する措置をとることを求めることができる。

第五章 和解の仲介

(和解の仲介の申立て)

第二十二条 ばい煙発生施設又は特定施設において発生し、大気中に排出されたばい煙又は特定有害物質による被害について、損害賠償に関する紛争その他の民事上の紛争が生じたときは、当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事に和解の仲介の申立てをすることができ、

(仲介員名簿の作成)

第二十三条 都道府県知事は、毎年仲介員候補者十五人以上を委嘱し、その名簿を作成しておかなければならない。

2 前項の仲介員候補者は、一般公益を代表する者及び産業又は公衆衛生に關し学識経験を有する者のうちから、委嘱されなければならない。

(仲介員の指定)

第二十四条 都道府県知事は、第二十二條の規定による申立てがあつたときは、前条第一項の名簿に記載されている者のうちから、仲介員五人以内を指定しなければならない。

2 前項の場合において、一の紛争に係る申立てが二以上の都道府県知事になされたときは、当該都道府県知事は、協議により仲介員を指定することができる。

(仲介員の任務)

第二十五条 仲介員は、紛争の実情を詳細に調査し、事件が公正に解決されるように努めなければならない。

第六章 雑則

(立入検査)

第二十六条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、ばい煙排出者又は特定有害物質排出者の工場又は事業場に立ち入り、その者の帳簿書類、ばい煙発生施設、ばい煙処理施設、特定施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告の徴収)

第二十七条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、ばい煙排出者又は特定有害物質排出者に対し、そのばい煙発生施設、ばい煙の処理の方法若しくはばい煙濃度又は特定施設の事故の状況若しくは事故時の措置に關し報告をさせることができる。

(適用除外)

第二十八条 電氣に関する臨時措置に關する法律(昭和二十七年法律第三百四十一号)の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)附則第三項の規定によりなお効力を有する旧電氣事業法(昭和六年法律第六十一号。以下「旧電氣事業法」という。)の適用を受ける電氣工作物又はガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第

二条第二項に規定するガス工作物であるばい煙発生施設又は特定施設において発生するばい煙又は特定有害物質を排出する者については、第三章(第十七条を除く。)、第十九条第二項及び第三項、第二十条第二項、第二十六条並びに前条の規定を適用せず、旧電氣事業法又はガス事業法の相当規定の定めるところによる。

(関係行政機関の協力)

第二十九条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、ばい煙発生施設、ばい煙処理施設、ばい煙濃度の状況等に關する資料の送付その他の協力を求めることができる。

(国の援助)

第三十条 国は、ばい煙処理施設の整備を促進することにより、大気の汚染の防止に資するため、ばい煙処理施設の設置又は改善につき必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(研究の推進等)

第三十一条 国は、ばい煙及び特定有害物質の処理に關する技術並びに大気の汚染の人の健康に及ぼす影響の研究その他大気の汚染の防止に關する研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

(事務の委任)

第三十二条 都道府県知事は、この法律の規定によりその権限に關する事務で政令で定めるものを、政令で定める市の長に委任することができる。

第七章 罰則

第三十二條 第十一條第一項若しくは第二項又は第十六條第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十萬円以下の下罰金に処する。

第三十三條 第八條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽を届出した者は、五万円以下の罰金に処する。

第三十四条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第九條第一項又は第十條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二条第一項の規定に違反した者

三 第十七条の規定による記録を
せず、又は虚偽の記録をした者
四 第二十六条第一項の規定によ
る検査を拒み、妨げ、又は忌避
した者

五 第二十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第三十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第三十六條、第十三條、第十四條、第十五條第三項、第十八條又は第

十九條第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

附
則

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、昭和三十八年四月一日から施行する。

2 地方税法（昭和二十五年法律第
二百二十六号）の一部を次のよう
に改正する。

第三百四十八条第二項第六号中「及び銻水」を、「銻水及び銻煙」に改め、同項第六号の四の次に次の一号を加える。

六の五 公共の危害の防止のためにするばい煙の排出の規制等に関する法律（昭和三十七年法律第 号）第二条第四項に規定するばい煙処理施設で自治省令で定めるもの

（中小企業振興資金等助成法の一

3 中小企業振興資金等助成法（昭和三十一年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第五條ただし書中「又は工場排水等の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百八十二号）第二條第三項に規定する汚水処理施設」を、「工場排水等の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百八十

二號) 第二條第三項に規定する汚水処理施設又はばい煙の排出の規制等に関する法律(昭和三十七年法律第 一 號) 第二條第四項に規定するばい煙処理施設」に改める。

〔武藤常介君登壇、拍手〕

○武藤常介君　ただいま議題となりま
した四法案について、商工委員会にお
ける審査の経過並びに結果の御報告を
申し上げます。

まず、石油業法案について申し上げ
ます。

この法律案は、近く予定される石油の輸入自由化に備え、石油の低廉かつ安定的供給を確保するため、石油精製業等の事業活動に調整を加えようとするものでありまして、内容のおもなる点は、政府が石油供給計画を作成公表して、本法運用の基本とすること。石油精製業の事業及び設備については許可制とし、石油の輸入業と販売業とはこれを事業の届出制とすること。石油

業者の生産計画と輸入計画を届出制とし、政府は計画の変更を勧告できること。石油製品の販売について標準価格を設けること。石油審議会を設置すること等を規定しております。

商工委員会においては、参考人の意見を聴取する等、慎重な審査を行ないました。質疑に際しては、総合エネルギー対策、すなわち、石油と他のエネルギー源との調整の問題、国産原油、海外開発原油の開発とその引き取りの対策、石油精製業の設備投資や原油購入の問題、石油産業への資金供給の財源措置など、各般にわたって熱心な質疑応答がかわされましたのであります。が、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、中田委員の賛成討論の後、採決の結果、本法案は全会一致をもって衆議院送付案とおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、討論中、中田委員より提案された四項目にわたる附帯決議案もまた、全会一致をもって当委員会決議することになりました。

次に、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、下請事業者の利益を
そゝ保護するために、親事業者の順守
すべき事項として、新たに三つの事
項、すなわち、不当な買いたたき、手持
ち原材料等の購入の強制、下請事業者
が親事業者の不正な取引行為を知ら
せたことを理由として不利益な取り扱
いを行うこと、この三つの行為を行
なつてはならぬとするものでありま
す。

これに対し衆議院では、さらに、下請代金の支払い期日を六十日以内とし、それ以後の支払いの場合には、親事業者が遅延利息を負担しなければならぬという修正を行なつて送付して参りました。

本委員会におきましては、下請代金の支払いが手形で行なわれた場合の遅延利息との関係を初め、どうすれば支払い遅延防止を有効にできるか等につき、種々質疑が行なわれましたのであります。その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案とお

次に、不当景品類及び不当表示防止法案について申し上げます。

本法案は、事業者が行な

表示については、独禁法の特例を定めようとするもので、そのおもな内容は、公正取引委員会が、事業者が提供する景品類の制限及び禁止と不当な表示を禁止するとともに、これらの事項に違反する行為については、独禁法の規定による懲罰的手続により、これを

も、その行為の差しとめ等の措置を命ずることができること、事業者が、景品類及び表示について、不当な行為はこれを自粛するという公正競争規約を結んだ場合、これは独禁法の適用の除外とする等であります。

委員会における質疑のおもなる点は、本法案と独禁法との関係、消費者保護の諸問題や公取の本法運用についての心がまえ等でありましたが、その詳細は会議録に譲ります。

かくて質疑を終わり、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、ばい煙の排出の規制等に関する法律案について申し上げます。

本法案は、最近、ばい煙等によって大気が著しく汚染されている事情にかんがみ、政令で定める地域について、ばい煙発生施設の設置について届出をなさしめ、ばい煙の排出基準を設定し、その基準に適合しないばい煙を出している施設に対し、使用停止等の規制措置を講ずるとともに、ばい煙や特

昭和三十七年五月四日 参議院會議録第二十号 恩給法等の一部を改正する法律案外二件

定有害物質の施設についての事故が起つたとき、大気汚染による紛争についての仲介制度、ばい煙処理施設の整備の促進についての助成措置を定めておられるものであります。

また、本法施行の事務は、都道府県知事が多くこれに当たることになって

います。が、衆議院では、政令で定める事務を、政令で定める市長に委任できることに修正されて参りました。

以上が大要であります。が、当委員会におきましては、産業公害一般の問題から、排出基準や地域指定の方法、本法と類似の地方条例との関係、ばい煙処理施設整備のための助成措置、その他の諸問題について、熱心に質疑が行なわれたのであります。その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、続いて採決いたしました結果、本法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上四法案に関する報告を終わります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、石油業法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案、不当景品類及び不当表示防止法案及びばい煙の排出の規制等に関する法律案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって三案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第十六、恩給法等の一部を改正する法律案、日程第十七、昭和三十七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案、日程第十八、外務省設置法の一部を改正する法律案、(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題とすること御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。委員長の報告を求めます。内閣委員長河野謙三君。

審査報告書
恩給法等の一部を改正する法律案
右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年四月二十七日
内閣委員長 河野 謙三
参議院議長松野鶴平殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近の経済情勢にかんがみ、戦傷病者、戦没軍人の遺族、退職公務員等の恩給の年額について所要の改定を行なうとともに、刑に処せられたこと等により年金、恩給を受ける権利を失つた者についてその権利の回復のみちをひらこうとするもの等であつて、その措置は妥当と認める。なお別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用
本法律案に伴う経費は、昭和三十

十七年度において四十三億八千二百三十三万四千円あり、平年度において三百三十二億四千二百三十五万円を要する。

附帯決議
旧南満洲鉄道株式会社等に勤務していた職員は在職期間の恩給通算につき、政府は速に検討してその実現に努められたい。

右決議する。

恩給法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年四月二十日
参議院議長 清瀬 一郎
参議院議長松野鶴平殿

恩給法等の一部を改正する法律案
恩給法等の一部を改正する法律案

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

(恩給法等の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五十八条ノ四中「九万五千円」を「十一万円」に、「五十万円」を「五十五万円」に、「六十九万円」を「七十七万円」に、「五十九万五千円」を「六十六万円」に、「八十八万円」を「九十九万円」に、「百二十万円」を「百三十万円」に改める。

別表第二号表中「一七、一〇〇円」を「二三、〇〇〇円」に、「三九、〇〇〇円」を「一八九、〇〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「五一、〇〇〇円」に、「七九、〇〇円」を「一〇七、〇〇〇円」に、「五一、〇〇〇円」を「七〇、〇〇〇円」に、「三八、〇〇〇円」を「五二、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「一八三、〇〇〇円」を「二四八、〇〇〇円」に、「一五、〇〇〇円」を「二五、〇〇〇円」に、「一三〇、〇〇〇円」を「一七六、〇〇〇円」に、「一〇七、〇〇〇円」を「一四五、〇〇〇円」に、「八六、〇〇〇円」を「一六、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表及び第五号表を次のように改める。

第三五三、六〇〇円以下ノモノ
三三六、八〇〇円超ニ三三三、六〇〇円以下ノモノ
二〇三、一〇〇円超ニ三三六、八〇〇円以下ノモノ
一九五、一〇〇円超ニ二〇三、一〇〇円以下ノモノ
一八八、七〇〇円超ニ一九五、一〇〇円以下ノモノ
一八二、四〇〇円超ニ一八八、七〇〇円以下ノモノ
一七六、七〇〇円超ニ一八二、四〇〇円以下ノモノ

第四号表

退職当時ノ俸給年額	率
五九六、五〇〇円以上ノモノ	一七・〇割
五四八、五〇〇円超ニ五九六、五〇〇円未満ノモノ	一七・五割
五二四、五〇〇円超ニ五四八、五〇〇円以下ノモノ	一八・〇割
五〇五、四〇〇円超ニ五二四、五〇〇円以下ノモノ	一八・五割

三五三、六〇〇円以下ノモノ	一九・〇割
三三六、八〇〇円超ニ三三三、六〇〇円以下ノモノ	一九・五割
二〇三、一〇〇円超ニ三三六、八〇〇円以下ノモノ	二〇・〇割
一九五、一〇〇円超ニ二〇三、一〇〇円以下ノモノ	二〇・五割
一八八、七〇〇円超ニ一九五、一〇〇円以下ノモノ	二一・〇割
一八二、四〇〇円超ニ一八八、七〇〇円以下ノモノ	二一・五割
一七六、七〇〇円超ニ一八二、四〇〇円以下ノモノ	二二・〇割

第五号表

退職当時ノ俸給年額	率
一七、一〇〇円ヲ超エ一七六、七〇〇円以下ノモノ	二二・五割
一六六、一〇〇円ヲ超エ一七一、〇〇〇円以下ノモノ	二三・〇割
一六一、二〇〇円ヲ超エ一六六、一〇〇円以下ノモノ	二三・五割
一五五、三〇〇円ヲ超エ一六一、二〇〇円以下ノモノ	二四・〇割
一五一、二〇〇円ヲ超エ一五五、三〇〇円以下ノモノ	二四・五割
一四七、六〇〇円ヲ超エ一五一、二〇〇円以下ノモノ	二五・〇割
一四四、〇〇〇円ヲ超エ一四七、六〇〇円以下ノモノ	二五・五割
一三八、五〇〇円ヲ超エ一四四、〇〇〇円以下ノモノ	二六・〇割
一三三、二〇〇円ヲ超エ一三八、五〇〇円以下ノモノ	二六・五割
一三三、二〇〇円以下ノモノ	二七・〇割
五九六、五〇〇円以上ノモノ	二二・八割
五四八、五〇〇円ヲ超エ五九六、五〇〇円未満ノモノ	二三・二割
五二四、五〇〇円ヲ超エ五四八、五〇〇円以下ノモノ	一三・六割
五〇五、四〇〇円ヲ超エ五二四、五〇〇円以下ノモノ	一四・〇割
三三三、六〇〇円ヲ超エ五〇五、四〇〇円以下ノモノ	一四・三割
三三六、八〇〇円ヲ超エ三三三、六〇〇円以下ノモノ	一四・七割
一九五、一〇〇円ヲ超エ三三六、八〇〇円以下ノモノ	一五・〇割
一七六、七〇〇円ヲ超エ一九五、一〇〇円以下ノモノ	一五・五割
一七一、〇〇〇円ヲ超エ一七六、七〇〇円以下ノモノ	一六・〇割
一六六、一〇〇円ヲ超エ一七一、〇〇〇円以下ノモノ	一六・五割
一六一、二〇〇円ヲ超エ一六六、一〇〇円以下ノモノ	一六・九割
一五五、三〇〇円ヲ超エ一六一、二〇〇円以下ノモノ	一七・四割
一五一、二〇〇円ヲ超エ一五五、三〇〇円以下ノモノ	一八・〇割
一四七、六〇〇円ヲ超エ一五一、二〇〇円以下ノモノ	一八・三割
一四四、〇〇〇円ヲ超エ一四七、六〇〇円以下ノモノ	一八・八割
一三八、五〇〇円ヲ超エ一四四、〇〇〇円以下ノモノ	一九・三割
一三三、二〇〇円ヲ超エ一三八、五〇〇円以下ノモノ	一九・八割
一三三、二〇〇円以下ノモノ	二〇・三割

右ニ掲グル率ニ依リ計算シタル年額が四三、四五二円未満トナルトキニ於ケル第七十五
条第一項第三号ニ規定スル扶助料ノ年額ハ四三、四五二円(退職当時ノ俸給年額が一
二四、〇〇〇円未満ナルトキハ四三、四五二円ニ二二、四〇〇円ニ対スル退職当時ノ俸給
年額ノ割合ヲ乗ジテ得タル額)トス

右ニ掲グル率ニ依リ計算シタル年額が七二、四二〇円未満トナルトキニ於ケル第七十五
条第一項第二号ニ規定スル扶助料ノ年額ハ七二、四二〇円(退職当時ノ俸給年額が一
二四、〇〇〇円未満ナルトキハ七二、四二〇円ニ二二、四〇〇円ニ対スル退職当時ノ俸給
年額ノ割合ヲ乗ジテ得タル額)トス

昭和三十一年五月四日 参議院會議録第二十号 恩給法等の一部を改正する法律案外二件

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 恩給法第四十六条に規定する普通恩給又は同法第七十五条第一号に規定する扶助料以外の扶助料についての前項の規定の適用については、同項中「仮定俸給年額」とあるのは、「仮定俸給年額に千分の千二百二十四(仮定俸給年額が十萬八千二百円であるときは千分の千三百三十一、十二萬三千三百円であるときは千分の千二百二十五)を乗じて得たる額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。の年額)とする。

附則第四十二条の次に次の一条を加える。

(刑に処せられたこと等により恩給を受ける権利又は資格を失つた者の年金たる恩給を受ける権利の取得)

第四十三条 禁錮以上の刑に処せられ、恩給法第九条又は第五十一条の規定により恩給を受ける権利又は資格を失つた公務員で次の各号の一に該当するもの(その処せられた刑が三年(昭和二十二年五月二日以前にあつては二年)以下の懲役又は禁錮の刑であつた者に限る。)のうち、その刑に処せられなかつたとしたならば年金たる恩給を受ける権利を有すべきであつた者又はその遺族は、昭和三十一年十月一日(同日以後次の各号の一に該当するに至つた者については、その該当するに至つた日の属する月の翌月の初日)から、当該年金たる恩給を受ける権利又はこれに基づく扶助料を受ける権利若しくは資格を取得するものとする。

一 恩給法(昭和二十二年法律第二十号)同法施行前の恩給に関する法令を含む。)の規定により刑の言渡しの効力が失われたものとされた者

二 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二十七条の規定により刑の言渡しの効力が失われたものとされた者

2 懲戒又は懲罰の処分により退職し、恩給法第五十一条の規定により恩給を受ける資格を失つた公務員で、公務員等の懲戒免除等に関する法律(昭和二十七年法律第百十七号)に基づく法令(同法施行前の懲戒又は懲罰の免除に関する法令を含む。)の規定により懲戒又は懲罰を免除されたもののうち、当該懲戒又は懲罰の処分がなかつたとしたならば年金たる恩給を受ける権利を有すべきであつた者又はその遺族は、昭和三十一年十月一日(同日以後懲戒又は懲罰の免除を受けた者については、その免除を受けた日の属する月の翌月の初日)から、当該年金たる恩給を受ける権利又はこれに基づく扶助料を受ける権利若しくは資格を取得するものとする。

3 前二項の規定は、公務員の死亡後恩給法に規定する扶助料を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当した遺族については、適用しないものとする。

附則別表第一を次のように改める。

附則別表第一

附則別表第一

附則別表第一

附則別表第一

昭和三十七年五月四日 参議院會議録第二十号 恩給法等の一部を改正する法律案外二件

階 級	仮 定 俸 給 年 額
大將	八一四、八〇〇円
中將	六八一、七〇〇
少將	五三〇、七〇〇
大佐	四四九、六〇〇
中佐	四二三、九〇〇
少佐	三三三、六〇〇
大尉	二六九、五〇〇
中尉	二一〇、六〇〇
少尉	一八五、〇〇〇
准士官	一六二、三〇〇
曹長又は上等兵曹	一三四、五〇〇
軍曹又は一等兵曹	一二八、一〇〇
伍長又は二等兵曹	一二三、一〇〇
兵	一〇八、二〇〇

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第三(イ)中

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

を

改める。

附則別表第三(ロ)中

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

を

右に掲げる率により計算した年額が附則第十四条に規定する率がその者と同一である直近下位の階級の者について計算した場合の年額に満たないときにおけるその者の恩給法第七十五条第一項に規定する扶助料の年額は、当該直近下位の階級の者の同条同項に規定する扶助料の年額と同額とする。

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

に

右に掲げる率により計算した年額が附則第十四条に規定する率がその者と同一である直近下位の階級の者について計算した場合の年額に満たないときにおけるその者の恩給法第七十五条第一項に規定する扶助料の年額は、当該直近下位の階級の者の同条同項に規定する扶助料の年額と同額とする。

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

に

改める。

附則別表第四中「二四、〇〇〇円」を「三三、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「二六、〇〇〇円」を「三五、〇〇〇円」に、「三三、〇〇〇円」を「三〇、〇〇〇円」に、「一九、〇〇〇円」を「二六、〇〇〇円」に、「一五、〇〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に改める。

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表中

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

を

改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。ただし、第一条中恩給法別表第三号表の改正規定及び第二条中恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。)附則別表第五の改正規定並びに附則第五条及び附則第七条の規定は、昭和三十八年七月一日から施行する。

(昭和二十八年十二月三十一日以前に給与事由の生じた文官等の恩給の年額の改定)

第二条 昭和二十八年十二月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した公務員(法律第五十五号附則第十条第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。))を除く、以下附則第十条において同じ。若しくは公務員に準ずる者(法律第五十五号附則第十条第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。))を除く。以下附則第十条において同じ。又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和三十七年十月一日以降給与事由の生ずるものについては、その給与事由の生じた月の翌月分以降、その年額を、次の各号に掲げる年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しない者については、この改定を行わない。

一 第二号及び第三号に掲げる普通恩給及び扶助料以外の普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額

に

を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額

二 恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第百二十四号。以下「法律第百二十四号」といふ。)附則第四号第一項第二号に掲げる普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第二の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額

三 法律第百二十四号附則第四号第一項第三号に掲げる普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額

第三條 前条の規定により年額を改定された普通恩給を受ける者(増加恩給又は傷病年金と併給される普通恩給を受ける者を除く。)又は扶助料を受ける者(妻及び子を除く。)については、六十才に満ちる日の属する月分まで、改定年額と改定前の年額との差額を停止する。この場合において、扶助料を受ける者が二人あり、かつ、その二人が扶助料を受けているときは、そのうちの年長者が六十才に満ちた月をもつて、その二人が六十才に満ちた月とみなす。

2 前条の規定により年額を改定された普通恩給を受ける者(増加恩給と併給される普通恩給を受ける者を除く。)又は扶助料を受ける者については、前項の規定によるのはか、昭和三十三年六月分(昭和三十三年九月三十日)において七十才に満ちてゐる者については昭和三十三年九月分(昭和三十三年九月三十日)以後昭和三十三年九月三十一日までの間に七十才に満ちる者については七十才に満ちた日の属する月分まで、改定年額と改定前の年額との差額の十分の五を停止する。

8 第一項後段の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第一項後段の規定中「六十才」とあるのは、「七十才」と読み替へるものとする。

(公務員恩給に關する経過措置)
第四條 昭和三十三年九月三十日において現に増加恩給(第七項の増加恩給を除く。以下本条において同じ。)を受けてゐる者については、同年十月分以降、その年額(恩給法第六十五條第二項から第七項までの規定による加給の年額を除く。)を改正後の恩給法別表第二号表の年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しない者については、この改定を行なわない。

2 昭和三十三年九月三十日以前に給与事由の生じた増加恩給の同年同月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

第五條 昭和三十三年八月三十日以前に給与事由の生じた傷病年金の金額の計算については、なお従前の例による。

第六條 昭和三十三年九月三十日において現に第七項の増加恩給を受けてゐる者については、昭和三十三年十月分以降、その年額(法律第百五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第六十五條第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。)を改正後の法律第百五十五号附則別表第四の年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しない者については、この改定を行なわない。

2 昭和三十三年九月三十日以前に給与事由の生じた第七項の増加恩給の同年同月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

昭和三十三年五月四日 参議院會議録第二十号 恩給法等の一部を改正する法律案外二件

第七條 昭和三十三年八月三十日において現に傷病年金を受けてゐる者については、同年七月分以降、その年額を改正後の法律第百五十五号附則別表第五の年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額(法律第百五十五号による改正前の恩給法第六十五條ノ二第三項の規定の例による加給年額を含む。)に達しない者については、この改定を行なわない。

2 昭和三十三年八月三十日以前に給与事由の生じた傷病年金の同年同月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

(旧軍人等の恩給の年額の改定)

第八條 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族として普通恩給又は扶助料を受ける者については、昭和三十三年十月分以降、その年額を、改正後の法律第百五十五号附則別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の同法附則の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 附則第二條第一項ただし書の規定は前項の規定による恩給年額の改定について、附則第三條の規定は前項の規定により年額を改定された恩給を受ける者について準用する。

第九條 昭和三十三年九月三十日において現に旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に關する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の規定により扶助料を受けてゐる者については、昭和三十三年十月分以降、その年額を、改正後の同法及び改正後の法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 附則第三條の規定は、前項の規定により年額を改定された扶助料を受ける者について準用する。

(昭和二十九年一月一日以後給与事由の生じた文官等の恩給の年額の改定)

第十條 昭和二十九年一月一日以後退職(在職中死亡の場合の死亡を含む。以下本条において同じ。)した公務員若しくは公務員に準ずる者又はこれらの者の遺族で、昭和三十三年九月三十日において現に普通恩給又は扶助料を受けてゐるものについては、同年十月分以降、その年額を、次の各号に規定する俸給の年額(その年額が四十一万四千円以下であるときは、その年額にそれぞれ対応する法律第百二十四号附則別表第一から第三号に掲げる仮定俸給年額)にそれぞれ対応する附則別表第一から第三号までの仮定俸給年額を退職当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額に改定する。

一 昭和二十八年十二月三十一日以前から引き続き在職してゐた公務員又は公務員に準ずる者にあつては、同日において施行されてゐた給与に關する法令(以下「旧給与法令」といふ。)がこれらの者の退職の日まで施行され、かつ、これらの者が同日において占めてゐた官職を變へることなく退職してゐたならば、これらの者の旧給与法令の規定により受けるべきであつた恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給の年額

二 昭和二十九年一月一日以後就職した公務員又は公務員に準ずる者にあつては、旧給与法令がこれらの者の退職の日まで施行され、かつ、これらの者が就職の日において占めてゐた官職を變へることなく退職してゐたならば、これらの者の旧給与法令の規定により受けるべきであつた恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給の年額

2 附則第二條ただし書の規定は前項の規定による恩給年額の改定について、附則第三條の規定は前項の規定により改定された普通恩給及び扶助料を受ける者について準用する。

昭和三十七年五月四日 参議院會議録第二十号 恩給法等の一部を改正する法律案外二件

(増加恩給と併給される普通恩給等の年額の計算についての特例)

第十一條 恩給法第四十六條に規定する普通恩給又は同法第七十五條第一項第一号に規定する扶助料以外の扶助料についての附則第二條及び前條の規定の適用については、附則第二條及び前條中「仮定俸給年額」とあるのは、「仮定俸給年額に千分の千二百二十四(仮定俸給年額が十萬八千二百円以下であるときは千分の千三百三十一、十一萬三千三百円であるときは千分の千二百二十九、十一萬八千二百円であるときは千分の千二百二十七、十二萬三千三百円であるときは千分の千二百二十五)を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。)の年額」とする。

(職権改定)

第十二條 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、附則第十條の規定によるものを除き、裁定庁が受給者の請求を待たずに行なう。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)

第十三條 改正後の恩給法第五十八條ノ四の規定は、昭和三十七年九月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても適用する。この場合において、普通恩給の支給年額は、この法律の附則の規定による改定前の年額の普通恩給について改正前の恩給法第五十八條ノ四又は法律第百二十四號附則第二十條の規定を適用した場合の支給年額を下ることではない。

附則別表第一

恩給年額計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
七〇、八〇〇 円	八六、〇〇〇 円
七二、六〇〇	八八、三〇〇
七四、四〇〇	九〇、四〇〇
七六、八〇〇	九三、三〇〇
七九、二〇〇	九五、一〇〇
八二、八〇〇	九八、四〇〇
八六、四〇〇	一〇三、二〇〇
九〇、〇〇〇	一〇八、二〇〇
九三、六〇〇	一一三、一〇〇
九七、二〇〇	一一八、二〇〇
一〇〇、八〇〇	一二三、一〇〇
一〇四、四〇〇	一二八、一〇〇
一〇八、〇〇〇	一三一、三〇〇
一一一、六〇〇	一三四、五〇〇
一一五、二〇〇	一三八、二〇〇
一二〇、〇〇〇	一四三、四〇〇
一二四、八〇〇	一四七、八〇〇
一二九、六〇〇	一五二、一〇〇
一三四、四〇〇	一五七、二〇〇

一三九、二〇〇	一六二、三〇〇
一四五、二〇〇	一六七、九〇〇
一五一、二〇〇	一七三、六〇〇
一五七、二〇〇	一八〇、七〇〇
一六〇、七〇〇	一八五、〇〇〇
一六六、七〇〇	一九〇、八〇〇
一七二、六〇〇	一九六、四〇〇
一七八、六〇〇	二〇七、七〇〇
一八一、九〇〇	二一〇、六〇〇
一九〇、一〇〇	二一九、一〇〇
一九八、二〇〇	二二〇、五〇〇
二〇六、四〇〇	二四三、一〇〇
二一四、六〇〇	二四九、五〇〇
二二二、七〇〇	二五五、六〇〇
二三一、一〇〇	二六四、四〇〇
二二六、三〇〇	二六九、五〇〇
二三四、七〇〇	二八四、五〇〇
二五三、九〇〇	二九一、九〇〇
二六三、五〇〇	二九九、六〇〇
二七三、一〇〇	三一四、六〇〇
二八二、七〇〇	三二九、七〇〇
二八六、二〇〇	三三三、六〇〇
二九七、〇〇〇	三四六、〇〇〇
三〇九、〇〇〇	三六三、七〇〇
三二一、〇〇〇	三八一、二〇〇
三三四、二〇〇	三九二、〇〇〇
三四七、四〇〇	四〇二、六〇〇
三五六、六〇〇	四二三、九〇〇
三六九、八〇〇	四四五、三〇〇
三七五、一〇〇	四四九、六〇〇
三九一、〇〇〇	四六六、六〇〇
四〇六、八〇〇	四八八、〇〇〇
四二二、六〇〇	五〇九、四〇〇
四三〇、八〇〇	五三〇、七〇〇
四四七、六〇〇	五四四、一〇〇
四六五、六〇〇	五五八、四〇〇
四八三、六〇〇	五八六、〇〇〇
五〇一、六〇〇	六一三、八〇〇
五一九、六〇〇	六二七、八〇〇

附則別表第二

恩給年額計算の基礎となつて いる俸給年額		假 定 俸 給 年 額	
(イ) 秘書官 又はその 遺族の恩 給	二二八、〇〇〇 円 二六九、四〇〇 三〇九、〇〇〇 三五七、〇〇〇 三九二、四〇〇 四三二、〇〇〇 四八〇、〇〇〇 五二八、〇〇〇	(ロ) 秘書官 又はその 遺族の恩 給以外の	六三六、〇〇〇 六八四、〇〇〇 七二〇、〇〇〇 七六八、〇〇〇 八六四、〇〇〇 九三六、〇〇〇
恩給年額の計算の基礎となつて いる俸給年額が七〇、八〇〇円未満の場合において は、その年額に千分の千二百十四を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数がある ときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げ るものとする。）を假定俸給年額とする。		六四一、四〇〇 六六九、〇〇〇 六八一、七〇〇 六九六、七〇〇 七二四、三〇〇 七五四、四〇〇 七六九、九〇〇 七八四、六〇〇 八〇〇、〇〇〇 八一四、八〇〇 八四四、九〇〇 八七五、〇〇〇 八八九、八〇〇 九〇五、二〇〇	

附則別表第三

恩給年額計算の基礎となつて いる俸給年額		假 定 俸 給 年 額	
恩給	九八四、〇〇〇 一、〇五六、〇〇〇 一、三二〇、〇〇〇	恩給	一、〇四六、九〇〇 一、一二三、五〇〇 一、四〇四、三〇〇
一六〇、七〇〇 円 一七二、六〇〇 一八一、九〇〇 一九八、二〇〇 二〇六、四〇〇 二三一、一〇〇 二五三、九〇〇 二八二、七〇〇 二九七、〇〇〇 三二一、〇〇〇 三五六、六〇〇 三九一、〇〇〇 四二二、六〇〇 四三〇、八〇〇 四六五、六〇〇 五一九、六〇〇 五五五、六〇〇 六一四、四〇〇 六八〇、四〇〇 七五一、二〇〇 八二八、〇〇〇 八六四、〇〇〇 九三六、〇〇〇 九八四、〇〇〇 一、〇五六、〇〇〇 一、三二〇、〇〇〇		一八五、一〇〇 円 一九六、五〇〇 二〇七、九〇〇 二三〇、四〇〇 二四二、七〇〇 二七〇、三〇〇 二九七、〇〇〇 三二九、六〇〇 三四〇、五〇〇 三八二、四〇〇 四〇九、六〇〇 四六五、七〇〇 五〇六、五〇〇 五一六、三〇〇 五五八、九〇〇 六二三、五〇〇 六六九、三〇〇 七二五、〇〇〇 七八五、八〇〇 八四六、七〇〇 九〇七、八〇〇 九一九、二〇〇 九九五、八〇〇 一、〇四六、九〇〇 一、一二三、五〇〇 一、四〇四、三〇〇	

審査報告書

昭和三十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和三十一年四月二十七日

内閣委員長 河野 謙三

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の支給の事情にかえり、その額を恩給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正内容に準じて改正し、よりとするものであつて、その措置は妥当と認める。なお別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用

本法に伴う経費は昭和三十一年度においては五千百万円であり、平年度においては三億四千二百百万円である。

附帯決議

一、今回の年金額改定の結果、本法適用者と新法施行後の退職者の共済年金間に不均衡が生じているが、この傾向は、今後、更に顕著となるおそれがあるので、政府は、両者間において、その支給原因発生時期による不均衡を生ぜしめないよう検討し、是正の措置を講ずべきである。

二、廃疾年金については、年齢七十五才未満の者についても昭和三十八

年十月から増額分の全額を支給できるようにするとともに、廃疾年金、遺族年金に最低保障額を設けるよう措置すべきである。

右決議する。

昭和三十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十一年四月二十四日

参議院議長 清瀬 一郎

参議院議長松野鶴平殿

昭和三十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

昭和三十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

昭和三十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

昭和三十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

昭和三十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

昭和三十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

昭和三十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

昭和三十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

昭和三十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

昭和三十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

昭和三十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

昭和三十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

昭和三十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

昭和三十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

昭和三十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

昭和三十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

昭和三十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

昭和三十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

昭和三十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

昭和三十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

昭和三十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

昭和三十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

昭和三十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

昭和三十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

昭和三十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

円であるときは千分の千二百二十七、一万二千五百八十八円であるときは千分の千二百二十五。以下次号及び次条第三項において同じ。を乗じて得た額を俸給とみなし、それぞれ旧陸軍共済組合、特別措置法第一条に規定する共済協会又は同法第二条に規定する外地関係共済組合が支給した年金の算定の例（その算定の際俸給月額に乘すべき月数は、同法第六条第三項の規定により改定された月数によるものとする。）により算定した額とする。

二 公務による死亡を給付事由とする年金又は公務による傷病を給付事由とする年金を受ける権利を有する者の公務によらない死亡を給付事由とする年金 昭和三十三年の仮定俸給に对应する別表第一の仮定俸給に千分の千二百二十四を乗じて得た額を俸給とみなし、それぞれ前号に規定する旧陸軍共済組合、共済協会又は外地関係共済組合が支給した年金の算定の例（その算定の際俸給月額に乘すべき月数は、公務による死亡を給付事由とする年金にあつては、別表第二の上欄に掲げる当該仮定俸給に同じ同表の下欄に掲げる率を二箇月に乗じた月数によるものとし、公務による傷病を給付事由とする年金を受ける権利を有する者の公務によらない死亡を給付事由とする年金にあつては、特別措置法第六条第三項の規定により改定された月数によるものとする。）により算定した額とする。

2 次の各号に掲げる年金については、前項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和三十三年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 前項第一号に掲げる年金 別表第三に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては三万一千円を、三級から六級までに該当するものにあつては七千円をそれぞれ加算した額とする。）

二 前項第二号に掲げる年金のうち公務による死亡を給付事由とするもの 七万一千円

三 前項第二号に掲げる年金のうち公務による傷病を給付事由とする年金を受ける権利を有する者の公務によらない死亡を給付事由とするもの 四万二千六百円

3 前項第二号に掲げる年金を受ける権利を有する者に扶養遺族（戦傷病者戦没者遺族等優遇法（昭和二十七年法律第二百七十七号）第二十四条に規定する遺族（夫、子、父、母、孫、祖父、祖母又は同条に規定する入夫婚姻による妻の父若しくは母にあつては、同法第二十五条第一項各号の条件に該当するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）があるときは、前項第二号に掲げる額に次に掲げる額を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

一 扶養遺族が一人である場合 五千元

二 扶養遺族が二人以上である場合 七千元

4 前条第二項の規定は第一項第一号の規定による年金額の改定の場合について、同条第二項から第五項までの規定は第一項第二号の規定による年金額の改定の場合について、同条第三項から第五項までの規定は第二項第二号又は第三号の規定による年金額の改定の場合について、それぞれ準用する。

（旧法による年金の額の改定）

第三条 昭和二十八年十二月三十一日以前における俸給をその年金額の算定の基準とした旧法の規定による退職年金、廢疾年金又は遺族年金（同法第九十四条の二の規定によりこれら年金とみなされた年金を含む。）については、昭和三十三年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる年金の区分に応じ当該各号に掲げる額に改定する。

一 昭和三十三年法律第二百二十六号第三條第二項において準用する同法第一条の二の規定により改定された年金 その額の算定の基準となつた同法別表第一の仮定俸給（同法第三條第四項において準用する同法第一条第二項の規定により従前の年金額をもつて改定した年金額とした年金に）ついては、同法第三條第二項において準用する同法第一条の二の第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基準となるべき同法別表第一の仮定俸給（以下次号及び第三項において同じ。）に对应する別表第一の

仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額とする。

二 昭和三十三年法律第二百二十六号第三條第一項の規定により改定された年金（前号に掲げる年金を除く。）その額の算定の基準となつた同法別表第一の仮定俸給に对应する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額とする。

三 昭和二十八年法律第六十号第一條第一項から第三項までの規定により改定された年金（前二号に掲げる年金を除く。）その額の算定の基準となつた同法別表の仮定俸給（同条第三項の規定により従前の年金額をもつて改定した年金額とした年金に）ついては、同条第一項及び第二項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基準となるべき仮定俸給（以下第三項において「昭和二十八年の仮定俸給」という。）に对应する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額とする。

2 昭和二十九年一月一日以後に旧法の退職（死亡を含む。以下この項及び次条において同じ。）をした組合員に係る旧法の規定による退職年金、廢疾年金及び遺族年金で、昭和三十三年九月三十日において現に支給されているものについては、その者又はその遺族の請求により、同年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる俸給（その額が三万四千五百円以下であつた場合には、その額にそれぞれ対応する昭和三十三年法律第二百二十六

号別表第一の仮定俸給）に对应する別表第一の仮定俸給を退職当時の俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

一 昭和二十八年十二月三十一日以前から引き続き在職していた組合員にあつては、同日において施行されていた給付手続に関する法令（以下「旧給付法令」という。）がその者の退職の日まで施行され、かつ、その者が同年十二月三十一日において占めていた官職を要することなく退職をしていたとしたならば、その者が旧給付法令の規定により受け得べきであつた俸給で、これらの年金の額の算定の基準となるべきもの

二 昭和二十九年一月一日以後旧法の組合員となつた者にあつては、旧給付法令がその者の退職の日まで施行され、かつ、その者が旧法の組合員となつた日において占めていた官職を要することなく退職をしていたとしたならば、その者が旧給付法令の規定により受け得べきであつた俸給で、これらの年金の額の算定の基準となるべきもの

3 旧法第九十条の規定による年金のうち次の各号に掲げるものについては、昭和三十三年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 昭和三十三年法律第二百二十六号第三條第四項において準用する同法第二条第二項の規定により改定された年金 その額の算定の基準となつた同法別表第一の仮定俸給に对应する別表第一

二 昭和三十三年法律第二百二十六

給に対応する別表第一の仮定條

三 昭和二十八年法律第百六十号

分の千二百二十四を乗じて得た額

第一条第二項から第五項まで

項の規定に係る部分に限る。）の規

第四条 前条の規定は、公共企業体

ける年金に相当するもの（昭和三

(端數計算)

その端数を切り捨てた額をもつて

第六條 第三條の規定による年金額

百二十八号) 附則第二十条第一項

ののうち国家公務員である者（旧

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法と)

者で、同一の事由により戦傷病者

用しない。

る共済組合等からの年金受給者の

別掲置法等の規定による年金の給

第四条 国家公務員共済組合法の長

十五号附則第四十三条の規定の適

第三項中「前項」を「第二項」に改

昭和三十三年一月一日前に終行

部を改正する法律（昭和三十三年）

第五条 旧令による共済組合等から

第三條第四項中「前條第三項」

条第三項から第六項まで」に改め

分以後の退職年金について適用

付事由が生じた退職年金について

新行集 日方公行 卷二 四

て必要な事項は、政令で定める。

別表第一

昭和二十八年法律第百六十号別表又
は昭和三十三年法律第百二十六号別
表第一の仮定俸給

仮 定 俸 給	
五、九〇〇円	七、一六七円
六、〇五〇	七、三五八
六、二〇〇	七、五三三
六、四〇〇	七、七七五
六、六〇〇	七、九二五
六、九〇〇	八、二〇〇
七、二〇〇	八、六〇〇
七、五〇〇	九、〇一七
七、八〇〇	九、四二五
八、一〇〇	九、八五〇
八、四〇〇	一〇、二五八
八、七〇〇	一〇、六七五
九、〇〇〇	一〇、九四二
九、三〇〇	一一、二〇八
九、六〇〇	一一、五一七
一〇、〇〇〇	一一、九五〇
一〇、四〇〇	一二、三二七
一〇、八〇〇	一二、六七五
一一、二〇〇	一三、一〇〇
一一、六〇〇	一三、五二五
一二、一〇〇	一三、九九二
一二、六〇〇	一四、四六七
一三、一〇〇	一五、〇五八

一三、三九二	一五、四一七
一三、八九二	一五、九〇〇
一四、三八三	一六、三六七
一四、八八三	一七、三〇八
一五、一五八	一七、五五〇
一五、八四二	一八、二五八
一六、五一七	一九、二〇八
一七、二〇〇	二〇、二五八
一七、八八三	二〇、七九二
一八、五五八	二一、三〇〇
一九、二五八	二一、〇三三
一九、六九二	二二、四五八
二〇、三九二	二三、七〇八
二一、一五八	二四、三二五
二一、九五八	二四、九六七
二二、七五八	二六、二一七
二三、五五八	二七、四七五
二三、八五〇	二七、八〇〇
二四、七五〇	二八、八三三
二五、七五〇	三〇、三〇八
二六、七五〇	三一、七六七
二七、八五〇	三三、六六七
二八、九五〇	三三、五五〇
二九、七二七	三五、三二五
三〇、八一七	三七、一〇八
三一、二五八	三七、四六七

昭和三十七年五月四日 参議院會議録第二十号 恩給法等の一部を改正する法律案外二件

三二、五八三	三八、八八三
三三、九〇〇	四〇、六六七
三五、二一七	四二、四五〇
三五、九〇〇	四四、二二五
三七、三〇〇	四五、三四二
三八、八〇〇	四六、五三三
四〇、三〇〇	四八、八三三
四一、八〇〇	五一、一五〇
四三、三〇〇	五二、三一七
四四、八〇〇	五三、四五〇
四六、三〇〇	五五、七五〇
四七、八〇〇	五六、八〇八
四九、五〇〇	五八、〇五八
五一、二〇〇	六〇、三五八
五一、九〇〇	六二、八六七
五四、八〇〇	六四、一五八
五六、七〇〇	六五、三八三
五八、六〇〇	六六、六六七
六〇、五〇〇	六七、九〇〇
六二、六〇〇	七〇、四〇八
六四、七〇〇	七二、九一七
六六、八〇〇	七四、一五〇
六九、〇〇〇	七五、四三三

備考
 一 年金額の算定の基準となつてゐる昭和二十八年法律第六十号別表又は昭和三十三年法律第二百二十六号別表第一の仮定俸給が五、九〇〇円未満のときは、その仮定俸給の額に千分の千二百十四を乗じて得た金額（円に満たない端数があるときは、これを切り捨てた金額）をこの表の仮定俸給とする。

別表第二

二 仮定俸給のうち五、九〇〇円をこえ、六九、〇〇〇円に満たないものでこの表の上欄に掲げられていないものについては、その直近多額の仮定俸給に対応するこの表の仮定俸給による。

仮 定 俸 給	率
四九、七〇八円以上のもの	一七・〇割
四五、七〇八円をこえ四九、七〇八円以下のもの	一七・五割
四三、七〇八円をこえ四五、七〇八円以下のもの	一八・〇割
四二、一一七円をこえ四三、七〇八円以下のもの	一八・五割
二九、四六七円をこえ四二、一一七円以下のもの	一九・〇割
二八、〇六七円をこえ二九、四六七円以下のもの	一九・五割
一六、九二五円をこえ二八、〇六七円以下のもの	二〇・〇割
一六、二五八円をこえ一六、九二五円以下のもの	二〇・五割
一五、七二五円をこえ一六、二五八円以下のもの	二一・〇割
一五、二〇〇円をこえ一五、七二五円以下のもの	二一・五割
一四、七二五円をこえ一五、二〇〇円以下のもの	二二・〇割
一四、二五〇円をこえ一四、七二五円以下のもの	二二・五割
一三、八四二円をこえ一四、二五〇円以下のもの	二三・〇割
一三、四三三円をこえ一三、八四二円以下のもの	二三・五割
一二、九四二円をこえ一三、四三三円以下のもの	二四・〇割
一二、六〇〇円をこえ一二、九四二円以下のもの	二四・五割
一二、三〇〇円をこえ一二、六〇〇円以下のもの	二五・〇割
一二、〇〇〇円をこえ一二、三〇〇円以下のもの	二五・五割
一一、五四二円をこえ一二、〇〇〇円以下のもの	二六・〇割
一一、一〇〇円をこえ一一、五四二円以下のもの	二六・五割
一一、一〇〇円以下のもの	二七・〇割

別表第三

障害の等級	年金額
一級	一三三、〇〇〇円
二級	一八九、〇〇〇円
三級	一五一、〇〇〇円
四級	一〇七、〇〇〇円
五級	七〇、〇〇〇円
六級	五二、〇〇〇円

備考

一 障害の等級の区分は、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十九号）別表第二に基づいて大蔵大臣が定めたところによる。

二 この表の四級、五級又は六級に該当する障害で、それぞれ恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表の二に定める第三項、第四項又は第五項に該当するものに係る年金については、大蔵大臣の定めるところにより、その障害の程度が四級に該当するものにあつては、「一〇七、〇〇〇円」とあるのは、「一二九、〇〇〇円」と読み替へるものとし、その障害の程度が五級又は六級に該当するものにあつては、それぞれその一級上位の等級に該当するものとみなす。

審査報告書

外務省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年四月三十日

内閣委員長 河野 謙三

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、対外経済協力を推進するため経済協力部を経済協力局に昇格すること、在ジネネラ国際機関日本政府代表部の長を大使に昇格すること及び在外公館の増強等に伴う定員の増加等の改正を行なうとするものであり、その措置は妥当と認める。

二、費用

本法律案施行に伴い、定員の増加による人件費として本年度約九千三百万円を要する。

外務省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年四月十九日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長松野鶴平殿

（小字及び一は衆議院修正）

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 外交政策上の経済協力（技術協力を含む。以下同じ）の推進及び本邦からの海外投資に関する利益の保護

第四条中第二十九号を第三十号とし、第十七号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 外交政策上の経済協力を推進し、及び本邦からの海外投資に関する利益を保護するため必要措置をとること。

第五条第一項中「八局」を「九局」に、「経済局」を「経済協力局」に改め、同条第四項を削る。

第八条第一項第四号中「技術協力を含む。以下同じ。」を削る。

第十条第一項第四号から第六号まで及び第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（経済協力局の事務）

第十条の二 経済協力局において、次の事務をつかさどる。

一 経済協力に関する協定に関すること。

二 経済協力に関する国際機関との協力に関すること。

三 本邦からの海外投資に関する利益を保護し、及び増進すること。

四 国際経済協力事情の調査並びにこれに関する統計の作成及び資料の収集を行なうこと。

五 前各号に掲げるもののほか、外務省の所掌に係る経済協力に関すること。

第二十五条第二項中「それぞれ特命全權大使及び特命全權公使」を「特命全權大使」に改める。

第三十条の表中「七五人」を「七八人」に、「二三三人」を「二三七〇人」に、「二、三九八人」を「二、四四八人」に改める。

附則

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。ただし、第二十五条第二項の改正規定は、昭和三十七年十月一日から施行する。

（河野謙三君登壇、拍手）

○河野謙三君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、恩給法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案の改正の第一点は、旧軍人及び昭和二十八年以前に退職した文官並びにこれらの遺族の年金である恩給について、原則として一般退職者及びその遺族の恩給年額は、公務員の二万円ベース給与の俸給を基準として算定した額に、公務員及び公務死没者の遺族の恩給年額は、二万四千円ベースを基準として算定した額に増額改定することでありまして、この措置は、昭和三十七年十月以降三カ年にわたる年次計画により処理することとし、また、その実施については、公務員病者、遺家族、老齢者から先に適用することとしたしております。

なお、右の増額措置に伴い、昭和二十九年以後の退職者及びその遺族についても、これに準ずる措置を講ずることとしたほか、普通恩給については多額所得者に対する恩給停止基準の引き上げ等の改正をいたしております。

改正の第二点は、刑に処せられ、または懲戒処分等によつて年金である恩給に関する権利を失った人々について

昭和三十七年五月四日 参議院会議録第二十号 恩給法等の一部を改正する法律案外二件

昭和三十三年五月四日 参議院會議録第二十号 恩給法等の一部を改正する法律案外二件

て、将来、年金恩給を受けられる道を開くこととあります。

次に、昭和三十三年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案は、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定により現に支給されている年金を、今般の恩給の額の改定措置等に準じて改定することにより、旧国家公務員共済組合法の規定により現に支給されている年金につきましても、これに準じて所要の改正を行なうとするものであります。

当委員会におきましては、以上三法律案を一括して審査に当たりましたが、質疑のおもなるものを申し上げますと、公務員の給与改定と恩給改定の関係、普通恩給を二万円ベースにした理由、軍人恩給における階級差の問題、恩給改定に伴う所要経費、旧令共済組合等の廃除年金を二万円ベースにした理由等でありまして、小平総理府事務局長及び政府委員より、それぞれ答弁がありました。その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わります。両案につき一括して討論に入りましたところ、山本委員より、恩給法等の改正法案につきましては、自民・社会両党共同提案にかかると「旧満鉄職員等の在職期間通算に関する附帯決議案」を、旧令共済組合等の年金額改定法案につきましては、自民・社会両党共同提案にかかると「本法適用者と新法施行後の退職者の共済年金額の不均衡の是正及び廃除年金、遺族年金の最低保障額設置等に関する附

帯決議案」を付して、両案に賛成する旨の発言がありました。

討論を終わります。採決の結果、両法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定し、両附帯決議案も全会一致をもって可決決定いたしました。

なお、右附帯決議に対し、小平総理府事務局長及び堀本大蔵政務次官より、それぞれ附帯決議の趣旨を尊重し、今後検討する旨の発言がありました。

最後に、外務省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、低開発国に対する開発援助の重要性と事務量の増加に顧み、経済局の経済協力部を経済協力局に昇格すること、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部の長を大使に昇格すること、及び、在外公館の増強等に伴い、特別職三人、一般職四十七人の増員等の改正を行なうとするものであります。

当委員会におきましては、対外経済協力の現状と経済協力局昇格の趣旨、海外移住の実情及び移住政策と経済協力との関係、技術研修生の受け入れ、専門家の派遣、その他、技術協力の現状、東南アジアに対する投資並びに賠償による経済協力の実施状況等について質疑応答がなされましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わります。別に討論もなく、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって三案は可決せられました。次会の議事日程は、決定次第、公報をもって御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十七分散会

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君
副議長 平井 太郎君

議員

杉山 昌作君 石田 次男君
温水 三郎君 谷口 慶吉君
森 八三三君 牛田 寛君
竹中 恒夫君 田中 清一君
櫻井 志郎君 加賀山之雄君
村山 道雄君 大泉 寛三君
大竹平八郎君 中尾 辰義君
鈴木 恭一君 佐藤 芳男君
白木義一郎君 小平 芳平君
三木與吉郎君 苦米地英俊君
田中 啓一君 高瀬莊太郎君
佐藤 尚武君 市川 房枝君
村松 久義君 堀 末治君
藤野 繁雄君 村上 義一君
大谷 繁潤君 太田 正孝君
黒川 武雄君 泉山 三六君
杉原 荒太君 野上 進君
山本 杉君 谷村 貞治君
天竺 良吉君 米田 正文君
鳥島徳次郎君 岸田 幸雄君

北島 教真君 金丸 富夫君
川上 為治君 徳永 正利君
仲原 善一君 石谷 憲男君
増原 恵吉君 前田佳都男君
勝保 稔君 佐野 廣君
鍋島 直昭君 最上 英子君
岡崎 真一君 武藤 常介君
野本 品吉君 田中 茂穂君
谷口弥三郎君 杉浦 武雄君
新谷寅三郎君 斎藤 昇君
木内 四郎君 石原幹市郎君
宮澤 喜一君 吉武 恵市君
永野 護君 林屋亀次郎君
小林 英三君 中野 文門君
堀本 宜実君 山本 利壽君
村上 春蔵君 鹿島 俊雄君
植垣弥一郎君 赤間 文三君
青田源太郎君 林田 正治君
松村 秀逸君 松野 孝一君
井川 伊平君 塩見 俊二君
上林 忠次君 堀原 茂嘉君
高橋 衛君 高野 一夫君
前田 久吉君 河野 謙三君
横山 フク君 平島 敏夫君
館 哲二君 小林 武治君
大谷 賛雄君 青柳 秀夫君
井上 清一君 柴田 榮君
高橋進太郎君 小沢久太郎君
古池 信三君 西郷吉之助君
安井 謙君 木暮武太夫君
重宗 雄三君 堀木 謙三君
一松 定吉君 青木 一男君
鹿島守之助君 津島 壽一君
野田 俊作君 大森 創造君
千葉千代世君 山本伊三郎君
鶴岡 哲夫君 横川 正市君
岡村文四郎君 松永 忠二君

森 元治郎君 大河原一次君
光村 基助君 劍木 亨弘君
重政 庸徳君 亀田 得治君
加瀬 完君 大和 与一君
大倉 精一君 西川甚五郎君
下村 定君 小笠原三男君
中田 吉雄君 高田なほ子君
米田 勲君 湯澤三千男君
加藤シヅエ君 清澤 俊英君
吉田 法晴君 木村鶴八郎君
阿具根 登君 永岡 光治君
松澤 兼人君 須藤 五郎君
森中 守義君 北村 暢君
永末 英一君 基 政七君
安田 敏雄君 田上 松衛君
田畑 金光君 木下 友敬君
平林 剛君 秋山 長造君
久保 等君 片岡 文重君
相馬 助治君 戸叶 武君
山口 重彦君 矢嶋 三義君
天田 勝正君 岡 三郎君
重盛 壽治君 藤原 道子君
村尾 重雄君 中村 正雄君
曾根 益君 千葉 信君
近藤 信一君 羽生 三七君
内村 清次君 赤松 常子君
棚橋 小虎君

内閣総理大臣 池田 勇人君
外務大臣 小坂善太郎君
大蔵大臣 水田三喜男君
厚生大臣 灘尾 弘吉君
農林大臣 三木 武夫君
臨時代理大臣 佐藤 榮作君
通商産業大臣 中村 梅吉君
建設大臣 安井 謙君
自治大臣 藤山愛一郎君
国務大臣

政府委員

法制局長官 林 修三君

法制局第一部長 山内 一夫君

総理府総務長官 小平 久雄君

經濟企画
政務次官 菅 太郎君

外務政務次官 川村善八郎君

大蔵政務次官 堀本 宜実君

厚生省公衆
衛生局長 尾村 偉久君

運輸政務次官 有馬 英治君

参議院會議録第十九号(その一)中正
誤

ベシ段 行 誤 正

古セ一 三 羅列

古元ニ 終り
からの 効力 努力参議院會議録第十九号(その二)中正
誤

ベシ段 行 誤 正

セ三一 一 松平勇雄登 松平勇雄君
登壇

セ四ニ 二 以下 以上

昭和三十七年五月四日 参議院會議録第二十号

昭和三十七年五月四日 参議院會議録第二十号

八〇六

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定價 一部 十五円
(但し定価以下二十円)
(郵送料別)

発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三三 五番機